

2026

北九州市中小企業 支援ガイドブック

～ 助成金、融資、相談窓口など ～



中小企業者・小規模企業者とは

1 中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

- ◇多くの補助金・助成金において「みなし大企業」として大企業と密接な関係を有する企業が対象から外れる場合があります。詳しくは各制度の担当者にお問合せください。
- ◇中小企業融資については、中小企業信用保険法の適用を受け、中小企業と同様に事業を行うNPO法人も対象となる制度があります。
- ◇中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下又は従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下又は従業員300人以下を中小企業とする場合があります。法令所管課にお問合せください。

2 小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

- ◇「商業」とは、卸売業・小売業を指します。
- ◇商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業としています。

【注意点】

1. 本書は2026年4月現在で編集しています。
2. 掲載されている内容は、各支援メニューの“概要”ですので、実際の利用に当たっては、各項目下欄に掲載の「問い合わせ先」までご確認ください。
3. 掲載されている内容（金額、要件、申請時期等）が変更される場合もありますので、ご注意ください。

「北九州市中小企業振興条例」の概要

平成26年12月議会にて可決・成立、平成27年4月1日施行

条例制定にあたって（前文）

本市は、ものづくりを基幹産業とした産業都市として発展してきました。その発展を支えているのが、中小企業です。また、中小企業は、本市経済への寄与だけでなく、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業は、市民生活の向上にとって欠くことのできない存在です。

しかし、中小企業を取り巻く状況は、厳しさを増しています。

そこで、本市の中小企業の経営基盤を強化し、本市の中小企業がその力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていくために、この条例を制定しました。

基本理念（第3条）

- 中小企業者は、経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化に自主的に努める。
- 市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援する。



それぞれの責務・役割（第4条～第9条）

金融機関 第7条

- 必要な融資を行うなど、中小企業者の事業活動を積極的に支援 など

市民 第8条

- 中小企業が果たす役割の重要性を理解し、健全な発展に協力

大企業者 第6条

- 中小企業者へ業務を発注する等の場合には、基本理念の実現に取り組む など

中小企業者 第4条

- 経営改善等に自主的に努める
- 中小企業者相互の連携・協力
- 人材の育成、働きやすい環境の整備 など

市 第9条

- 関係機関と協力し、施策を総合的に実施
- 中小企業者の実態の把握、意見の反映
- 中小企業者の人材育成・確保、資金供給の円滑化
- 市の工事発注等にあたって、中小企業者の受注機会を増大
- 市民・児童生徒の理解促進 など

中小企業団体 第5条

- 中小企業者とともに、基本理念の実現に取り組む

その他

- 市は、経営資源の確保など、小規模企業者の事情に配慮する。
- 市は、中小企業の支援に資する商店街の活性化施策を講じる。 など

北九州市中小企業振興条例

北九州市は、江戸時代に城下町として栄えた小倉、明治以降に石炭積出港として栄えた若松、官営八幡製鐵所が建設され日本の近代産業発祥の地として発展した八幡と戸畑、陸海の交通の要衝として重要な役割を果たした門司という5つの個性を持った都市が、世界に例のない対等合併したことにより誕生し、さまざまな企業が集積するたくましい産業都市、また環境先進都市として発展してきた。

その発展を支えているのが、創意工夫を凝らした特色ある事業活動を行うことによって、最先端の技術と優秀な人材を提供し続けてきた中小企業である。

中小企業は、その経済活動による市民の雇用の確保、消費生活の充実、女性の社会参画の推進などの本市経済への寄与にとどまらず、まちづくりや災害対応など、市民生活を支え地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業の存在は、市民生活の向上にとって欠くことのできないものである。

近年、本市の中小企業を取り巻く状況は、グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化の進展による消費の減退などにより、厳しさを増している。

今こそ、本市の中小企業の経営基盤を強化するとともに、本市の中小企業が飛躍の機会を見だし、国内外の需要の変化を捉えた新たな市場の開拓に向けて、その力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていかなければならない。

ここに、本市の中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、市内に事務所又は事業所(以下「事業所等」という。)を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体のうち市内で活動するものをいう。
- (3) 大企業者 市内で事業活動を行う者のうち中小企業者以外のものをいう。
- (4) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事業所等を有するものをいう。
- (5) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに中小企業の振興に係る研究及びその事業化の促進に取り組む機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者が経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化(以下「経営改善等」という。)に自主的に努めるとともに、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援することを基本として推進されなければならない。

(中小企業者の責務)

第4条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に応じ、経営改善等に自主的に努めるものとする。

2 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者相互の連携及び協力に努めるものとする。

3 中小企業者は、人材の育成及び従業員がその能力を十分に発揮するための働きやすい環境の整備に努めるものとする。

4 中小企業者は、中小企業団体が中小企業の振興に関する活動を実施するときは、当該活動に協力するよう努めるものとする。

(中小企業団体の責務)

第5条 中小企業団体は、中小企業者の事業活動を支援するに当たっては、中小企業者とともに、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

(大企業者の責務)

第6条 大企業者は、中小企業者へ業務を発注する等の場合には、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の責務)

第7条 金融機関は、中小企業者の事業活動に対し、必要な融資を行う等の方法により、積極的な支援に努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、中小企業が本市経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第9条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、中小企業者の経営改善等を促進するための施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他関係地方公共団体、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めなければならない。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、中小企業者に関する実態の把握に努めるとともに、中小企業者の意見の反映に努めなければならない。

4 市は、中小企業者の事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業者の経営基盤の強化を促進するよう努めなければならない。

5 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

6 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の選定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理を確保しつつ、中小企業者の参入機会の増大に努めなければならない。

7 市は、出資法人(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人をいう。)、市からの工事の発注、物品及び役務の調達等を受けたもの並びに指定管理者に対し、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めることを求めることができる。

8 市は、中小企業者が安心して暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察等の関係機関と連携してその安全の確保に努めなければならない。

9 市は、中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進するための施策を推進するよう努めなければならない。

10 市は、学校教育において、中小企業者において、中小企業の発展に果たす役割の重要性並びに中小企業者の実績及び魅力を児童生徒が理解できるための施策を推進するよう努めなければならない。

(小規模企業者への配慮)

第10条 市は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

(地域商業の活性化)

第11条 市は、商店街(北九州市商店街の活性化に関する条例(平成25年北九州市条例第35号)第2条第1号に規定する商店街をいう。)の活性化を図るための必要な施策を講ずるに当たっては、その施策が中小企業の支援に資するものとなるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告等)

第13条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年、議会に対して報告するとともに、議会への報告後は、速やかに公表するものとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

目次

第1章 経営サポート

経営に関する相談をしたい

中小企業のための総合支援窓口 ～(公財)北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター～	1
知的財産に関する相談窓口 ～北九州知的財産支援センター～	4
北九州商工会議所 ～中小企業支援相談窓口等～	5
北九州商工会議所取扱の各種共済制度等	7
福岡県中小企業団体中央会	10
司法書士総合相談センター	10

その他の相談窓口

働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口	11
保険・医療・福祉・介護に関する相談窓口	12

ロボット導入・DX（デジタルトランスフォーメーション）について相談したい

ロボット・DX推進センター	13、97
ロボット・DX推進センターにおける取組の紹介	14

ロボット導入・DX推進に関する人材育成・活用支援

ロボット・DXを活用した生産性向上スクール、有給インターンシップ	15、59
北九州DX推進大学	16

ロボット導入・DX推進に関する助成金等

産業用ロボット等導入推進補助金	17
DX推進補助金	17

生産性向上に関する支援

物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金	18
「未来を担う地域中核企業」成長促進プロジェクト	18
中小企業経営改善支援体制強化事業	19
小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金	20
中小企業省力化投資補助金	20
中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）	21
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）	23

税制に関する支援

先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例	24
インボイス制度	25

受注拡大・販路開拓に関する相談をしたい

中小企業支援センター マッチングコーディネート事業、北九州技術マップ	27
---------------------------------------	----

北九州商工会議所	
ビジネスマッチング支援	27
北九州半導体ネットワーク	28
パーツネット北九州	29
北九州宇宙ビジネスネットワーク	29

受注拡大・販路開拓に関する支援

中小企業販路拡大等支援事業	30
北九州発！新商品創出事業	30
オンリーワン企業創出事業	31

第2章 雇用・人材確保および人材育成

雇用に関する相談をしたい

若者の採用に関する相談窓口	34
U・Iターン就職希望者の採用に関する相談窓口	34
障害のある方の採用に関する相談窓口	35
シルバー人材の採用に関する相談窓口	35
外国人材の採用に関する相談窓口	36
福岡県中小企業雇用環境改善支援センター	36

障害者雇用に関する支援

障害者雇用納付金制度	37
障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金	37
重度障害者等就労支援特別事業	38
北九州市立特別支援学校	39

働き方改革等に関する支援

2023年の法改正（残業60時間超の賃金引き上げについて）	40
働き方改革に関する相談窓口	40
働き方改革推進支援助成金	41
よかばい・かえるばい企業	41

パワーハラスメント防止措置について

パワーハラスメント防止のために事業主が講ずべき措置	41
---------------------------	----

女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する支援

助成金による支援制度	42
女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講師派遣、各種セミナー	42
表彰・登録・認定制度	43
Webによる自己診断・情報収集	44
その他（取組企業間の勉強会、情報発信サイト等）	44

雇用に関する助成金等

新たな雇い入れに関する助成金	
トライアル雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金	45

雇用の維持に関する助成金	
雇用調整助成金	4 5
賃金引上げに関する助成金	
業務改善助成金	4 6
北九州市生産性向上・賃金引上げ応援補助金	4 6
北九州市生産性向上・賃金引上げ応援奨励金	4 6
高齢者の雇用に関する助成金	
65歳超雇用推進助成金	4 7
北九州市65歳超雇用応援補助金	4 7

人材の確保・定着に関する支援

求人を出す・求人情報を発信する	
北九州市転職・就職情報サイト ～北九州市しごとまるごと情報局～	4 8
「就職氷河期世代応援企業」登録制度	4 9
福岡県中小企業雇用環境改善支援センター	4 9
地域の人事部支援事業（(仮称)人材バンク）	5 0
北九州リスティングキャンパス運営事業	5 0
～成長のカギは“人”への投資！～ 人的資本経営セミナー	5 0
副業・兼業マッチング支援事業	5 1
中高生向け企業PRイベント	5 1
就活プレ事業（インターンシップ等）	5 2

人材の確保・定着に関する助成金等

中小企業人材確保支援助成金	5 3
職場環境整備助成金	5 4
奨学金返還支援に関する補助金	5 4
人材確保等支援助成金	5 5
福岡県外国人材受入企業支援補助金	5 5
両立支援等助成金	5 6
くるみん助成金（こども家庭庁所管助成事業）	5 6

人材育成（技術力の向上）に関する支援

北九州マイスター、北九州技の達人、北九州マイスター「匠塾」・ヘルプデスク事業	5 7
--	-----

人材育成に関するセミナー

中小企業大学校 人材・後継者育成支援セミナー	5 8
------------------------	-----

人材育成に関する助成金等

人材開発支援助成金	6 0
キャリアアップ助成金	6 1
教育訓練給付	6 1

人材育成機関の紹介

大学院マネジメント研究科（北九州市立大学ビジネススクール）	6 2
（公社）九州機械工業振興会	6 2
マイテク・センター北九州	6 3
九州ポリテクカレッジ	6 3
ポリテクセンター福岡	6 4
中小企業大学校 九州校	6 4

第3章 金融サポート

資金繰りに関する相談をしたい

資金繰り支援等に関する金融相談窓口	65
中小企業総合相談窓口	65

北九州市中小企業融資制度による資金繰り支援

セーフティネット保証5号について

融資制度の紹介

北九州市中小企業融資制度	68
北九州市中小企業融資制度一覧表	70
福岡県中小企業振興資金融資制度	72
福岡県中小企業振興資金融資制度一覧表（概要）	74
日本政策金融公庫の融資制度	76
信用保証協会の公的保証制度 ～福岡県信用保証協会の保証制度～	82

開業に関する融資制度

開業支援資金（北九州市）	84、139
新規創業資金（福岡県）	85、139
新規開業・スタートアップ支援資金（日本政策金融公庫）	85、139

企業立地に関する優遇制度等

企業立地優遇制度（北九州市）	
企業立地促進補助金	86
本社機能等移転・拡充支援	87
オフィス立地促進補助金	88

建設業に関する融資制度

下請セーフティネット債務保証事業等	89、119
下請債権保全支援事業	89、119

第4章 環境ビジネス

環境への取組に関する支援

北九州市脱炭素電力認定制度	90
北九州GX推進コンソーシアム	91
グリーンアジア国際戦略総合特区による支援制度	26、91
省エネ診断	92
「エコアクション21」認証登録支援事業	92

環境への取組に関する助成金等

中小企業の3E-Action（創エネ・省エネ・蓄エネ）応援事業	93
北九州市サーキュラーエコノミー基盤形成促進事業費補助金	94
再エネ100%北九州モデル普及推進補助金	94

国の脱炭素化事業補助等（一部掲載）

脱炭素に関する補助金	95
クリーンエネルギー自動車に関する補助金	96

第5章 研究開発・技術開発

研究開発・技術開発に関する相談をしたい

北九州工業高等専門学校 ～地域共同テクノセンター～	97
公立大学法人北九州市立大学 企業相談窓口	10、98
国立大学法人九州工業大学 未来思考実証センター・産学イノベーションセンター	98
福岡県工業技術センター	99

研究開発・技術開発に関する助成金

環境未来ビジネス創出助成制度	95、100
研究開発プロジェクト支援事業	101
リサイクルの事業化に向けた研究開発支援	95、102
新技術・新製品の研究開発に対する助成 ～キューテックによる助成制度～	103

第6章 分野別（商業・食品関連事業・建設業）

商店街に関する支援

北九州市の商店街に関する支援	
シャッターヒラクプロジェクト	104
福岡県の商店街に関する支援	
がんばる商店街若手人材育成支援事業	104
福岡県がんばる商店街応援事業	105
国((独)中小企業基盤整備機構)の商店街・まちづくりに関する支援(一部掲載)	
中心市街地・商店街等診断・サポート事業	105
中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業	106

商店街に関する助成金等

北九州市の商店街に関する助成	
商店街賑わいづくり支援事業	107
中小企業団体共同施設等設置補助	107
商店街活性化計画づくり支援事業	108
商店街空き店舗活用事業	108、139
商店街あつまる・つながる拠点づくり支援事業	108
福岡県の商店街に関する助成	
福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業	109

小倉の繁華街エリアに関する支援

繁華街エリア魅力向上・魅力発信支援補助金	110
繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金	110

食品関連事業者に関する支援

食ビジネスの市役所ワンストップ窓口	111
食品製造業等の販路開拓支援、農商工連携の推進、地産地消の推進	111

建設業に関する相談をしたい

受注者安心サポートステーション	112
-----------------	-----

建設業に関する支援

建設業の魅力を伝える若者向け情報サイト「ケンセツ男子・ケンセツ女子」	113
建設産業のJobポータル「建設現場へGO!」	114
建設産業ガイドブック	114

建設業に関するセミナー

(公財)福岡県建設技術情報センターによる研修	115
------------------------	-----

建設業に関する助成金等(人材育成)

人材開発支援助成金	116
-----------	-----

建設業に関する助成金等(改修や除却工事)

北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業	117
北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等補助事業	118
すこやか住宅改造助成事業	118

第7章 国際ビジネス

国際ビジネスに関する相談をしたい

北九州貿易・投資ワンストップセンター	120
貿易投資アドバイザー	120
中国ビジネス支援	120
貿易実務講座	120
ジェットロ海外展開支援策	121

国際ビジネスに関する助成金等

中小企業海外展開支援助成金	122
サステナブル環境ビジネス展開事業助成金	95、122
JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業(JICA Biz)	123
JICA日本センター事業	124
JICA留学生をインターンとして受入れ	124

第8章 事業承継

事業承継や後継者探しに関する相談をしたい

北九州市事業承継相談窓口	125
北九州市専用マッチングサイト掲載による後継者探し	126
民間事業者との連携による優秀な経営人材の紹介	126
北九州商工会議所	127
福岡県事業承継・引継ぎ支援センター	128

事業承継・後継者に対する支援

アトツギベンチャー創出事業	129
---------------	-----

事業承継に関するセミナー

北九州市事業承継セミナー	130
(株)北九州銀行 後継者不在先への事業承継支援	130

事業承継やM&A等に関する助成金

北九州市事業承継・M&A促進化助成金	131
事業承継・M&A補助金	132
事業承継に向けた中小企業収益力強化補助金	133
中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金	133

第9章 起業・創業

北九州市創業支援等事業計画	134
---------------	-----

起業・創業の相談をしたい

創業に関するワンストップ相談窓口「COMPASS小倉」	135
その他の相談窓口	135

起業・創業に関する専門家の派遣

中小企業支援センター、北九州商工会議所	136
---------------------	-----

起業・創業に関するセミナー

中小企業支援センター「実践起業塾」	137
ウーマンワークカフェ北九州 各種セミナー	137
北九州商工会議所「創業塾」	137
北九州商工会議所「創業交流会」	137

起業・創業に関する助成金等

企業変革・スタートアップ・グロースサポート事業	138
商店街空き店舗活用事業（開業支援事業）	139
繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金	139

市内の主なインキュベーション施設（創業時に利用可能なコワーキングスペース・オフィス等）	140
---	-----

その他のインキュベーション施設	141
-----------------	-----

ベンチャーキャピタル等とのマッチングの場

(一社)九州ニュービジネス協議会	142
------------------	-----

北九州市スタートアップネットワークの会	142
---------------------	-----

北九州イノベーションゲート	142
---------------	-----

第 10 章 お役立てください（各種制度・情報）

北九州市の国家戦略特区について	143
東田・未来都市プロジェクト	143
SDGs（持続可能な開発目標）について	
SDGs（持続可能な開発目標）とは、北九州 SDGs クラブ	144
北九州市 SDGs ステーション、北九州市 SDGs 登録制度	145
北九州市サステナブル経営認証制度	146
北九州市人権問題啓発推進協議会	147
住むなら北九州市！ 応援団体	147
官公需受注に関する情報について	
入札・契約ポータルサイトー北九州市	148
北九州市の電子契約について	148
官公需情報ポータルサイト（中小企業庁）	148
価格交渉に役立つツール	
価格交渉スキルアップセミナー動画（福岡県）	149
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（公正取引委員会）	149
価格交渉支援ツール（埼玉県）	149
中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック（中小企業庁）	149
事業所から出るごみについて	150
補助金等に関する情報サイトについて	
ミラサポ plus	151
中小企業庁 HP（支援策チラシ一覧ページ）	151
中小企業庁 X（旧ツイッター）	152
e-中小企業ネットマガジン	152
J-net21	152
北九州市のホームページ	153
北九州市コールセンター（ていたんコール）	153

第1章 経営サポート

経営に関する相談をしたい

1 中小企業のための総合支援窓口

～公益財団法人 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター～

中小企業支援センターでは、北九州市内の中小企業者や創業予定の皆様を対象に、経営に関する相談、経営課題解決のための専門家派遣などを行っています。また経営に役立つさまざまな情報も提供しています。

- 【所在地】** 北九州市戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンタービル 1F
(JR 九州工大前駅北側へ徒歩 3 分)
TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450
URL <https://www.ktc.ksrp.or.jp/> E-mail k_info@ksrp.or.jp
- 【開館時間】** 午前 9 時～午後 5 時 (正午～午後 1 時を除く)
- 【休館日】** 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- 【専門家】** 専門的知識を有する経験豊かなマネージャーが、相談窓口での対応や専門家派遣のコーディネートをします。



チーフマネージャー
まえかわ かずゆき
前川 和之

地元金融機関出身
金融機関での経験を活かし、中小企業の資金繰りや融資相談、創業相談など、経営全般に関わる悩みを積極的にサポートする。



マネージャー
もみい たかし
靱井 隆志

アルテックソリューションズ(株)
代表取締役
一級建築士、中小企業診断士。
経営者、エンジニア及び経営コンサルタントの経験を活かし、中小企業の持続的成長を支える仕組みづくりなど総合的な支援を行う。



マネージャー
かわの けんいち
河野 健一

インテリア販売会社で現場やエリアリーダーに携わり、中小企業診断士として独立。現場経験を活かし、特に小売業・卸売業・飲食業等のサポートを得意とする。



マネージャー
もり なおき
森 直樹

産学官すべての立場を経験した知見を活かし、新商品開発や、生産性向上、経営改善等、中小企業の問題可決をサポートする。



巡回相談・マッチング担当
むらた のぶとし
村田 信敏

中小企業診断士
市内の製造業を対象に訪問し、各種相談に応じる。支援施策や担当部署を紹介。あわせて、製造業の受発注のマッチングを担当。

第1章 経営サポート

(1) 経営に関する相談窓口

中小企業や創業予定の皆様が抱える幅広い悩みに総合的に応える相談窓口です。各分野の専門家が、「経営」「資金繰り」「法律」「税務」「労務」など幅広い分野のご相談に個別に応じます。

<中小企業総合相談>

相談分野	経営、マーケティング、資金、税務（インボイス・申告相談等）、労務（ハラスメント等）、技術・技能、ビジネスプラン、IT、事業提携、事業承継、会社設立、省エネ、ISO、海外取引、IoT、DX、新事業創出、BCP（事業継続計画）作成 など
日 時	月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く） ※マネージャー・窓口相談員（司法書士・弁護士・税理士・社会保険労務士・金融相談員等）が対応します。 ※日によって相談員の専門分野が異なりますので、事前にご確認ください。
対応する専門家	中小企業診断士、税理士、司法書士、弁護士、社会保険労務士、金融相談員など各分野の専門家
相談時間	原則として1回1時間程度（内容、予約状況により異なります）
料 金	無料
申込方法	電話による予約（窓口相談員への相談は1週間前までの予約が必要です） TEL 093-873-1430

<休日（土曜・日曜）創業相談>

対象者	平日に来訪が困難な創業予定者
相談分野	創業に関する相談
日 時	土・日曜日（祝日、年末年始を除く）の指定時間
対応する専門家	マネージャー等
相談時間	1時間程度（内容、予約状況により異なります）
料 金	無料
申込方法	電話による予約（完全予約制） TEL 093-873-1430

(2) 専門家によるコンサルティング — 専門家派遣事業 —

専門家派遣事業

創業予定者や中小企業者の皆様が抱えるさまざまな課題の解決や円滑な事業展開に向けて、各分野の専門家を派遣します。

派遣テーマ	中小企業者が抱えるさまざまな経営課題に、幅広く対応します。 (専門家派遣テーマの例) ●就業規則の見直し ●5Sの取り組み・生産性向上 ●ISOに準拠したマネジメントシステムの構築 ●BCP策定 ●販路拡大・新事業展開 ●店舗レイアウトの改善・新商品の開発やブランディング
派遣する専門家	中小企業支援センターに登録している専門家 (資格など) 中小企業診断士、技術士、公認会計士、社会保険労務士、ITコーディネータ、エネルギー専門家、ISO関連の専門家、経営コンサルタントなど
派遣料金	1回目～3回目無料 4回目は、派遣費用(専門家謝金+交通費)の1/3(10,000円程度)、5・6回目は2/3(20,000円程度/回)の負担が必要です。(例:6回派遣の場合→企業負担50,000円程度) ※1企業年度内6回を限度とします。 ※派遣回数は、企業と中小企業支援センターで協議して決定します。
派遣の流れ	①企業 解決すべき経営課題を整理して中小企業支援センターに連絡します。 ↓(申し込み) ②中小企業支援センター マネージャーが面談し、現状と課題を整理した上で、派遣する専門家と派遣回数を決定します。 ↓(派遣) ③企業と専門家 専門家が現地で実情を分析しながら、課題解決に向けたアドバイスと実地指導を行います。
申込方法	電話連絡の上、所定の「派遣申請書」を提出してください。 TEL 093-873-1430

(3) 経営に関する情報の提供

中小企業支援センターでは、経営に関するさまざまな情報を提供しています。ご利用ください。

<ホームページ>

北九州市を中心とした中小企業支援に関する情報を一元的に発信しています。

URL <https://www.ktc.ksrp.or.jp/>

<メールマガジン>

毎週木曜日配信。経営に役立つタイムリーな情報をメールで提供しています。中小企業支援センターのホームページから登録申込みができます。(登録無料)

<ネットワーク北九州(情報紙)>

毎月1日発行。市や中小企業支援センターなどの中小企業支援施策に関する情報を掲載。

中小企業支援センターのホームページからPDF形式(バックナンバー含む)でダウンロードできます。

<データベース「北九州技術マップ」>

市内中小製造業約360社の企業概要、製品、技術等の情報をまとめたデータベース「北九州技術マップ」を中小企業支援センターのホームページ上で公開しています。 [詳しくはP27](#)

URL <https://b2b.ktc.ksrp.or.jp/>



第1章 経営サポート

(4) 巡回相談事業

巡回相談員が直接企業に出向いて、ニーズの掘り起こしを行うとともに、各種相談に応じながら、経営課題解決に向けて、支援施策や担当部署を紹介します。

(5) 経営に関するセミナーの開催

経営に関する各種テーマのセミナーを開催します。

(6) 事業承継に関する窓口相談

事業承継の専門相談員が相談に応じながら、円滑な事業承継・引継ぎのための助言や、専門機関への紹介等を行います。

【問合せ先】

(公財) 北九州産業学術推進機構 (FAIS) 中小企業支援センター

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンタービル 1階

TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

URL <https://www.ktc.ksrp.or.jp/> E-mail k_info@ksrp.or.jp

開館時間 午前9時～午後5時 (正午～午後1時、土日・祝日・年末年始は除く)

2 知的財産に関する相談窓口

北九州知的財産支援センターでは、新技術・新製品開発や新たな特許等の取得・活用を支援するため、知的財産に関する各種サービスを提供しています。

検索・閲覧サービス	特許、実用新案、意匠、商標等の情報について、専門アドバイザーが検索方法等を支援します。
相談・指導サービス	特許、実用新案、意匠、商標等の出願方法、技術移転、実施契約等に関して、専門アドバイザーが相談にお応えします。 また、知財専門家による個別相談会や派遣事業も実施しています。
特許活用サービス	すでに出願された特許等を活用して新製品開発や新規事業分野へ参入する際に、専門アドバイザーが相談にお応えします。

※特許・商標等に関するセミナーを開催します。受講料無料。日程等詳細はホームページに掲載します。

【問合せ先】

北九州知的財産支援センター

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンタービル 1階

TEL 093-873-1432 FAX 093-873-1450

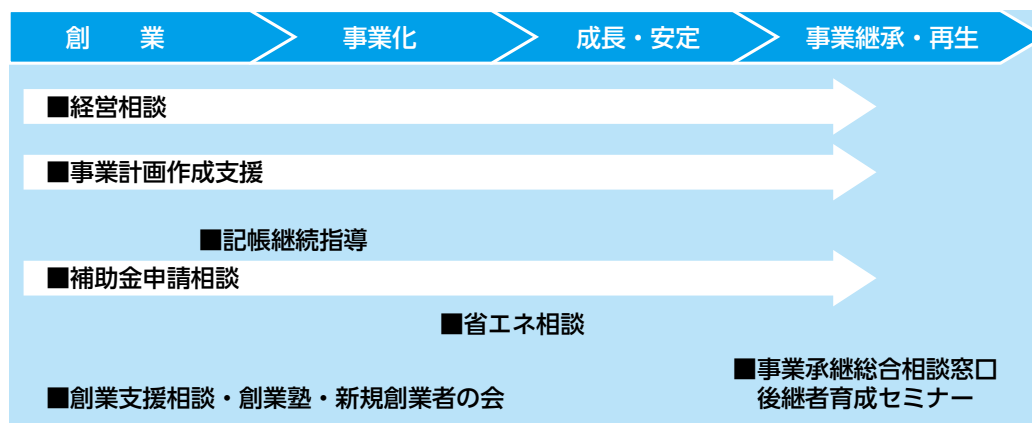
URL <https://www.ktc.ksrp.or.jp/kipc/> E-mail k_kipc@ksrp.or.jp

開館時間 午前9時～午後5時 (正午～午後1時、土日・祝日・年末年始は除く)

3 北九州商工会議所 中小企業支援相談窓口等 経営者の皆様の「困った」にお応えします。

ビジネスに悩みはつきものです。信頼できる地域の相談窓口として、商工会議所をご活用ください。創業から企業の継続・成長まで、中小企業の経営をトータルサポートします。

企業の成長に応じた相談メニュー



(1) 経営相談

① 経営相談（巡回相談、窓口相談）

経営指導員が、経営・金融（各種制度融資の申し込みなど）・税務・労務など、経営に関する悩みにお応えします。北九州商工会議所の市内5ヶ所のサービスセンターにて、随時ご相談をお受けしています。

② 創業相談

創業を志す方のためのセミナーを開催するほか、個別の創業相談にも随時対応しています。創業に必要な手続きや創業計画書の作成方法、資金の調達や開業後の帳簿管理まで、経営指導員と各分野の専門家が連携してさまざまな不安の解決をお手伝いします。まずはお気軽にご相談ください。

③ 税務・記帳相談

市内6ヶ所に設置している税務相談所では、個人の小規模事業者を対象に、低料金で税金の申告指導や税務に関する相談に応じています。帳簿のつけ方がわからない方、忙しくて時間がとれない方などに、税務の指導相談、各種税務申告書の作成、記帳代行などの各種サービスを提供しています。

※個人の小規模事業者を対象としており、高額所得者や個別に税理士の指導を受けている方はご遠慮ください。

④ 経営革新計画他、補助金申請相談

経営革新計画の作成支援をはじめ、小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金、事業承継・引継ぎ補助金などの申請手続き相談に対応します。

⑤ 事業承継の支援

事業を承継するには、後継者の育成、引継ぎに向けた計画の策定、自社株の評価や相続税対策、企業価値の算定など、さまざまな準備が必要です。

当会議所では、親族や従業員への事業承継、企業の合併や買収（M & A）についてのセミナーを開催しています。個別に、専門家を交えて課題に対し直接アドバイスする専門相談も随時お受けしています（専門家は要予約）。また、事業承継診断（無料）も実施しています。お気軽にご相談ください。

福岡県事業承継・引継ぎ支援センターと共催の専門相談（毎月原則第1・3水曜日午後※要予約）や事業譲受希望者（買い手）向け説明会（6・9・12・3月の第3水曜日午後※要予約）もお受けしています。必要に応じて日時を変更する場合がありますので、事前にお問い合わせください。

第1章 経営サポート

⑥ 事業継続力強化計画の策定支援

当会議所では、「事業継続力強化計画」の策定を支援しています。「事業継続力強化計画」（以下、「計画」）とは、中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために必要な項目を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策などを記載するものです。経済産業省により計画の認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等を受けることができます。お気軽にご相談ください。

(2) 専門家による個別指導（費用は無料、原則として年3回まで）

① 専門相談・アドバイザー派遣事業

高度な専門知識を有する各分野の専門家が、個別相談に応じています。（要予約）

<ご相談項目>

経営・財務	税務	労働	法律	店舗・デザイン	技術	情報化	特許・商標	5S	事業承継
-------	----	----	----	---------	----	-----	-------	----	------

② DX サポート（原則として年6回まで）

DXは「難しいIT導入」ではなく、小さな一歩から始める経営改善です。当会議所が登録している専門家「DX サポート」を派遣し、課題解決につながるDXのお手伝いをします。

(3) 各種講習会

経営者向けのほか従業員を対象とした「新入社員セミナー」「管理職向けセミナー」「新任営業社員セミナー」「ビジネス文書作成セミナー」などの各種講習会を随時開催しています。当会議所のホームページで最新情報をご覧ください。

(4) その他

① Connect Kitakyushu ～北九州商工会議所雇用支援プロジェクト～

学生の就職観の変化に対応し、地元企業の採用を支援するため、①企業の採用力強化、②情報発信強化、③学生との接点の多様化を柱に事業を展開しています。

② 事業主や従業員のための福利厚生支援

事業主や従業員のための退職金共済制度や、万が一の事態に備える各種共済制度など、中小企業向けの有利な施策利用のご相談、申し込み受付を行っています。

👉詳しくはP7～P9

【問合せ先】

北九州商工会議所

門司サービスセンター（門司区港町7-8 門司郵船ビル2F TEL 321-2381）

小倉サービスセンター（小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館1F TEL 511-2307）

若松サービスセンター（若松区本町2丁目17-1 ベイサイドプラザ若松アネックス1F TEL 761-2021）

八幡サービスセンター（八幡西区八千代町13-5 八千代ヒルズ1F TEL 642-5381）

戸畑サービスセンター（戸畑区中本町8-14 FARO 戸畑駅前マンション3F TEL 871-2721）

専門相談センター（小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館1F TEL 541-0192）

中小企業振興課（小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館1F TEL 541-0188）

ホームページ <https://www.kitakyushucci.or.jp/> E-mail chushou@kitakyushucci.or.jp

【営業時間】 午前9時～午後5時25分

【休業日】 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、創立記念日（9月1日）

～北九州商工会議所取扱の各種共済制度等～

(1) 労働保険事務組合

労働保険（労災保険・雇用保険）に関する事務処理を事業主に代わって行います。

労働保険事務組合へ委託するメリット

- ①労働保険料の申告・納付等を事業主に代わって手続きしますので事務負担が軽減されます。
- ②金額に関係なく労働保険料を3回に分割納付できます。
- ③労災保険に加入できない事業主なども労災保険に加入できます（特別加入制度）。

委託できる事務の範囲

- ・概算保険料、確定保険料等の申告及び納付に関する手続き
- ・保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事務所設置届等の提出等の手続き
- ・労災保険の特別加入（特別な任意加入）の申請、雇用保険被保険者の届出等の手続き
- ・その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する手続き

(2) 北九州商工会議所 健康診断補助制度

生命共済制度および特定退職金共済制度、普通退職金共済制度の加入者は下記料金を補助します。

		ミニ人間ドック	生活習慣病健診	一般健診	協会けんぽ健診
会員	生命共済・特退共 両方加入者	9,000円	7,000円	6,000円	4,000円
会員	生命共済加入者 特退共加入者 普退共加入者	7,000円	5,000円	4,000円	2,500円
非会員	特退共加入者 普退共加入者	1,000円	1,000円	500円	500円

(3) 北九州商工会議所 生命共済制度

事業主や役員、従業員の事故などを対象とした共済制度です。業務上、業務外を問わず、事故死亡・病気死亡にくわえ、不慮の事故による身体の障がい・入院（5日以上）を24時間・365日保障します。

加入資格	北九州商工会議所会員事業所もしくは特定商工業者の事業主、役員およびその従業員で14歳6ヶ月超70歳6ヶ月以下の方（更新する場合に限り、75歳6ヶ月までご継続いただけます）。
掛金	掛捨て式の保険です。 掛金は年齢区分、性別、口数（最高25口、61歳以上は低減）により金額が異なります。 《加入例：35歳までの方1口（100万円）につき1月あたり 男性324円、女性283円》
手続き等	簡単な手続きでご加入いただけます。ただし、被保険者各人の健康告知が必要です。 ・申込み：毎月15日まで ・効力：毎月15日までの申込み分は、翌々の1日から効力が発生 （ただし、第1回目の掛金振替（申込み翌月22日）ができた契約に限りです。）
保障	業務上、業務外を問わず、安心の24時間保障。事故死亡・病気死亡、身体の障がいやけがの入院（5日以上）を保障します。 また、北九州商工会議所独自の病気入院見舞金・健康診断補助サービスもあります。
掛金の 税務上の 取扱い	法人：全額損金に算入できます。 個人事業所：被保険者が経営者であれば生命保険料の控除、被保険者が従業員であれば全額必要経費に算入できます。

※ 詳しくはお問い合わせください。

第1章 経営サポート

(4) 退職金制度

従業員や経営者の退職金を、無理なく積み立てできる制度です。

① 北九州商工会議所 特定退職金共済制度（従業員の退職金積立制度）

事業主（事業所）が従業員の退職金を準備するための制度です。従業員の勤労意欲の向上や、事業の安定成長にお役立てください。

また、加入すると各種の福利厚生事業をご利用いただけます。

加入対象企業	原則として、市内にある事業主（事業所）。
加入対象者	従業員（専従者控除の対象者を除く）で、満15歳から85歳未満の方
掛 金	月額1口1,000円～30口30,000円（全額事業主負担） 月払いで翌月分を指定の金融機関より口座振替（毎月15日）
申 込 み	毎月10日まで
掛金の税務上の取扱い	法人：全額損金に算入できます。 個人事業所：全額必要経費に計上できます。
受 取 人	加入従業員（被共済者）
ご利用いただける福利厚生事業	●健康診断受診料金補助サービス ●鑑賞・観覧優待サービス（抽選）

※詳しくはお問い合わせください。

② 小規模企業共済（小規模企業の経営者の退職金）

小規模企業の個人事業主や共同経営者、会社役員の方が、「事業の廃止」や「退職された」場合、「その後の生活の安定」あるいは「事業の再建」を図るための資金を準備しておく国の共済制度で、『経営者の退職金』といえるものです。

制度の特色	<ul style="list-style-type: none"> ■税制面のメリット！ 掛金が全額所得控除になります。 ■共済金の受取りは、「一括」のほか、要件を満たせば「分割」「一括と分割の併用」から選択でき、受け取り時も税制のメリットがあります。 ■納付した掛金の範囲内で貸付制度が利用できます。
加入対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業は5人以下、宿泊・娯楽業は20人以下）の個人事業主や共同経営者、会社の役員 ■事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員 ■常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員 ■小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）
掛 金	<ul style="list-style-type: none"> ■毎月の掛金は1,000円～70,000円（500円刻み）です。 ■加入後、増・減額できます。 ■掛金は、加入された方ご自身の預金口座より口座振替となります。 ■前納、半年払い、年払いもできます。

※ 詳しくは、(独) 中小企業基盤整備機構「小規模企業共済」のホームページをご覧ください。
<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>


(5) 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、掛金を積立っておけば貸付けが受けられる共済制度です。

加入対象者	1年以上継続して事業を行っている中小企業者
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。 ■ 加入後も掛金月額は増額・減額ができます（ただし、減額には一定の要件が必要です）。掛金は総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した場合には掛止めもできます。
税法上の取扱い	■ 掛金は損金（法人の場合）あるいは必要経費（個人事業）に算入できます。
貸付内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられます。 ■ 加入後6ヶ月以上経過し、かつ6ヶ月以上の掛金を納付している場合で、取引先業者が倒産した場合に、売掛金等の回収が困難となった額と、積立てた掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額の貸付けが受けられます。
貸付条件	■ 無担保、無保証人です。ただし共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積立てた掛金総額から控除されます。
掛 金	■ 12ヶ月以上掛金を納付していれば任意解約でも80%以上、40ヶ月以上の場合には全額が受け取れます。

※詳しくは、(独) 中小企業基盤整備機構「経営セーフティ共済」のホームページをご覧ください。
<https://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/index.html>

【問合せ先】

(1)・(4)②・(5)：北九州商工会議所 各センター  詳しくは P6

(2)・(3)・(4)①：北九州商工会議所 会員サービス課

TEL 093-541-0182 FAX 093-531-1799

《北九州商工会議所 URL <https://www.kitakyushucci.or.jp/>》

4 公立大学法人北九州市立大学 企業相談窓口

北九州市立大学では、地域の企業からの技術相談や経営相談に対応しており、理系・文系を問わず幅広く大学の研究成果を地域へ還元し、地域の産業を支援します。 [▶詳しくは P98](#)

【問合せ先】 公立大学法人北九州市立大学 企画管理課 企画・研究支援係
〒808-0135 北九州市若松区ひびきの1-1 TEL 093-695-3311 FAX 093-695-3368
E-mail: kikaku@kitakyu-u.ac.jp

5 福岡県中小企業団体中央会

中小企業団体中央会は、中小企業の組合設立や運営など、組織化支援を行う団体です。その他、組合制度を活用した創業、BCP策定支援など、企業が連携して行う活動を支援します。

- 協同組合・企業組合などの設立・運営支援
- 組合の各種問題に関する講習会・講演会等の開催
- 弁護士や税理士等による個別専門指導
- 企業組合制度を活用した創業・起業支援
- 官公需適格組合の認定取得支援、官公需受注の促進
- 組合等が行う研修会等への経費支援
- 中小企業組合等課題対応支援事業の実施・支援
- 中小企業及び組合に関する調査・研究
- 中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の育成
- 各種共済制度の申込窓口設置
- 組合青年部の強化、福岡県青年部協議会の事業実施支援
- 機関誌・ホームページ・Eメールによる情報提供
- 「BCP」及び「事業継続力強化計画」の策定支援

組合等に対し、問題解決のための調査及び対策の実現化等にかかる費用を補助（詳細は次のとおり）

補助事業名	内容	補助割合
中小企業組合等活路開拓事業	組合等を中心に共同して調査研究、ビジョン策定、事業化・試作品開発等実現化に向けた支援	6/10以内
組合等情報ネットワークシステム等開発事業	組合等を基盤としたネットワークシステムの構築、アプリケーションの開発並びにこれらの計画立案や提案依頼書の作成支援	6/10以内

【問合せ先】 福岡県中小企業団体中央会 北九州支所
〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館6階
TEL 093-531-0181 FAX 093-531-0469
URL <https://www.chuokai-fukuoka.or.jp/>

6 司法書士総合相談センター

福岡県司法書士会が開設した窓口で、相続登記や会社設立などの登記相談、悪質商法などの消費者問題、借金などの多重債務問題、成年後見など、司法書士が相談に応じます。個人だけでなく、自営業者等の中小企業の相談も受け付けています。

無料電話相談	月曜日～金曜日（祝日除く）18時～20時 TEL 0570-783-544 ・通話料はご自身でご負担いただきます。 ・1回のご相談は15分以内です。
司法書士紹介	月曜日～金曜日（祝日除く）10時～16時 TEL 0570-783-544 事案や条件によっては紹介できない場合があります。 費用については、事務所ごとに決まっていますので、直接お尋ねください。

【問合せ先】 福岡県司法書士会
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目2番23号 TEL 092-722-4131

その他の相談窓口

1 働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口

(1) 九州労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター（北九州市小倉南区曾根北町1番1号）

悩みやストレスに伴う心身の不調を抱える勤労者のための相談機関です。医学的に問題の無い方の相談を積極的に受け付けております。通常の診察とは異なりますので、投薬や検査などは行いません。各種保険は適用されません。初回相談は無料、2回目以降は有料です。

○個別相談 予約制 TEL 093-475-9626 までお問い合わせください。

※その他、職場でのメンタルヘルス研修や体制整備づくりのご相談も承ります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

URL https://www.kyushuh.johas.go.jp/bumon/c_mental.html

(2) 福岡産業保健総合支援センター・地域窓口（地域産業保健センター）

働く人の「こころ」と「からだ」の健康保持増進活動をサポートするため、無料で産業保健サービスを提供します。

○福岡産業保健総合支援センター（産業保健スタッフ向けのサービス）

産業保健スタッフからのメンタルヘルス相談対応、産業保健スタッフ向けの研修、職場のメンタルヘルス対策取組み支援・管理監督者向けメンタルヘルス教育研修（デモンストレーション）など。

○地域窓口（地域産業保健センター）（小規模事業場向けのサービス）

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者・労働者からのメンタルヘルス相談対応など。

※メンタルヘルスを含む、労働衛生管理に関する様々な相談への対応について情報発信しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。URL <https://www.fukuokas.johas.go.jp>

【問合せ先】

○福岡産業保健総合支援センター

TEL 092-414-5264

【メンタルヘルス関連ホームページ】

北九州市「いのちとこころの情報サイト」（URL <https://www.ktq-kokoro.jp/>）

ストレスと上手につき合うために、こころの病気の基礎知識など、情報や地域に特化した各種相談窓口を掲載しています。（運営：北九州市）

気軽に簡単ストレスチェック 北九州市「こころの体温計」（URL <https://fishbowlindex.jp/kitakyushu/>）

簡単な質問に答えるだけで、現在のストレスや落ち込み度が分かります。（運営：北九州市）

2 保健・医療・福祉・介護に関する相談窓口

(1) 地域包括支援センター【北九州市】

保健師等の専門職が、無料で介護保険や認知症等、高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じます。高齢者ご本人だけでなく、家族や地域の方からの相談も受け付けています。

次のようなお困り事や不安な事はありませんか？

「どこに相談すれば・・・」多様な介護の悩みは、地域包括支援センターがサポートします。

○家族に介護サービスが必要になりそうだが、どこに相談したらよいかわからない

○介護と仕事の両立に疲れてきた

一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

詳しくは市のホームページ又は右記の2次元コードでご確認ください。

URL https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0951.html



(2) まちかど介護相談室【北九州市、公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会】

介護施設等の職員が無料で介護等に関する相談に応じます（働く方も相談しやすい土日相談可の施設あり）。

詳しくは市のホームページ又は右記の2次元コードでご確認ください。

URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16500252.html>



【問合せ先】

北九州市保健福祉局長寿社会対策推進室

TEL 093-582-2056 FAX 093-582-2095

ロボット導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) について相談したい

ロボット・DX 推進センター

概要

「ロボット・DX 推進センター」は、地域企業の生産性向上や産業の高度化を図ることなどを目的として、地域企業のロボット導入やDX (IoT の導入や業務のデジタル化等からビジネスモデルの変革まで) 推進をワンストップで支援する機関です。

「導入支援」、「操作体験」、「人材育成」等の取組みを通じてロボット導入やDX 推進に意欲のある地域企業を総合的・一元的に伴走支援します。

また、地域企業と高等教育機関、金融機関等との連携を促進し、地域産業の高度化を目指します。



場所

北九州学術研究都市 (技術開発交流センター 1F)
((公財) 北九州産業学術推進機構 (FAIS))
〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北 8-1 技術開発交流センター 1F

センターの取組み

ワンストップで支援

ロボット導入支援

DX推進支援

導入支援 (無料相談、現場訪問、伴走支援) P14 参照

企業の生産性向上に向けた相談にワンストップで対応。
FAIS コーディネータや市内企業などの専門家が無料で相談、現場訪問、導入検討・導入実施まで切れ目の無い伴走支援を実施
事例紹介や Sler 企業・大学等の紹介・連携など幅広くサポートします。

操作体験 (ロボット・デジタル展示) P14 参照

ロボット、デジタル機器のデモ展示を実施。見て、触れ、操作することができます。
コーディネータが丁寧に説明します。

集いの場、産学官金連携、情報発信 P14 参照

地域企業、Sler、大学、金融機関等の集いの場を創出
(地域企業のニーズや Sler、九工大のシーズの情報共有を促進)
交流会の実施や協力企業等によるセミナー・説明会も企画します。



DX 推進プラットフォーム・Sler ネットワーク P14, 15 参照

人材育成 P15 参照

複数階層向けスクール (経営層、管理者層、現場リーダー)、地元大学生の専門知識を活用したインターンシップなど、多様な人材育成メニューを用意し、中小企業を支援します。

導入補助金 P17 参照

産業用ロボット・デジタル化・DX に係る各種補助金を準備
企業のロボット導入・DX 推進の段階に応じたきめ細やかな支援を行います。
※研究開発補助も実施します。

その他、学術研究都市では技術相談、共同研究等の支援も実施しています。

第1章 経営サポート

ロボット・DX推進センターにおける取組の紹介

導入支援（無料相談、伴走支援）

- ・企業の生産性向上に向けた相談に対応。
- ・FAIS コーディネーターや市内企業の専門家が無料で相談、現場訪問、導入検討・実施まで切れ目のない伴走支援を実施。
- ・事例紹介や SIer 企業・大学等の紹介・連携など幅広くサポートします。

ワンストップ相談窓口

TEL : 093-695-3090 <https://ktq-robotx.jp/>

操作体験（ロボット・デジタル展示）

- ・センターでは、ロボット、デジタル機器の10種類以上のデモ展示を実施。見て、触れ、操作することができます。



IoT 展示



ロボット展示

集いの場、産学官金連携、情報発信

- ・地域企業、SIer、大学、金融機関等の集いの場を創出（地域企業のニーズや SIer、九工大のシーズの情報共有を促進）
- ・交流会、展示会の実施や協力企業等によるセミナー・説明会も企画します。



北九州システムインテグレータネットワーク

①北九州地域における中小企業の生産性を向上させること②北九州地域をシステムインテグレータの拠点とすることを目的として結成しました。工場の自動化やデジタル機器の導入をご検討の方はお気軽にご相談下さい。

取組内容の一部を紹介

URL:<https://www.kitakyu-sier.jp>

「サブスクリプション(※)」による産業用ロボット・デジタル技術の導入に関するサービスを開始（令和3年1月）

北九州システムインテグレータネットワークの会員企業が有する産業用ロボット等の商材を「サブスクリプション」により提供するサービスを令和3年1月25日から開始。

※サブスクリプション

一定料金を払えば、一定期間内なら商品やサービスを何度も自由に利用できるビジネスモデル。日本では「定額制」「定額課金」などと訳される。

会員共同での課題解決
現場視察と自動化提案

ご相談やお問い合わせはホームページより
<https://kitakyu-sier.net>

会員企業一覧

- ・株式会社リョーウ
- ・株式会社ドーテクノス
- ・有限会社 ICS SAKABE
- ・ミシマ・オーエー・システム株式会社
- ・松本工業株式会社
- ・株式会社タイヨウ
- ・株式会社ソルネット
- ・株式会社オーネスト
- ・三島光産株式会社
- ・株式会社マツシマメジャテック
- ・株式会社リベルタスアドバイザー
- ・株式会社ケームック
- ・KIQ Robotics 株式会社
- ・INTLOOP 株式会社
- ・株式会社 FA サポート
- ・株式会社イーモーション
- ・ビープラッツ株式会社
- ・株式会社 AIBOD
- ・フォースウェーブ・パートナーズ株式会社

北九州 SIer ネットワーク

北九州市 DX 推進プラットフォーム

デジタル技術を活用した変革（DX）を推進したい北九州市内企業と、それをサポートできる企業を対象に、DXに関する「〇〇したい！」を実現するための様々な情報提供や場の提供を行います。



- ・悩んでいるので相談したい。
- ・人材を育成したい。
- ・イベントやセミナーに参加したい。
- ・DXについて学びたい、事例を知りたい。
- ・DXを進める仲間と出会いたい。

※詳しくは北九州市ロボット・DX推進センターのホームページをご覧ください。

【問合せ先】

ロボット・DX推進センター
 ((公財)北九州産業学術推進機構 (FAIS))
 〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北8-1 技術開発交流センター 1F
 TEL 093-695-3077 FAX 093-695-3667

ロボット導入・DX推進に関する人材育成・活用支援

1 ロボット・DX推進センター

(1) 現場リーダー向け（ロボット・DXを活用した生産性向上スクール）

中小ものづくり企業の生産性向上や新事業開拓を目指し、デジタル・IoT・AI・ロボットといった新技術を社内へ導入・活用できる人材を育成するスクールです。

	内容（令和7年度のカリキュラム）	開催時期
デジタル編	①生産性向上とは何か～業務効率化と付加価値創造～	11月～12月、 1月～2月の 2回開催
	②業務プロセス再設計で実現する企業強化～業務改革 BPR～	
	③DXとイノベーションの創出～付加価値創造を考える～	
	④人材育成と社員スキル～業務改革と価値創造を支える人づくり～	
ロボット編	①生産性向上とは何か～業務効率化と付加価値創造～	10月～11月 開催
	②産業用ロボット活用講座（ロボットを活用したシステム構築、協働ロボット、ビジョン）	
	③人協働ロボット基礎講座（協働ロボット概要、操作体験）	
	④人協働ロボット活用講座（協働ロボットリスクアセスメント）	
	⑤ロボットシミュレータ活用講座（シミュレータ実習）	

(2) 地元大学生の専門知識を活用したインターシップ（有給インターンシップ）

大学生（九州工業大学）のデジタル等の専門知識を活用して、企業の課題解決に貢献するインターンシップです。ロボット・DX推進センターと連携し、求人の条件と学生のスキルから、大学が最適な学生を紹介します。

【問合せ先】

ロボット・DX推進センター ((公財)北九州産業学術推進機構 (FAIS))
 〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北8-1 技術開発交流センター 1F
 TEL 093-695-3077 FAX 093-695-3667

第1章 経営サポート

2 北九州DX推進大学

DXの推進には、経営者・管理者層のマインドセット、および社員のデジタルスキルの向上が必要です。そこで、DX推進に必要な人材育成を行うためのDXスクール「北九州DX推進大学」を北九州工業高等専門学校、北九州市立大学、早稲田大学と連携して開催します。

種別	内容	日程
特別講座 (主催：北九州工業高等専門学校)	DXの概論や、専門領域毎（ものづくり、流通、物流）のケーススタディ等を通して、DXについて特に経営層が理解しておくべきことを身に着けることができます。	8月～9月開催予定 ※2日間実施 【1日目】9:00～21:50 【2日目】9:00～18:20
本講座① (主催：北九州工業高等専門学校)	IoT・第4次生産革命の全体像や、国際標準に準拠した生産管理知識等を学ぶプログラムを通して、企業変革の考え方や、経営管理業務について身に着けることができます。	10月～1月開催予定 ※5回×2日間実施 【1日目】13:00～19:00 【2日目】9:00～18:00
本講座② (主催：早稲田大学)	技術力・競争力・俯瞰力・プロジェクトの4つのプログラムを通じて、デジタル化されたモノではなくサービスとして実現できるコトを考える力を身に着けることができます。	11月～1月開催予定 ※全20科目 【平日】18:15～20:30 【土曜日】10:00～18:00
本講座③ (主催：北九州市立大学)	Pythonを活用した企業の実データを使った解析ワークショップ等を通じてデータサイエンスに関する知識を身に着けることができます。	7月～11月開催予定 ※4日間実施 【平日】13:30～17:00

※上記は令和7年度実施講座の内容です。

【問合せ先】

特別講座、本講座①、戦略講座について

北九州工業高等専門学校 DXリカレント教育推進事務局 TEL：093-964-7316

本講座②について

早稲田大学 リカレント教育プログラム事務局 メールアドレス：contactAsianDX@list.waseda.jp

本講座③について

北九州市立大学ひびきのDS教育推進室 ホームページのお問い合わせフォームより：<https://handson.kqds.jp>

ロボット導入・DX 推進に関する助成金等

○ 産業用ロボット等導入推進補助金

	導入前検証 (FS) 補助金	導入支援補助金
概要目的	産業用ロボット導入等の事前検証や FS (実現可能性調査) に要する費用の一部を補助	産業用ロボット等を導入又は更新に要する費用の一部を補助
対象企業	市内に事業所を有する中小企業	
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上が目的であること 先端設備導入による費用対効果の算出、生産工程の分析及びロボットシステムの検討等を行う事業であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上が目的であること 産業用ロボット等を導入又は更新する事業であること。
交付上限	最大 200 万円	最大 500 万円
補助率	対象経費の 2/3 以内	対象経費の 2/3 以内
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①人件費 ②外注費 ③その他 	<ul style="list-style-type: none"> ①導入経費 ②付帯経費 ③その他

○ DX 推進補助金

	事業変革枠
概要目的	デジタル技術を活用した事業変革や、新ビジネス創出に向けて必要となる経費の一部を補助します。
対象企業	市内に事業所を有する中小企業
交付要件	事業変革が目的であること。
交付上限	最大 500 万円
補助率	対象経費の 2/3 以内
対象経費	人材育成・教育経費・製品・サービス・開発経費・システム導入経費・環境整備経費・付帯経費・その他

※内容は予定です。詳細はロボット・DX 推進センターの HP (<https://www.ksrp.or.jp/robo-dx/>) で別途ご案内します。

【問合せ先】

ロボット・DX 推進センター ((公財) 北九州産業学術推進機構 (FAIS))
〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北 8-1 技術開発交流センター 1 F
(産業用ロボット等導入補助金に関する事) TEL 093-695-3085 FAX 093-695-3667
(DX 推進補助金に関する事) TEL 093-695-3077

生産性向上に関する支援

1 物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金

物価高の影響により厳しい経営環境にある中小企業等が行う、生産性向上の取組（省エネ投資、効率化・高収益化、DX推進等）に要する費用の一部を助成します。

対象者	市内中小企業者（全業種）
要件	【一般枠】 ・減収要件 令和6年4月以降の連続する任意の3ヵ月（対象期間）の売上総利益（粗利）が、令和4年4月以降の同期（基準期間）と比較して10%以上減少していること。 ・生産性向上の取組 「事業実施計画」を作成し、「生産性向上への取組」を明記。
	【DX強化枠】 ・「事業計画」を作成し、「DXの取組」を記載。
対象範囲	生産性を向上させる取組
対象経費	【一般枠】 ①省エネ投資 ・省エネ等のための機器・設備導入、設備更新等に要する経費 ・燃費向上に要する経費 ②効率化・高収益化 ・デジタル化等、高収益化のための機器・設備導入等に要する経費 ・輸送効率化システムの導入に要する経費 ・荷役作業の効率化に要する経費 ③新商品・新サービス開発 ・新商品・新サービス開発に要する経費 ④売上拡大・経営改善 ・売上拡大に向けた販路開拓・営業力強化、事業分野拡大、事業方針転換、価格適正化理解に向けた広報、新規顧客やリピーター確保の取組、新規出店等に要する経費 ・経営改善に向けたコンサルティングに要する経費 ⑤人材確保・人材育成 ・採用活動等（就職情報誌への広告、人材紹介事業者への成功報酬など）に要する経費 ・業務上必要な能力の向上やリスクリングなど従業員のスキルアップに要する経費
	【DX強化枠】 ・デジタル技術の活用に向けた計画策定及び計画に伴う機器導入に要する経費 (経費例) ①外注費（コンサルティング経費） 目標・方針策定、業務デジタル化ロードマップ作成、既存業務の整理、必要なデータ項目の整理、ツール・環境整備、人材育成、概念実証、 中長期計画作成等に要する経費 ②検証用機器購入経費（PC、タブレット、周辺機材等）
助成金額	【一般枠】対象経費の2分の1以内 下限30万円、上限額100万円
	【DX強化枠】対象経費の2分の1以内 下限30万円、上限額200万円

※対象範囲、対象経費、助成金額は予定です。

※公募時期はHP等でご案内します。（令和8年4月30日予定）

【問合せ先】

（公財）北九州産業学術推進機構（FAIS）中小企業支援センター
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1階
TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

2 「未来を担う地域中核企業」成長促進プロジェクト

地域中核企業^{*}は、地域経済のけん引役として大変重要な存在であることから、将来の成長の糧となる新規事業創出など新たなチャレンジに対して総合的・集中的支援を行うことにより、企業変革や企業規模拡大を図り、市内の「地域中核企業」の成長を促進するものです。

※地域中核企業：売上高概ね30億円～500億円の企業

(1) 新規事業担当者間のネットワーキング・セミナー

＜概要＞

新規事業担当者のネットワーキングを行い、情報交換、アイデア創出などを図ります。併せて企業の関心の高い事項や話題をテーマにセミナーを開催します。

＜開催時期＞

開催時期及びセミナー内容は未定。

(2) 企業の次なる成長に向けた伴走支援

<概要>

市から委託を受けたコンサルが新規事業の検討・立案、人的資本経営、DX等企業の次なる成長に向けた伴走支援を行うものです。

<対象企業数>

7社程度 ※支援対象企業にも一定数の費用負担をしていただきます。

<募集時期>

5月(予定)

(3) トライアル補助金

<概要>

企業の次なる成長を後押しするため、地域中核企業を対象に新規事業のトライ段階、人的資本経営、DX等の取組に必要な費用の一部を補助します。

補助率	1/2(上限250万円)
採択企業数	2社程度
対象経費	テストマーケティング、ポップアップストア、展示会出展、先進地視察、プロ人材の件数費、人的資本経営、DXの推進など、企業の次なる成長に向けた新たなチャレンジに要した費用

<募集時期>

5月(予定)

※上記(1)~(3)の内容は詳細が決まり次第、以下産業政策課のHPで別途ご案内します。
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/division099.html>

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 産業政策課 TEL 093-582-2299 FAX 093-591-2566

3 中小企業経営改善支援体制強化事業

<概要>

早期の経営改善に取り組む中小企業に対し、アドバイザーによる簡易経営診断を実施するとともに、必要に応じて専門家派遣を行い経営改善計画の策定を支援します。

<対象者>

早期経営改善に取り組む意欲のある県内中小企業者

<事業内容>

(1) 簡易経営診断の実施

自社の現状把握と課題を明確化するため、アドバイザーが簡易経営診断を実施し、必要に応じて企業の課題に応じた専門家の派遣、その他最適な支援メニューの提案を行います。

(2) 専門家派遣による経営改善計画の策定支援

簡易経営診断の実施後、必要に応じて中小企業診断士、税理士等の専門家を派遣し、経営改善計画の策定をサポートします。

(3) 緊急経済対策資金(経営改善促進特別融資)による資金繰り支援

経営改善計画を策定した中小企業は、県制度融資「緊急経済対策資金(経営改善促進特別融資)」に申込可能です。

<費用>

簡易経営診断の実施：無料

専門家派遣による経営改善計画策定支援：無料

【問合せ先】

(公財)福岡県中小企業振興センター TEL 092-622-5432 FAX 092-624-3300

4 小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金

<概要>

国の小規模事業者持続化補助金（一般型・通常枠）に県費の上乗せ補助を行い、小規模事業者の新商品開発や販路開拓の取組を支援し、稼ぐ力を強化することで、持続的な賃上げを促進します。

<補助対象者>

国の小規模事業者持続化補助金（一般型・通常枠）に採択され、額の確定を受けた小規模事業者

<補助率、補助上限額等>

補助対象経費	広報費、ウェブサイト関連費、展示会出展費 等	
補助率	1/12（国の補助率 2/3 と合わせ、補助率 3/4 に嵩上げ）	
補助上限	通常枠	県： 62,500 円（国： 500,000 円）
	インボイス特例対象事業者	県： 125,000 円（国： 1,000,000 円）
	賃金引上げ特例対象事業者	県： 250,000 円（国： 2,000,000 円）
	上記特例をととも満たす事業者	県： 312,500 円（国： 2,500,000 円）

申請書類や提出方法等の詳細は、補助金事務局ホームページをご覧ください。



<補助金事務局ホームページ（商工会議所地域で事業を営んでいる皆さま）>

<https://www.fukunet.or.jp/keieisodan/earning-power-subsidy/>

<補助金事務局ホームページ（商工会地域で事業を営んでいる皆さま）>

<https://shokokai.ne.jp/category0/775/>



【問合せ先】

福岡県商工会議所連合会（商工会議所地域で事業を営んでいる皆さま） TEL 092-441-1146

福岡県商工会連合会（商工会地域で事業を営んでいる皆さま） TEL 092-622-7708

5 中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する補助金です。「カタログ注文型」「一般型」2つの類型で申請可能となっています。

(1) カタログ注文型

IoT やロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「カタログ」から選択・導入することで、企業の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/>



<補助対象>

省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性年平均成長率 3% 向上」を目指す事業計画に取り組むもの。

<補助上限額、補助率>

従業員数	補助率	補助上限額	
		大幅な賃上げを行う場合	
5 名以下	1/2 以下	500 万円	750 万円
6 ～ 20 名		750 万円	1,000 万円
21 名以上		1,000 万円	1,500 万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能。

※大幅な賃上げを行う場合の適用要件あり（ホームページより要確認）。

<公募スケジュール>

当面の間、随時申請受付

(2) 一般型

人手不足に悩む中小企業等に対して個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援する補助金

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/>



<補助対象>

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率 4%向上」を目指す事業計画に取り組むもの。

<補助上限額、補助率>

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名		3,000万円	4,000万円
51～100名	小規模・再生 2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※大幅な賃上げを行う場合の適用要件あり（ホームページより要確認）。

<公募スケジュール>

- ・公募回は年3～4回を予定。
- ・確定の公募回のスケジュールのみ公表され、以降のスケジュールは随時更新。

【問合せ先】 中小企業省力化投資補助事業コールセンター

<ナビダイヤル> 0570-099-660

受付時間 9:30～17:30（土・日・祝日は除く）



6 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）

中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援します。

(1) 通常枠

生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

(2) 複数者連携デジタル化・AI導入枠

10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

(3) インボイス枠 インボイス対応類型

令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

(4) インボイス枠 電子取引類型

取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

第1章 経営サポート

(5) セキュリティ対策推進枠

独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

<活用イメージ・補助率等> ※内容は変更となる可能性がございます。

枠/類型	通常枠	複数者連携デジタル化・AI 導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応 類型	電子取引 類型	
活用 イメージ	IT ツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	IT ツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料 (最大2年分)、導入関連費 (保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT 活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象)		クラウド利用料 (最大2年分)		サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料 (最大2年分) (※1)
補助 額	・IT ツールの業務プロセスが1～3つまで 5万円～150万円 ・4つ以上 150万円～450万円	(a) インボイス枠対象経費：同右 (b) 消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a) + (b) 合わせて3,000万円まで (c) 事務費・専門家経費：200万円	IT ツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円 ～150万円
補助 率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者(※2)：2/3	(a) インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

(※1) (独)情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

(※2) 令和6年10月から令和7年9月の間で3か月以上、令和7年度改定の地域別最低賃金未満で雇用していた従業員数が全従業員の30%以上であることを示した事業者。

最新情報・スケジュール等の詳細につきましては事務局 HP もしくは公募要領をご覧ください。

事務局ホームページ

<https://it-shien.smrj.go.jp/>



【問合せ先】

デジタル化・AI 導入補助金 2026 事務局

TEL 0570-666-376

TEL 050-3133-3272 (IP 電話等からのお問合せ先)

※受付時間 9 時 30 分～17 時 30 分 (土曜・日曜・祝日、および年末年始を除く)

7 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）

<概要>

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援します。

<要件>

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

- ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
- ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が+3.5%以上増加
- ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）
の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

	商品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
概要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限額※	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	3,000万円 (3,100万円～4,000万円)
補助率	中小企業 1/2、小規模・再生 2/3 最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引き上げ（常時使用する従業員がいない場合、小規模・再生事業者は除く） ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること	中小企業 1/2、小規模 2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めない。	

※大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。）① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

スケジュール等の詳細につきましては事務局 HP もしくは公募要領をご覧ください。

事務局ホームページ（全国中小企業団体中央会）

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>



【問合せ先】

ものづくり補助金事務局サポートセンター
TEL 050-3821-7013
メールアドレス：kakunin@monohojo.info

税制に関する支援

1 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例

令和7年度税制改正に伴い、設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限が2年間延長されるとともに、賃上げ率に応じて軽減率が引き上げられることになりました。

具体的には、①賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合、3年間、課税標準が1/2に軽減され、②賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合、5年間、課税標準が1/4に軽減されます。

この特例を受けるためには、設備取得前に、事業者が「先端設備等導入計画」を策定し、市の認定を受ける必要があります。

(1) 「先端設備等導入計画」について

<「先端設備等導入計画」とは>

中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画。(労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれることが要件)

<計画の認定を受けられる者>

資本金1億円以下の税制上の要件を満たす中小企業等。

※中小企業等とは、次の法人又は個人をいう。

(発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人等を除く。)

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ロ 資本金は又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

ハ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

<適用期間>

令和7年4月1日～令和9年3月31日

(2) 本件固定資産税の特例について【期限：令和8年度末まで】

設備取得前に、先端設備等導入計画を策定し、設備の導入先となる市区町村から認定を受けた場合は、新規に取得する設備の固定資産税の軽減を受けることができます。

対象設備	雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明（賃上げ表明）したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ア 機械装置（160万円以上） イ 測定工具及び検査工具（30万円以上） ウ 器具備品（30万円以上） エ 建物付属設備（60万円以上）※家屋と一体となって効用を果たすものを除く
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	1.5%以上の賃上げ表明されたもの：3年間、課税標準を1/2に軽減 3%以上の賃上げ表明されたもの：5年間、課税標準を1/4に軽減

(注意) 特例措置の内容は変わることがありますので、詳細は市ホームページをご確認ください。

申請の流れ、計画の申請に必要な書類等は、北九州市中小企業振興課ホームページをご覧ください。

北九州市中小企業振興課ホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09901196.html>



【問合せ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

2 インボイス制度

(1) インボイス制度の概要

インボイス（適格請求書）とは、売手が買手に対し、消費税の正確な適用税率や税額等を伝えるもので、インボイスを交付できるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

インボイス制度
特設サイト



(2) インボイス制度相談先

① (公財) 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター

設置場所	北九州市戸畑区中原新町2番1号（北九州テクノセンタービル1階）
受付時間	第1・第3水曜日 13:00～16:00（完全予約制）
相談費用	無料
相談体制	窓口相談員（税理士）が対応（月2回）
対象者	市内中小企業者、個人事業者

相談窓口の詳細については下記の URL をご覧ください。

<https://www.ktc.ksrp.or.jp/consultation/#info>

② 税務署

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
門司	北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎	093-321-5831	門司区
小倉	北九州市小倉北区大手町13番17号	093-583-1331	小倉北区 小倉南区
若松	北九州市若松区本町1-14-12 若松港湾合同庁舎	093-761-2536	若松区
八幡	北九州市八幡東区平野2丁目13番1号	093-671-6531	戸畑区 八幡東区 八幡西区

福岡県内の税務署については下記の URL をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/location/fukuoka.htm>

<受付時間>

午前8時30分から午後5時まで ※土日祝除く

(3) インボイス制度への対応に使える支援策

<課税事業者を選択される方>

- ・デジタル化・AI導入補助金

デジタル化による事務負担の軽減

お問い合わせ先：デジタル化・AI導入補助金／IT導入補助金2025・2024・2023後期
事務局コールセンター 0570-666-376

<免税事業者を維持する方>

- ・インボイス制度への対応に関するQ&Aを公表しています（右のQRコード参照）。
- ・取引上のお悩みは取適法、建設業法並びに優先的地位の濫用規制に係る相談（上記Q&A末尾参照）または取引かけこみ寺にご相談ください。



Q & A



取引かけこみ寺

3 グリーンアジア国際戦略総合特区による支援制度

北九州市は、福岡県と福岡市とともに、国からグリーンアジア国際戦略総合特区の指定を受けています。特別区域内の企業は環境配慮型製品の開発・製造等で税制優遇や利子補給等の支援制度を活用することができます。(対象事業及び支援内容は変更になることがあります。)

詳しくは P91

【問合せ先】

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| ・国及び市の支援メニュー：北九州市 政策局サステナビリティ戦略課 | TEL 093-582-2302 |
| ・県の支援メニュー：福岡県商工部商工政策課産業特区推進班 | TEL 092-643-3416 |

受注拡大・販路開拓に関する相談をしたい

1 中小企業支援センター

(1) マッチングコーディネート事業

専門的知識や幅広い人脈を持つ中小企業支援センターのマッチング担当者が、市内中小企業の取引先や提携先を紹介するなどにより、新事業展開や販路開拓を支援します。活用は無料です。

(2) 「北九州技術マップ」による企業情報の発信



市内中小製造業の取引拡大を支援するため、機械・金属関係の約360社の企業概要、得意技術、保有設備等の情報をまとめたデータベース「北九州技術マップ」をインターネット上で公開しています。

キーワード検索も可能です。

このデータベースに登録することで、市内外企業の発注担当者に貴社の情報が目に留まる機会が増加します。

URL <https://b2b.ktc.ksrp.or.jp/>

【問合せ先】

(公財) 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター
TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

2 北九州商工会議所 ビジネスマッチング支援

ビジネスは「人と人の出会い」が基本。商工会議所の魅力は、「人と会える」ことです。私たちは、企業の販路拡大・人脈拡大を応援します。

(1) ビジネス交流・マッチング支援

①ものづくり北九州企業データベース

「北九州のものづくりの企業・人・学校を知りたい」方に対し、インターネット上で北九州商工会議所 機械・金属関連会員等の技術情報や製品・商品 PR 情報等を検索できるサイトです。

②新年賀詞交歓会

毎年1月に開催する年初めの交流会。北九州市内の企業が一堂に会します。

③会報誌「北商ニュース」

経営動向や地域の話題、会員企業の PR コーナーなど情報満載の会報誌を毎月（原則10日）発行しています。

第1章 経営サポート

(2) 異業種交流

④北九州商工会議所女性会

女性経営者の立場から、北九州市内の商工業の改善発展に寄与し、会員相互の啓発と親睦を図ることを目的に活動しています。

⑤北九州商工会議所異業種交流研究会「トライアル北九州」

さまざまな業種・経験・年代の経営者同士が自身の知識・情報を出し合い、経営者としての資質向上と企業の発展を目的に活動しています。

【問合せ先】

(1)①	北九州商工会議所 専門相談センター	TEL 093-541-0192
(1)②・(2)④	〃 総務企画課	TEL 093-541-0181
(1)③	〃 広報課	TEL 093-541-0183
(2)⑤	〃 中小企業振興課	TEL 093-541-0188

3 北九州半導体ネットワーク

北九州市域の半導体関連産業振興のため、国、県と連携しながら、参加企業の取引拡大や人材育成・確保等につながる取組を進め、本市域の半導体関連産業の活性化を図る目的で、令和4年7月に設立。令和8年4月現在、正会員83社、賛助会員79社及びオブザーバー(17団体)で構成され、下記の活動を行っております。

活動内容	<p>1 半導体の人材育成・人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・即戦力人材や学生へのマッチング機会の促進 ・半導体を一から学べる基礎教育の提供 <p>2 販路の開拓や企業間交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客となる半導体メーカーへのマッチング機会の創出 ・企業間の交流促進や各種情報提供 <p>3 技術・研究開発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学との産学連携や企業間連携の支援 ・半導体関連開発に関する補助金の紹介
H P	https://www.ksrp.or.jp/mic-top/
事務局	北九州市 産業経済局 未来産業推進課 (公財)北九州産業学術推進機構

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 未来産業推進課	TEL 093-582-2905
(公財)北九州産業学術推進機構	TEL 093-695-3007

4 パーツネット北九州

自動車産業への新規参入・取引拡大を目指す北九州地域の企業などが2005年11月に結成。現在、会員企業110社（2026年4月1日現在）によって構成され、下記の活動を行っています。

活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. セミナー・講演会 自動車産業の動向や先端技術について自動車メーカーや専門家を講師に開催 2. 企業視察 生産性や生産管理等を学ぶため、全国の先進企業視察を実施 3. 展示会・商談会 会員企業の製品・技術をPRするための展示会への出展や、ビジネスマッチング・商談会の開催など、販路拡大を支援 4. 人材育成・企業支援 ものづくり基礎力や電動化等次世代技術に対応するための人材育成、現場改善等を伴走支援するための専門家派遣を実施 5. 情報提供・情報発信 各種セミナーや助成制度などの情報を随時提供
H P	http://parts-net-kitakyushu.jp/
事務局	北九州市 産業経済局 未来産業推進課 (公財) 北九州産業学術推進機構 北九州商工会議所 専門相談センター

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 未来産業推進課	TEL 093-582-2905
(公財) 北九州産業学術推進機構	TEL 093-695-3685
北九州商工会議所 専門相談センター	TEL 093-541-0192

5 北九州宇宙ビジネスネットワーク

宇宙産業の振興のため、市内企業等の宇宙産業参入支援やビジネスマッチングを目的に令和5年11月に設立。令和8年4月現在、会員134団体によって構成され、下記の活動を行っています。

活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. セミナーや勉強会の開催 宇宙ビジネスの知識や技術について理解を深める勉強会の開催 2. 企業・大学間のネットワークづくり 会員間が繋がる交流の場の提供や、事業化に向けて連携が必要な企業・大学とのマッチング支援 3. 展示会 会員企業の製品・技術を宇宙関連企業にアピールするための展示会への出展 4. 情報提供 宇宙ビジネスに関する最新動向や、各種補助金などの情報提供
H P	https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/10100128.html
事務局	北九州市 産業経済局 宇宙産業推進室

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 宇宙産業推進室	TEL 093-582-2716
--------------------	------------------

受注拡大・販路開拓に関する支援

1 中小企業販路拡大等支援事業

市内中小企業が自ら事業計画を策定し、北九州市中小企業支援センターの支援を受けながら取り組む、販路拡大やデジタル化等の生産性向上に要する費用の一部を助成します。

対象者	市内中小企業（全業種）
対象事業	売上向上・経営改善・デジタル化等の取組 例) 展示会・商談会への出展、WEB・SNSを活用した広告、ECサイト構築・運用、販売促進ツールの制作、新規出店、事業変革・再編 等
対象経費	マーケティング費、システム導入費、委託費、機械器具費、広告宣伝費 等
助成金額	対象経費の2分の1以内 上限30万円

※対象範囲、対象経費、助成金額は予定です。

※公募時期はHP等でご案内します。(令和8年4月30日予定)

【問合せ先】

(公財)北九州産業学術推進機構 (FAIS) 中小企業支援センター

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1階

TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

URL <https://www.ktc.ksrp.or.jp/> E-mail k_info@ksrp.or.jp

開館時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時、土日・祝日・年末年始は除く）

2 北九州発！新商品創出事業

市内の中小企業が開発した、独創性豊かな新商品・新サービスを市が認定し、販路開拓支援を行います。

また、北九州市役所において活用が見込めるものは、一部をトライアル購入し、評価・フィードバックします。

※認定にあたっては審査を行います。



対象となる商品やサービス等	次のすべての事項を満たす新商品又は新サービスであること。ただし、医薬品類や食品類、動物類、試作段階のもの、工事・工法・手法は除く。 (1) 既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること。 (2) 技術の高度化、もしくは生産性の向上、または市民生活の利便の増進に寄与するものであること。 (3) 生産・提供計画が実現可能性のあるものであること。 (4) 生産または提供を開始してから概ね5年以内であること。 (5) 別に定める公的支援を受けていること。※詳細は市HPに掲載 (6) 市の機関において用途が見込まれ、かつ市の機関での調達実績が無いこと。 等
対象者	・市内に本社又は主たる事業所を持ち、1年以上事業を営んでいる中小企業者であること。 ・いわゆる「みなし大企業」でないこと。 ・市税を滞納していないこと。等
募集期間	令和8年7月1日～令和8年8月31日（予定）

※事業の詳細については、市HPをご覧ください。

北九州市新商品



認定商品例 【令和7年度】

株式会社日本統計センター	
未来を描く学びの地図×データ 地域探究アプリ「MieNa's Labo (ミナラボ)」	
<p>全国で事業者支援に広く利用されている、エリアマーケティングサービス「MieNa (ミーナ)」を基に、主に高校向けの地域探究教材として開発。</p> <p>豊富な公的統計データの他に当社独自の推計データを搭載し、地図やダッシュボードで地域特性を視覚的に把握できます。</p> <p>データ活用に慣れていない教員や生徒にも使い易く、かつ、研究テーマの深掘りにも対応できるサービスです。</p>	
サービス内容	
<p>○探Qマップ：地域の特徴をマップで把握。</p> <p>地域と指標を選択すると、塗分けマップが表示されます。</p> <p>商圏レポートの項目の他、消費購買力の全調査項目も表示可能で、視覚的に「地域の姿」を捉えられます。</p> <p>○商圏レポート：豊富な統計データで詳細分析</p> <p>統計データを使用した、都道府県別・市区町村別の各地域単位のレポートを揃えています。</p> <p>データを加工編集、比較評価、地域特性の把握や幅広い目的に応じた利用が可能です。</p> <p>○ダッシュボード：地域概要が一目で分かる。</p> <p>マップ上で任意の地域を選択するだけで地域概要をまとめた、ダッシュボードが出力されます。</p> <p>市区長村別・町丁別の出力があり、商圏レポート及び探Qマップで使用していない、長期時系列の人口推移も確認できます。</p>	
	
想定される使用例	
総合探究、地理総合、情報等の授業や、ビジネス、SDGs等の地域研究DX学習のための教材等	
〒802-0005 小倉北区堺町1-2-16 十八銀行第一生命共同ビル5階	TEL：093-521-3726 FAX：093-511-4634
tanq_support@nihon-toukei.co.jp	 https://www.nihon-toukei.co.jp/solution/labo/

3 オンリーワン企業創出事業

北九州発の独創的な製品や技術、サービスを提供する優れた中小企業を「北九州オンリーワン企業」として顕彰し、北九州市の看板企業として発信するとともに認定企業の販路拡大や人材確保などを支援します。

対象者	市内に本社を有する事業歴2年以上の中小企業者で、独創的な製品や技術・サービスを提供するとともに、地域社会に対して十分な社会的使命と責任を果たしている方。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認定式における顕彰、市ホームページ等における情報発信・PR ・認定企業PR用ツールの提供（動画、パンフレット、認定証、ロゴマーク等） ・「中小企業海外展開支援助成金」に1年度内で2回応募可能（通常は1回） ・認定企業の新商品を「北九州発！新商品創出事業」の申請対象とすること など

第1章 経営サポート

北九州オンリーワン企業のご紹介（企業名及び対象事業）

(2009年) 第1回	企業名	製品・技術・サービス
	株式会社小倉縞縞 (旧：有限会社小倉クリエーション)	小倉織を使った製品の開発、製造、販売
	株式会社タック技研工業	切削用モータ・ユニット品の開発、製造、販売
	株式会社マツシマメジャテック (旧：株式会社松島機械研究所)	マイクロ波レベル計の製造、販売

(2011年) 第2回	企業名	製品・技術・サービス
	計測検査株式会社	移動体トンネル計測新システム MIMM [ミーム]
	熱産ヒート株式会社	①溶接ひずみ取り用高周波誘導加熱装置 ②局部予熱・後熱用高周波誘導加熱電源
	株式会社村上精機工作所	ユーラスパイプレータ
株式会社陽和	3種の複合技術（成形・切削・溶着）を用いてお客様の問題を解決する提案型高機能フッ素樹脂製品	

(2013年) 第3回	区分	企業名	製品・技術・サービス
	大賞	桑原電工株式会社	電動機・発電機 の材料調達から製作、修理までの一貫したトータルソリューション提供
		シャボン玉石けん株式会社	無添加石けんの製造
		株式会社ヨシダ (旧：宝石・めがねのヨシダ)	めがね、時計、補聴器、宝石の販売に関するおもてなしサービス
	特別賞	株式会社シノハラ製作所	スライド式ソファベッド
		株式会社ウエルクリエイト (旧：楽しい株式会社)	北九州エコタウン発 廃棄物とバイオマス の新資源化システム
		株式会社ふく太郎本部 (旧：有限会社ふく太郎本部)	ふぐ業界初のHACCP認定工場

(2015年) 第4回	区分	企業名	製品・技術・サービス
	大賞	株式会社オーネスト	工場・生産ライン等の監視制御システムを対象としたシステムインテグレーション業務
		株式会社極東製作所	製鉄所や地熱発電所向けの耐久性の高いオーダーメイド特殊バルブ
		株式会社七尾製菓	小麦粉焼き菓子を中心とした菓子類
		株式会社西原商事	廃棄物情報管理システム「bee-net」～廃棄物処理の透明化～
	特別賞	環境テクノス株式会社	環境分析における“ものさし”（溶出試験用土壌標準物質）の製造
九州鉄道機器製造株式会社		鉄道向け分岐器及びレール等の加工・溶接技術	

雇用・人材確保
および人材育成

金融サポート

環境ビジネス

研究開発・技術開発

分野別

国際ビジネス

事業承継

起業・創業

お役立てください

(2019年) 第5回	企業名	製品・技術・サービス
	株式会社植田製作所	高張力化に対応するテンションリール（鋼板巻取機）及びリールドラムの製造技術
	佳秀工業株式会社	機械部品・装置の製造において、年間約400種の材質を取り扱い、約24万種類100万点以上の製品を加工・製造する「超少量多品種・一貫生産サービス」
	株式会社戸畑製作所	純銅の鋳造・溶接技術
	株式会社ワキノアートファクトリー	地域の特色を生かした主催者との連携による音楽花火の構成、演出

(2021年) 第6回	企業名	製品・技術・サービス
	株式会社アステック入江	都市鉱山リサイクル、塩化鉄液リサイクル、OGP鉄粉
	株式会社九州艤装	鉄道・船舶・バスの内装部材の設計・製作・施工・管理
	有限会社ゼムケンサービス	AI + AR（愛ある）マネジメントツール
	パイオニア工業株式会社	ペットボトル、ポリボトルの製造及び販売
富士岐工産株式会社	製鉄用転炉排ガス回収設備（OG設備）におけるガス冷却用構造物（フード）の製作	

(2023年) 第7回	企業名	製品・技術・サービス
	株式会社フジコー	光除菌シリーズ
	株式会社プラスワンテクノ	パイプフィーダ式自動計量機プチスケールシリーズ
平和技研株式会社	クランプ、くさび緊結式足場用部材を始めとした仮設機材の開発・製造・販売	

(2025年) 第8回	企業名	製品・技術・サービス
	株式会社エイコーエンジニアリング	スーパーマルチモール工法
	小田商會株式会社	巨大カッターを使用した鉄道車両の解体手法の開発
	KiQ Robotics 株式会社	ロボットハンドツール「ラティス構造柔軟指」
	クラウン製パン株式会社	独自の手折り製法によるミニクロワッサンの製造及びミニクロワッサン専門店「MIGNON(ミニヨン)」での販売
	株式会社鎚絵	意匠造形力（夢やイメージを具現化する力）
日本サーモテック株式会社	熔融金属の温度センサー「連続測温プローブ」	

【問合せ先】

2・3：北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

第2章 雇用・人材確保および人材育成

雇用に関する相談をしたい

1 若者の採用に関する相談窓口 若者ワークプラザ北九州

概ね40歳までの若年求職者と就職氷河期世代の求職者を対象とした、北九州市が設置する就職支援の窓口です。

企業の皆様の人材ニーズにお応えするため、カウンセリングや講座などを通じて若者のスキルアップを行い、ミスマッチの少ない職業紹介を行っています。

URL <https://www.shigotomarugoto.info/wakamono/index.php>



正社員、パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等の求人をお預かりし、職業紹介を行います。上記URLより「求人企業の皆さまへ」をクリックし、求人票をダウンロードの上、FAX、E-Mail、直接持込にてご提出ください。

セミナー等開催企画	内 容
地元企業 PICK UP ! 地元企業応援企画！「自社自費」	企業の仕事内容、社員の様子、職場の雰囲気等を求職者へ直接伝えるセミナーです。
職場体験応援プログラム	職場体験を通して、面接だけではわからない採用のミスマッチを防ぎます。

【問合せ先】

若者ワークプラザ北九州

(月～土 10時～18時 予約制：月～土 18時～19時 第1・第3日曜 11時～15時)

※日曜日・祝・休日・年末年始は休館

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F TEL 093-531-4510 FAX 093-531-4538

若者ワークプラザ北九州・黒崎

(月～土 10時～18時 予約制：第4日曜 11時～15時) ※日曜日・祝・休日・年末年始は休館

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ2F TEL 093-631-0020 FAX 093-631-0021

2 U・Iターン就職希望者の採用に関する相談窓口 北九州市U・Iターン応援オフィス

北九州市へのU・Iターン就職希望者と企業をつなぐ取組みとして、北九州市が常設の相談窓口を設置しています。専任コンサルタントへの相談、職業紹介のほか、専用サイトへ一般求人の掲載ができます。

URL <https://www.shigotomarugoto.info/ui-turn/>

【問合せ先】

北九州市U・Iターン応援オフィス

(月～土 10時～18時)

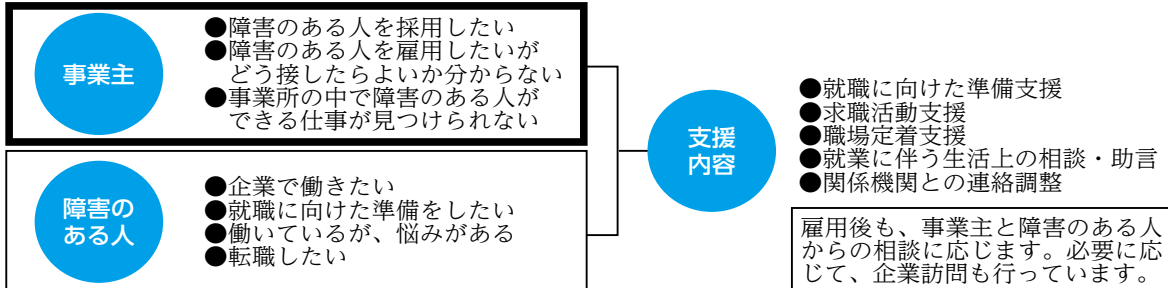
※日曜日・祝・休日・年末年始は休館

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F (JR小倉駅北口より徒歩5分)

E-mail ui-turn.syokai@shigotomarugoto.info TEL 0120-0823-46

3 障害のある方の採用に関する相談窓口 北九州障害者しごとサポートセンター

北九州市では障害のある人の就労支援機関として、北九州障害者しごとサポートセンターを設置しています。当センターでは、障害のある人を雇用する又は検討している事業主からの相談を受け、関係機関と連携しながら、解決できるようにサポートしています。まずは、当センターにご相談ください。



【問合せ先】

北九州障害者しごとサポートセンター（月～金 8:30～18:30 祝日、年末年始除く）
北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2F TEL 093-871-0030 FAX 093-871-0083

4 シルバー人材の採用に関する相談窓口

(1) 北九州市高齢者就業支援センター及びシニア・ハローワーク戸畑

関係機関が緊密に連携し、高齢者等の多様な職業ニーズに応じた就業機会の提供を行っています。

URL <https://www.shigotomarugoto.info/will/>

【問合せ先】

北九州市高齢者就業支援センター（月～金 9時～17時（受付は16時30分まで。））

土・日・祝・休日・年末年始は休み

（キャリアカウンセリングコーナーは第2日曜日も開設。要予約。）

北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F TEL 093-882-5400

シニア・ハローワーク戸畑（月～金 8時30分～17時15分）

土・日・祝・休日・年末年始は休み TEL 093-871-1338



(2) (公社) 福岡県高齢者能力活用センター

再就職希望の方に派遣等による就業機会の提供と、地元企業の人材確保を目的とした公益法人です。即戦力となる再就職希望の方を登録していますので、企業のニーズに即した人材を派遣することが可能です。再就職希望の方の豊かな経験・技術の利用をお考えの企業は、まずご一報ください。

URL <https://www.hatsu-ratsu.com/>

【問合せ先】

はつ・らつ・コミュニティ北九州（福岡県高齢者能力活用センター）

TEL 093-881-6699 FAX 093-882-6705

(3) (公社) 北九州市シルバー人材センター

北九州市内に居住する約2,700人の会員が在籍し、企業・団体の皆様や個人のお客様からの多彩なご要望にお応えしています。除草や剪定、ビル・マンションの管理、清掃、派遣業務（スーパー等商品管理、調理補助、屋外・倉庫内作業、工場内軽作業）など「ちょっと誰かに手伝ってほしい」、「短期間だけ力を貸してほしい」と感じたときは、シルバーパワーの出番です。また、会員（60歳以上）は常時募集しています。

URL <https://kitakyusilver.jp/>

【問合せ先】

北九州市シルバー人材センター 本部 TEL 093-922-4801 FAX 093-922-4818

西部出張所 TEL 093-482-6112 FAX 093-482-6114



5 外国人材の採用に関する相談窓口

(1) 北九州市外国人材就業サポートセンター

市内企業の円滑かつ適正な外国人材の受入を促進するため、市から委託を受けた専門事業者が、外国人材の受入に関する専門相談や、企業を対象としたセミナーの開催、市内留学生とのマッチング支援などを一元的に行います。

専門家による相談	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者：外国人材の受入等を検討している市内企業 ●対象となる在留資格：高度人材(技術・人文知識・国際業務等)、技能実習、特定技能など就労が認められる在留資格 ●相談形態(事前予約制)：訪問相談、もしくは窓口相談(八幡西区黒崎コムシティ3階 北九州国際交流協会内等) ●相談内容： <ul style="list-style-type: none"> ・外国人材の雇用方法(在留資格制度の概要等)に関すること ・在留資格(高度人材)の申請手続きに関すること ・技能実習や特定技能の受入手続きに関すること など
外国人材セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者：外国人材の受入等を検討している市内企業 ●テーマ：就労が認められる在留資格制度の解説や先進企業事例の紹介 など ●回数：年2回
マッチング機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者：留学生等の採用を検討中の市内企業、市内及び近郊の大学等の留学生 ●実施内容：企業側・留学生側のニーズ調整から採用までを伴走型で個別支援・大学等での説明会開催

※詳細はHPをご覧ください。 <https://www.kitakyushu-internationaljob.jp/>



【問合せ先】

北九州市外国人材就業サポートセンター TEL 0120-335-305

(2) 北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター

外国人市民や外国人を支援している方等を対象に、生活に必要な情報提供(日本語教育に関することを含む)や相談に多言語で対応する相談窓口です。

設置場所	連絡先	相談対応日時	対応言語
八幡西区黒崎 3-15-3 コムシティ3階 北九州国際交流協会内	080-6445-2606	月～金曜 9時半～16時 (祝日、年末年始を除く)	対面のほか電話・メール・ タブレット端末を使い最大 24言語

【問合せ先】

(公財)北九州国際交流協会 TEL 093-643-5931 FAX 093-643-6466

(3) 福岡県外国人材受入企業相談窓口(運営委託先：福岡県行政書士会)

福岡県による県内の外国人材受入企業を対象とした支援事業です。

相談窓口	専用相談電話：0120-86-2905	相談対応日時：10～17時(月～金曜)
------	---------------------	---------------------

6 福岡県中小企業雇用環境改善支援センター

県内中小企業の人材確保・定着・育成に関する相談に応じています。「求人票を出しているが応募がない」「若い社員が定着しない」「人材確保に活用できる助成金を知りたい」といったお悩みがあればお気軽にご相談ください。

個別相談の他、企業向けセミナーや合同会社説明会も開催しています。

【問合せ先】

福岡県中小企業雇用環境改善支援センター
(月～金 10時～17時30分 祝日、年末年始除く)
福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス11階
TEL 092-739-8733 FAX 092-725-1776



障害者雇用に関する支援

全ての事業主は、法定雇用率に相当する数以上の障害のある人を雇用しなければならないことと法律（「障害者の雇用の促進等に関する法律」）で義務づけられており、これを「障害者雇用率制度」といいます。

民間企業の法定雇用率は 令和8年6月までは 2.5%、令和8年7月からは 2.7%

令和8年6月までは従業員を40.0人以上、令和8年7月からは従業員を37.5人以上雇用している民間企業は、障害のある人を1人以上雇用しなくてはなりません。

1 障害者雇用納付金制度

障害のある人を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担を伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とではその経済的負担に差が生じることとなります。

障害者雇用納付金制度は、身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害のある人を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害のある人の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

※令和7年4月時点の情報です。受給要件がありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

障害者雇用納付金	常用雇用労働者数が100人を超える事業主で、障害者雇用率を未達成の場合は、法定雇用障害者数に不足する障害のある人の数に応じて、1人につき50,000円の納付が必要。
障害者雇用調整金	常時雇用労働者数が100人を超える事業主で、障害者雇用率を越えて障害のある人を雇用している場合は、その超えている障害のある人の数に応じて、1人につき29,000円を申請に基づき支給。※年120人を超える場合、当該超過人数分への支給額は1人につき23,000円（本来の額から6,000円調整）
報奨金	常用雇用労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定以上（各月の常用雇用している労働者数の4%の年度間合計数または72人のいずれか多い数）を超えて雇用する場合は、その超えている障害のある人の数に応じて、1人につき21,000円を申請に基づき支給。※年420人を超える場合、当該超過人数分への支給額は1人につき16,000円（本来の額から5,000円調整）

2 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた障害者雇用納付金制度として、障害者の雇入れや雇用の継続を行うために必要となる施設・設備の整備や福祉の増進、雇用管理の整備や援助、能力開発等の措置を行う事業主等に対して、当該措置を行うことにより生じる経済的負担の調整と障害者の雇用の促進等を図ることを目的に、納付金を財源とする助成金の支給を通じてその支援を行うものです。

※令和7年4月時点の情報です。受給要件がありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

※助成金によっては、措置実施前に申請手続き等が必要なものもありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

助成金種類	主な助成の内容	助成率	限度額
障害者作業施設設置等助成金	トイレ・スロープ等の付帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業施設の設置等を行った費用の一部を助成。	2/3	450万円

第2章 雇用・人材確保および人材育成

障害者福祉施設設置等助成金	福祉施設（休憩室、医務室等）を整備した費用の一部を助成。	1/3	225万円
障害者介助等助成金	障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置や、加齢に伴う心身の変化により生じる課題の解消のために必要な介助等の各種措置を行う費用の一部を助成。（職場復帰支援、中途障害者等技能習得支援、中高年齢等障害者技能習得支援、職場介助者の配置又は委嘱等）	助成金毎	
重度障害者等通勤対策助成金	障害のある人の通勤を容易にするための措置を行う費用の一部を助成。（住宅の賃借、駐車場の賃借、住宅手当の支払い、通勤バスの購入等）		

【問合せ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課
〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 TEL 092-718-1310 FAX 092-718-1314
<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/fukuoka>

3 重度障害者等就労支援特別事業

重度障害のある人などにヘルパーを派遣し、通勤や職場などにおける支援を行います。

対象者は、北九州市で重度訪問介護や同行援護、行動援護の支給決定を受けている人で、民間企業に雇用される人や自営業の人などになります。

支援の内容は次のいずれかに該当する場合、重度障害のある人などに支援を行います。

ア 企業が重度障害等のある人を雇用するに当たり、高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「JEED」という。）が実施する障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害等のある人の雇用継続に支障が残る場合

イ 重度障害等のある人が自営業者等として働く場合

※注 自営業等の人は、JEEDの助成金の部分についても、本市で支援します。

支援の範囲	JEEDの助成金を活用	本事業で支援
通勤支援	各年度3ヶ月まで	各年度4ヶ月以降
職場等における業務関連支援※1	○	—（助成金で対応）
職場等における上記以外の支援※2	×（助成金対象外）	○

※1 業務関連支援…文書の朗読・作成、機器操作、業務上外出の付き添い等、障害のある方が主体的に業務を遂行するために必要な業務に関連する支援

※2 それ以外の支援…喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保の見守り等

サービス提供（ヘルパーの派遣）を行う事業者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行っている指定障害福祉サービス事業者となります。

サービス提供に要した費用の利用者負担（原則1割）の設定があります。

利用要件がありますので、詳細につきましては、北九州市ホームページをご活用下さい。

北九州市ホームページ <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/29800157.html>

【問合せ先】

《申し込み窓口》 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー

《市の事業に関すること》

北九州市保健福祉局障害者支援課 TEL 093-582-2424 FAX 093-582-2425

4 北九州市立特別支援学校

特別支援学校には、高等部卒業後に、一般企業等に就職して社会参加・自立したいと考えている「働く意欲のある生徒」がたくさんいます。各学校では地域で働き、地域に貢献することができる人材を育成しています。高等部生徒の産業現場等における実習（インターンシップ）や雇用については、教育委員会特別支援教育課、または各特別支援学校の進路指導担当者までお問合せください。

(1) 高等部一覧

学校名	障害部門	住所	電話
門司総合特別支援学校	知的障害	門司区矢筈町 13-1	372-6631
小倉北特別支援学校	知的障害	小倉北区下道津 1-10-7	592-2103
小倉総合特別支援学校	肢体不自由・病弱	小倉南区春ヶ丘 10-3	921-0075
小倉南特別支援学校	知的障害	小倉南区若園 4-1-1	921-5511
小池特別支援学校	知的障害	若松区大字小敷 583-1	601-1298
八幡特別支援学校	知的障害	八幡西区鷹の巣 3-7-1	641-8675
八幡西特別支援学校	肢体不自由	八幡西区上下津役 4-8-2	612-2210
北九州中央高等学園	知的障害	小倉北区下道津 1-10-12	861-0112

(2) 特別支援学校高等部雇用促進セミナー

企業の人事担当者等を対象に、特別支援学校への理解と特別支援学校生徒の雇用促進を目的とした「特別支援学校高等部雇用促進セミナー」を開催しています。このセミナーでは、就業に向けた各校の取組を紹介するとともに、特別支援学校の生徒が職業技能を身に付けるための学習や作業に取り組む様子を見学していただきます。生徒が卒業後の自立や社会参加に向けて、日々努力し、培ってきた「働く力」をご覧ください。



<令和8年度>
日時：令和8年12月開催予定
場所：北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園（予定）

(3) 学校開放週間

各特別支援学校において毎年11月頃に地域の方や保護者を対象として、日々の学校生活や学習の様子を見ていただく期間を設けています。

【問合せ先】

北九州市教育委員会 特別支援教育課 TEL 093-582-3448 FAX 093-581-5873

働き方改革等に関する支援

「働き方改革」は、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革です。

1 2023年の法改正（残業60時間超の賃金引き上げについて）

令和5年4月1日より中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が25%から50%になりました。以下の点に注意しましょう。

①深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

②代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

③就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

これまでに法改正が行われた「働き方」に関する法改正の詳細は、厚生労働省ホームページ『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。



2 働き方改革に関する相談窓口

就業規則の改正などの具体的な相談は、以下の窓口をご活用ください

相談窓口	電話番号・住所	相談内容
(公財)北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター	093-873-1430 (北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1階)	創業や経営・技術の改善・革新を目指す個人や中小企業の方々の取り組みを支援するための相談窓口、専門家派遣事業等、経営・商売に役立つ総合的な支援制度をご用意しております。
福岡県よろず支援拠点 北九州よろず経営相談窓口	092-622-7809 (北九州市小倉北区古船場1番35号 商工貿易会館3階信用保証協会北九州支所)	●生産性の向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ●経営課題に応じた適切な支援機関を紹介します。
北九州商工会議所 [中小企業振興課]	093-541-0188 (北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館1階)	●経営相談をはじめ、金融、法律、情報化支援など様々な相談に応じます。 ●窓口相談、巡回相談、メール相談、アドバイザー派遣を行っています。
福岡働き方改革推進支援センター	0800-888-1699 (福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多偕成ビル301号)	●労働時間管理のノウハウや賃金制度等見直しなど労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ●様々な関係機関と連携し、出張相談会やセミナー等を実施します。
ハローワーク	【ハローワーク小倉】 093-941-8609 【ハローワーク八幡】 093-622-5566	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

3 働き方改革推進支援助成金

(内容は変更される場合がありますので詳細は申請先までお問い合わせください。)

名称及び概要	助成内容	申請先
労働時間短縮・年休促進支援コース 時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を行った場合に、要した経費の一部を助成	[成果目標達成時] 支給対象経費の3/4 (又は4/5) (上限200万円) [賃金引上げ達成時の加算額] 6万円～上限360万円	福岡労働局雇用 環境・均等部企画課 TEL: 092-411-4717
勤務間インターバル導入コース 勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進させるための環境整備を行った場合に、要した経費の一部を助成	[成果目標達成時] 支給対象経費の3/4 (又は4/5) (上限120万円) [賃金引上げ達成時の加算額] 6万円～上限360万円	
業種別課題対応コース 長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため労働時間等の削減に向けた環境整備を行った場合に、要した経費の一部を助成	[成果目標達成時] 支給対象経費の3/4 (又は4/5) (上限550万円) [賃金引上げ達成時の加算額] 6万円～上限360万円	

4 【福岡県独自】「よかばい・かえるばい企業」

「よかばい・かえるばい企業」とは自社の働き方を見直すための取組を宣言し、実行するものです。登録後は、北九州の労働者支援事務所が、魅力ある職場づくりに役立つ最新の助成金や無料相談会、セミナー等の情報を提供します。また、「福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト」上で自社の取組を発信したり、採用活動において、働き方改革に取り組む企業としてPRしたりすることもできます。人材確保・定着に向けてぜひご登録ください。

登録はこちらから！

<https://hatarakikatatakaeru.pref.fukuoka.lg.jp/campaign/login/>



【問合せ先】

福岡県 福祉労働部 労働局 労働政策課

住所：福岡県福岡市博多区東公園7番7号 TEL：092-643-3592 FAX：092-643-3588

パワーハラスメント防止措置について

令和4年4月1日より労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されました。

パワーハラスメント防止のために事業主が講ずべき措置

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報	
福岡労働局ハラスメント防止対策 <input type="text" value="福岡労働局 ハラスメント防止対策"/> <input type="button" value="検索"/> 	事業主・労働者パンフレットや社内研修資料 <input type="text" value="職場におけるハラスメントの防止のために"/> <input type="button" value="検索"/> 
ポータルサイト「あかるい職場応援団」 <input type="text" value="あかるい職場応援団"/> <input type="button" value="検索"/> 	

女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する支援

女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進は、個人の能力の発揮・働き方の改革だけでなく、企業の変化に対応していくための経営戦略としても重要な取組であり、様々な支援制度が設けられています。

自社の取組に合わせ、これらの制度を積極的に活用ください。

1 助成金による支援制度

女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進を行う際に必要な費用の一部を助成する制度です。

名称・概要	問合せ先	掲載ページ
両立支援等助成金 働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して支援を行います。	福岡労働局企画課 他 TEL 092-411-4717	P56
働き方改革推進支援助成金 労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用を助成します。		P41
くるみん助成金 くるみん認定等を取得し、助成要件を満たしている中小事業主が、労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行う事業を実施する際に、その実施に要する費用を助成します。	(一財) 女性労働協会 くるみん助成金事務局 TEL 03-6453-7020	P56

※各助成金の類型や要件等の詳細は掲載ページをご覧ください。

※助成金の制度や名称は、変わる場合があります。

2 女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講師派遣、各種セミナー



女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等に対し、専門家の派遣や各種セミナーを開催しています。

名称・概要	問合せ先
女性のヘルスケアに関するセミナー 女性が活躍し続ける上で欠かせないヘルスケア問題に対し理解を深めることを目的に、市内企業の経営者・人事総務担当者を対象に、意識啓発セミナーを開催します。	北九州市 政策局 WomanWill 推進室 TEL 093-582-2209
女性のキャリアアップ支援 企業等で働く女性を対象にしたキャリア形成支援等を行います。	北九州市 産業経済局 雇用・産業人材政策課 ウーマンワークカフェ北九州 TEL 093-551-0091
北九州市立男女共同参画センター・ムーブにおける講師派遣、セミナー 【職場のハラスメントについて】 北九州市内の中小企業を対象に、講師（弁護士）を派遣します。 <費用> 1時間あたり 8,250円+交通費 【介護男子】 介護保険制度、介護実技、体験談等、介護に関する基礎知識を学びながら介護できる男性を目指します。 <対象> 介護に関心がある男性 <費用> 無料	北九州市立男女共同参画 センター・ムーブ TEL 093-583-3939

働き方・休み方改善コンサルタント派遣	福岡労働局指導課 TEL 092-411-4894
働き方・休み方の見直し（時間外・休日労働の削減、年次有給休暇取得促進、勤務間インターバル制度、特別休暇制度の導入等）について、専門家（働き方・休み方改善コンサルタント）を派遣し、アドバイスや改善に向けた具体的な提案、資料の提供を行います。（無料）	

3 表彰・登録・認定制度

女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進に力を入れている企業を表彰・登録・認定する制度です。表彰・登録・認定された企業はイメージアップや優秀な人材確保などの効果が期待できます。

名称・概要	問合せ先
<p>北九州市 Work Life Balance 表彰</p> <p>性別にかかわらず活躍できる環境づくりに積極的にチャレンジする企業・団体の熱意や努力、創意工夫を表彰する制度です。表彰を受けた企業や団体の実践事例を、ホームページやリーフレット等で広く情報発信します。また、社会的責任・社会貢献を果たしている企業として、市の「入札参加資格審査（物品等供給契約）、中小企業融資制度「地域みらい促進資金」の申込などにおいて配慮されます。これまでの受賞者などの詳細は、HPをご覧ください。</p>	<p>北九州市 政策局 WomanWill 推進室 TEL 093-582-2209</p> <p>[北九州市 Work Life Balance 表彰]</p> 
<p>「北九州イクボス同盟」への加盟</p> <p>「北九州イクボス同盟」は、経営者や管理職が「イクボス」として自らワーク・ライフ・バランスを実践しながらも、従業員の仕事と家庭生活の両立、キャリア形成を応援し、生産性の向上や多様な働き方を推進する、企業・団体のトップによる同盟です。本市では、市内企業・団体が一丸となって働き方改革に取り組み、「働きやすいまち北九州」を実現する、「北九州イクボス同盟」の取組を推進しています。「イクボス」の養成を支援するメニューも各種揃えていますので、加盟企業・団体とともに、改革のはじめの一歩を踏み出しませんか。</p>	<p>[北九州イクボス同盟]</p> 

その他の認定制度	
<p>・次世代育成支援対策推進法（子育てサポート企業）認定マーク（くるみん）</p> <p>一般事業主行動計画を策定し、目標の達成など一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定します。</p> <p>・女性活躍推進法認定マーク（えるぼし）</p> <p>女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良で一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定します。</p> <p>【問合せ先】 福岡労働局 指導課 TEL 092-411-4894</p> 	<p>「福岡県子育て応援宣言・介護応援宣言企業」登録制度</p> <p>企業・事務所のトップが従業員の仕事と子育てなどの両立を応援する具体的な取り組みを自ら宣言し、それを県が登録する制度です。</p> <p>【問合せ先】 福岡県 労働政策課 TEL 092-643-3592</p> 

4 Webによる自己診断・情報収集

女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組が進んでいない部分は何で、どこから、どのように始めたらよいか、他社と比較して自社の立ち位置はどの位置なのか等、自社の取組を見える化し、分析できる便利なWebサイトです。

これから取組を始める企業、取組途上にある企業、今後さらなる取組を実施する企業など、取組段階に応じた分析ツールとして、自社のPRの場として、先進事例を知る場としてなど、活用方法は多岐にわたります。

女性の活躍・両立支援総合サイト		働く女性の心とからだの応援サイト	
女性の活躍推進企業データベース (厚生労働省 HP)		働く女性の心とからだの応援サイト (厚生労働省 HP)	
両立支援のひろば（仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト） (厚生労働省 HP)		不妊治療と仕事の両立のために (厚生労働省 HP)	
働き方・休み方改善ポータルサイト (厚生労働省 HP)		イクメンプロジェクト (厚生労働省 HP)	
仕事と育児カムバック応援サイト （職場復帰・再就職を目指す女性のための情報提供サイト） (厚生労働省 HP)		多様な働き方の実現応援サイト (厚生労働省 HP)	
「はたらく×生理」プロジェクト (北九州市 HP)		健康経営の推進 (北九州市 HP)	

5 その他

取組企業間の勉強会や情報発信サイト等を紹介しています。

名称・概要	問合せ先・QRコード
北九州ダイバーシティ・ネットワーク	
北九州市に本社や支店を持つ企業や団体の人事担当者、ダイバーシティ推進担当者のネットワークです。勉強会等を通じて情報交換を行い、組織を超えてダイバーシティやワーク・ライフ・バランスを広める活動を行っています。	北九州市 政策局 WomanWill 推進室 TEL 093-582-2209
北九州市建設工事・物品等供給契約の入札参加資格審査等における配慮	
国・福岡県・北九州市のワーク・ライフ・バランス関係等の表彰の受賞や一般事業主行動計画の策定（または認定）、福岡県子育て応援宣言又は女性大活躍推進宣言の自主宣言を行い登録している地元企業へ、北九州市建設工事・物品等供給契約の入札参加資格審査等における配慮を行います。	北九州市 技術監理局 契約制度課 TEL 093-582-2545

雇用に関する助成金等

内容は変更される場合がありますので詳細は申請先までお問い合わせください。

1 新たな雇い入れに関する助成金

(1) トライアル雇用助成金

名称及び概要	対象労働者	助成内容	申請先
一般トライアルコース 就職が困難な求職者を、原則3ヶ月間 試用雇用することにより常用雇用や雇 用機会の創出を図る「トライアル雇 用」を実施した事業主に対して助成金 を支給	<ul style="list-style-type: none"> ・離転職を繰り返している者 ・直近1年を越えて失業している者 ・出産・育児等で前職を辞めてから1年を超えている者 ・生年月日が1968年(昭和43年)4月2日以降の者でハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている者 ・生活困窮者 等 	1人あたり最大月額4万円× 3ヶ月(対象労働者が母子家 庭の母、父子家庭の父に対し トライアルを実施した場合は、 最大月額5万円×3ヶ月)	【受付】 ハローワーク小倉 TEL:093-941-8609 ハローワーク八幡 TEL:093-622-5566 【審査】 福岡労働局 福岡助成金センター TEL:092-411-4701
障害者トライアルコース※ 障害者の適性や業務遂行可能性を見極 め、継続雇用へのきっかけとすること を目的とし、原則3ヶ月間、試行的に 雇用した事業主に対して助成金を支 給(精神障害者を雇用する場合は原則 6ヶ月間)	<ul style="list-style-type: none"> ・未経験の職種等を希望する者 ・離転職を繰り返している者 ・直近6ヶ月を越えて失業している者 ・上記以外の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者 	1人あたり最大月額4万円 (精神障害者を雇用する場合は 雇入れ日から起算して3ヶ月 間は月額最大8万円)	

(2) 特定求職者雇用開発助成金

名称及び概要	対象労働者	助成内容	申請先
就職が困難な求職者を、新たに継続して 雇用する労働者として雇い入れる事業主 に賃金相当額の一部を一定期間助成	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者(60歳以上) ・母子家庭の母等 ・父子家庭の父 ・身体、知的障害者 ・精神障害者 ・生活保護受給者 等 	対象労働者により 中小企業 40万円~240 万円 大企業 30万円~100万円	【受付】 ハローワーク小倉 TEL:093-941-8609 ハローワーク八幡 TEL:093-622-5566 【審査】 福岡労働局 福岡助成金センター TEL:092-411-4701

2 雇用の維持に関する助成金

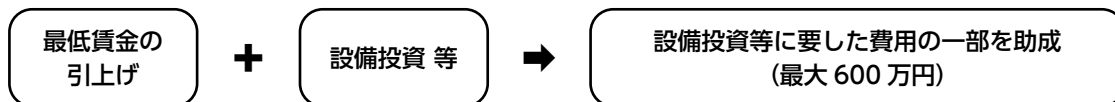
雇用調整助成金

名称及び概要	対象労働者	助成内容	申請先
景気の変動、産業構造の変化その他 の経済上の理由により事業活動の縮 小を余儀なくされ、休業等(休業及 び教育訓練)又は出向を行った事業 主に対して、休業手当、賃金又は出 向労働者に係る賃金負担額の一部を 助成	雇用調整の対象者と なった労働者(但し、 雇用保険被保険者と なって6ヶ月以上の ものに限る)	※主なもの ・休業手当又は教育訓練を実施した 場合の賃金相当額として算定した 額の2/3(大企業1/2)、出向元事 業主の負担額の2/3(大企業1/2) ※支給額には上限があります。 ・訓練費1人1日あたり1,200円加算 ・支給限度日数:1年で100日分 (3年で150日分まで)	福岡労働局 福岡助成金センター 第二庁舎 (第五博多偕成ビル6階) TEL:092-402-0537

3 賃金引上げに関する助成金

(1) 業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（リフト付特殊車両や自動洗浄機の導入、教育訓練・研修等）を行った場合に、かかった費用の一部を助成する制度です。



[対象] 事業場内最低賃金と福岡県最低賃金未満までの
中小企業、小規模事業者
※特定最低賃金対象事業場は対象外



業務改善助成金

詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

【問合せ先】

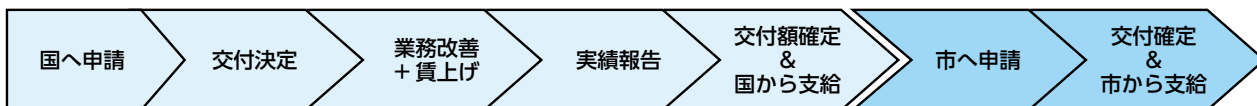
福岡労働局雇用環境・均等部企画課 TEL 092-411-4717

(2) 【市独自】北九州市生産性向上・賃金引上げ応援補助金

北九州市では、市内の中小企業の実業性向上と最低賃金引上げを応援するための「上乘せ補助金制度」を設けています。厚生労働省（国）の業務改善助成金とともにご活用ください。なお、予算の範囲内で交付するため、年度途中で受付を終了する場合があります。

[対象] 北九州市内にあり、業務改善助成金の「交付額確定通知」を受けた事業場

[補助率] 業務改善に要する設備投資等にかかる補助対象経費の10分の2（上限額あり）



【国】業務改善助成金

【市】生産性向上・賃金引上げ応援補助金

詳細は、北九州市ホームページをご確認ください。



【問合せ先】

北九州市 産業経済局 雇用・産業人材政策課 TEL 093-582-2419

(3) 【市独自】北九州市生産性向上・賃金引上げ奨励金

生産性向上による持続可能な最低賃金の引上げを応援するため、厚生労働省（国）の「業務改善助成金」の交付決定を受けた事業場並びに助成金算定対象となった人員・人数のうち、70円以上を引き上げたものを対象に奨励金を交付します。

[対象] ・令和8年4月以降に業務改善助成金の「交付決定通知」を受けた事業場

・70円以上を引き上げた事業場

[補助] 10万円×賃金を引き上げる労働者数（1事業者あたり上限50万円）

詳細は、北九州市ホームページをご確認ください。



【問合せ先】

北九州市 産業経済局 雇用・産業人材政策課 TEL 093-582-2419

4 高齢者の雇用に関する助成金

(1) 【厚生労働省(国)】65歳超雇用推進助成金

65歳超雇用推進助成金は、高齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するため、65歳以上への定年引上げ・高齢者の雇用管理制度の整備・高齢者の有期契約労働者を無期雇用へ転換させた事業主に対して助成する制度です。※「I 65歳超継続雇用促進コース」には(2)の上乗せ補助金制度があります。

I 65歳超継続雇用促進コース 【(2)の上乗せ補助金対象】	65歳以上への定年引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかを実施した事業主に対して助成するコース
II 高齢者評価制度等雇用管理改善コース	高齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して助成するコース
III 高齢者無期雇用転換コース	50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業に対して助成するコース

詳細は、審査・支給業務を行う

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページをご覧ください。



65歳超雇用推進
助成金



活用事例

【事前相談・問合せ先】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課 TEL 092-718-1310

(2) 【市独自】北九州市65歳超雇用応援補助金 ※市内中小企業のみ

北九州市では、市内の中小企業の65歳以上への定年引上げや定年廃止、66歳以上の継続雇用制度の導入を応援するための「上乗せ補助金制度(※1)」を設けています。

厚生労働省(国)の65歳超雇用推進助成金とともにご活用ください。

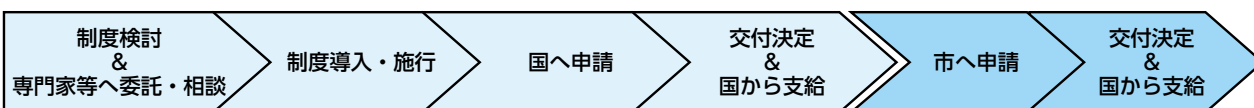
なお、予算の範囲内で交付するため、年度途中に受付を終了する場合があります。

※1 上記(1)のうち「I 65歳超継続雇用促進コース」のみが上乗せの対象となります。

[対象] 北九州市内に事業場を有する、65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用推進コース)の「支給決定通知」を受けた中小企業・小規模事業者

[補助率] 国の支給決定額の2分の1

[補助上限額] 25万円



【国】65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)

【市】65歳超雇用応援補助金

詳細は、北九州市ホームページをご確認下さい。



【問合せ先】

北九州市 産業経済局 雇用・産業人材政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

人材の確保・定着に関する支援

1 求人を出す・求人情報を発信する


市内ハローワークのほかに、多様な人材ニーズにお応えする以下のサービスがあります。インターネット等により市内・外の求職者に発信し、円滑な人材確保を支援します。

(1) インターネットでの情報発信 北九州市転職・就職情報サイト 北九州しごとまるごと情報局

北九州市が運営する上記サイトに求人情報等を掲載できます。企業のPR・人材確保の一環として、是非ご利用ください。


【利用対象企業】 北九州市に事業所を有する、または、今後北九州市内に事業所を設置予定の企業。なお、北九州都市圏域構成市町、下関市に事業所を有し、北九州市内で雇用を行っている企業または、北九州市内で雇用を予定している企業も対象。

利用登録による **3** つのメリット 利用は
すべて
無料です




**一括登録で求職者・学生へ
広くアピール！**

本サイトに社長や社員のコメント、写真などを登録することで、北九州市が運営する複数の就職支援サイトに自社の魅力を広くアピールできます。



**職業紹介サービスの
利用OK！**

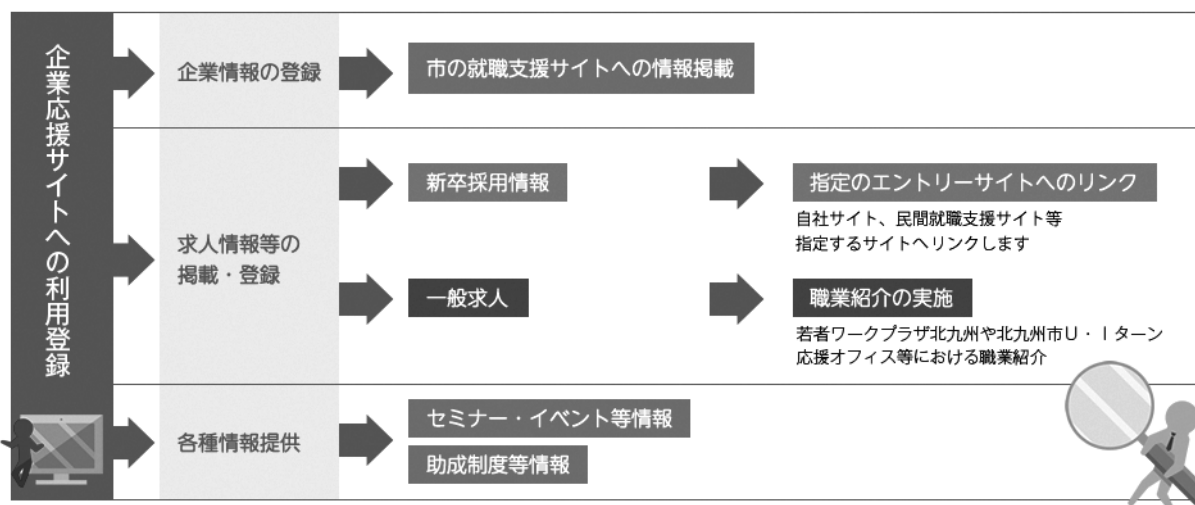
北九州市が民間職業紹介事業者に委託実施する職業紹介（市内企業と求職者とのマッチング）を利用できます。専任コンサルタントへの採用相談もできます。



**市主催の就職イベント等の
情報提供！**

北九州市が主催する合同会社説明会などの就職イベントや国・県・市が行う助成制度等の情報をご提供します。

【北九州しごとまるごと情報局】
<https://www.shigotomarugoto.info/index.php>



【問合せ先】

北九州市 産業経済局 雇用・産業人材政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

(2) 「就職氷河期世代応援企業」登録制度

北九州市では、「就職氷河期世代応援企業」として登録いただいた、就職氷河期世代の正規雇用に積極的な市内企業を対象として、主に以下の5つの人材確保支援を行っています。

就職氷河期世代応援企業にご登録ください！

- ① 「北九州しごとまるごと情報局 企業応援サイト」から、企業情報登録へ。

北九州市 企業応援サイトを検索！



- ② 「就職氷河期世代応援」にチェックを入れることでPRが可能となります。

5つの人材確保支援

- ① 市内外への企業情報発信
- ② 国の助成金制度の情報提供
- ③ 合同会社説明会の案内
- ④ 社会人インターンシップの案内
- ⑤ 求職者の適性を踏まえた効果的なマッチング支援

《就職氷河期世代正規雇用化支援 全体イメージ》



【問合せ先】

北九州市 産業経済局 雇用・産業人材政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

(3) 福岡県中小企業雇用環境改善支援センター

県内中小企業の人材確保・定着・育成に関する相談に応じています。「求人票を出しているが応募がない」「若い社員が定着しない」「人材確保に活用できる助成金を知りたい」といったお悩みがあればお気軽にご相談ください。

個別相談の他、企業向けセミナーや合同会社説明会も開催しています。

【問合せ先】

福岡県 中小企業雇用環境改善支援センター
(月～金 10時～17時30分 祝日、年末年始除く)
福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス11階
TEL 092-739-8733 FAX 092-725-1776



第2章 雇用・人材確保および人材育成

2 地域の人事部支援事業（（仮称）人材バンク）

概要	働きたい人が主役のまちを目指し、求職者と企業間のマッチングを一気通貫で行い、人と仕事めぐり出会い、循環する仕組みを構築することで、人材の確保と定着を図る。
参加企業数	100社
実施期間	令和8年7月頃～令和9年3月末
実施内容	(1) 潜在層を含めた人材の掘り起こし (2) 導入教育や資格取得支援による求職者のスキル取得支援 (3) 業務切り分け等の企業コンサルティング (4) 長期有償職場実習の実施

3 北九州リスキリングキャンパス運営事業

概要	急速な技術革新や産業構造の変化に対応するため、座学プログラムや実践の場を通じて市内企業の社内人材のスキルアップを図り、企業の競争力強化と地域経済の活性化を推進する。
参加目標企業数	50社（※企業負担あり）
実施期間	令和8年7月頃～令和9年2月頃
実施内容	(1) 参加希望者・経営層セミナー及び企業間交流会の企画・開催 (2) リスキリングプログラムの企画・開催

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 雇用・産業人材政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

4 ～成長のカギは“人”への投資！～ 人的資本経営セミナー

企業の持続的な成長につながる「人的資本経営」の推進に向け、企業に必要なマインドセットを学ぶセミナーを年10回（R8.6月～R9.3月の各月1回程度）開催します。

【主なセミナー内容】

シニア人材活用実践プログラムをはじめ、仕事と介護の両立支援、就職氷河期世代の活用、新卒・高校生採用、副業・兼業人材の活用など、企業の人材確保・定着に役立つ幅広いテーマで実践的なセミナーを実施しています。

あわせて、採用広報の工夫や、国・自治体の助成金など各種支援制度などについても分かりやすくご紹介します。

【問合せ先】

北九州市 雇用・産業人材政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

5 副業・兼業マッチング支援事業



中小企業が抱えるマーケティングや経営企画等の課題解決に向け、外部副業・兼業人材とのマッチングによる経営課題解決を支援するとともに、市内企業の副業解禁を促進します。

募集期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
実施内容	(1) 経営者向けマインドセットセミナー等の企画・開催 (2) 副業・兼業人材活用や副業解禁に向けた個別コンサルティング (3) 副業・兼業人材とのマッチング支援 (4) 求職者及び就業者向けの副業促進

【問合せ先】

北九州市 雇用・産業人材政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

6 中高生向け企業 PR イベント

北九州市では、北九州市内企業の魅力を若者に伝えることで、職業観を醸成し、各自に合った職業選択につなげるためのイベントを開催しています。

(1) 北九州ゆめみらいワーク

概要	地元企業や大学等の仕事内容や研究等について、職業体験や社会人、大学生等との交流を通じて、若者のキャリア形成を支援するとともに、将来の地元就職につなげるイベントを開催する。
実施時期	12月10日(木)・11日(金)・12(土) ※予定
出展企業	北九州地域に事業所(工場等含む)がある企業・団体・学校等 約150団体
出展料	有料(詳細未定)
参加対象	北九州地域の企業・団体に興味がある方(平日2日間は高校生、中学生をメインターゲットとする)
会場	北九州メッセほか

(2) 工業高校生キャリアガイダンス

概要	工業高校生及び保護者を対象とした地元企業の就職活動に役立つ情報を発信するイベントを実施する。		
参加対象	工業高校2年生、保護者、教職員等	開催時期	翌2月予定
出展企業	高校生を採用予定である市内企業等約60団体	会場	北九州メッセ
		出展料	有料(詳細未定)

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 雇用・産業人材政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

第2章 雇用・人材確保および人材育成

(3) 専門学校キャリアガイダンス

概要	IT・ビジネス系の専門学校生及び保護者を対象とした地元企業の就職活動に役立つ情報を発信するイベントを実施する。		
参加対象	IT・ビジネス系の卒業を控えた専門学校生、保護者、教職員等	開催時期	未定
出展企業	専門学校生を採用予定である市内企業等 約20団体	会場	未定
		出展料	有料（詳細未定）

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 雇用・産業人材政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

7 就活プレ事業（インターンシップ等）

北九州市では、北九州商工会議所や産業人材育成フォーラムと連携して、インターンシップ等事業を実施しています。（インターンシップ等には、オープン・カンパニー、キャリア教育を含む）

【北九州しごとまるごと情報局／北九州インターンシップ等応援サイト】

<https://www.shigotomarugoto.info/internship/>

(1) インターンシップ等（キャリア形成支援事業）

概要	地元企業が実施するインターンシップ等（学生が長期休暇で参加しやすい、夏・冬・春季のものに限る）を取りまとめ、参加学生の募集、マッチング等を行います。	
実施時期	夏季（7月～9月）	冬・春季（12～翌3月）予定
参加企業	北九州地域に事業所（工場等を含む）がある企業・団体	
参加料	無料	
参加対象	大学（院）・短大・高専・専門学校生（留学生を含む、高校生以下を除く）	
委託先	北九州商工会議所	

(2) 産業人材育成フォーラムインターンシップ

概要	学生の地元定着や地域企業の技術力向上を図ることを目的に、理工系学生を対象としたインターンシップ等を行います。
実施時期	短期：夏季（5～10日間、連続、終日）、 長期：面談にて時期決定（約3～6ヶ月、週1～2、終日）
参加企業	北九州地域に事業所（工場等を含む）がある企業・団体
参加料	無料
参加対象	主に理工系大学（院）・高専生（留学生を含む）
運営	北九州地域産業人材育成フォーラム

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 雇用・産業人材政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

(3) 地元大学生の専門知識を活用したインターンシップ（有給インターンシップ）

大学生（九州工業大学）のデジタル等の専門知識を活用して、企業の課題解決に貢献するインターンシップです。ロボット・DX推進センターと連携し、求人条件と学生のスキルから、大学が最適な学生を紹介します。

詳しくは P15

人材の確保・定着に関する助成金等

1 中小企業人材確保支援助成金

市内の中小企業団体が、若年者や女性等の人材確保を目的として独自に取り組む、業界のイメージアップや職場環境の改善などを図る事業に必要な経費の一部を助成します。

対象者	市内に事務所を有する中小企業団体（構成員の3／4以上が中小企業者で構成）で構成員の共同事業又は共益の事業を行う営利を目的としない法人・任意団体
対象事業	<p>次の(1)～(3)に該当する事業（複数事業の組合せ可）</p> <p>(1)団体が所属する業界の役割・魅力を伝えるための啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生等を対象にしたものづくり現場の体験見学会（オープンファクトリー） ・学生等が建設機械を実際に操縦する体験学習会 ・学生等を対象にしたサービス業の魅力発見セミナー（合同会社説明会） ・学生等に業界の魅力を伝えるホームページ、リーフレットの作成 など <p>(2)学生、教員等との情報交換のための交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生等と若手社員との意見交換会 ・教員・保護者を対象とした経営者との座談会 など <p>(3)働きやすい職場環境づくりのための推進事業（組合員企業を対象とした団体内事業）</p> <p>①職場環境改善のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働条件（就業規則、給与規程等）見直しのための勉強会 ・作業環境見直し（5S活動の実施、軽労化アシストツールの導入検証等）のための研究会 など <p>②経営者・管理者等の意識改革のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者の定着率向上のための管理職マネジメント能力開発研修 ・ワーク・ライフ・バランス推進のための経営者研修 など
対象経費	上記対象事業に必要なとなる、専門家招聘のための謝金・旅費、機材等の借上げ料、広報物作成等の委託料、実習等に必要の消耗品費など
助成金額	対象経費の2分の1以内 上限額40万円（事業終了後、精算払）
募集期間	令和8年4月1日～随時受付（予算終了、もしくは令和9年2月26日まで）
採択方法	事業の妥当性・有効性について書類審査のうえ採択を決定



高校生クレーン体験学習



工業高校生を対象とした工業団地内
オープンファクトリー

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

第2章 雇用・人材確保および人材育成

2 職場環境整備助成金

市内中小企業の従業員の働きやすさを向上させるための職場環境整備に必要な経費の一部を助成します。

対象者	市内中小企業者（全業種）
対象範囲	従業員の働きやすさの向上に取り組む事業 例）事業所の改修、暑さ対策設備の導入、女性用設備の導入、 就業規則の改正、女性活躍セミナーやワークショップの実施等
対象経費	工事費、備品購入費、委託料、謝金、その他経費
助成金額	対象経費の2分の1以内 上限額 50万円

※対象範囲、対象経費、助成金額は予定です。

※公募時期はHP等でご案内します。（令和8年4月6日（月）予定）

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

3 奨学金返還支援に関する補助金

北九州市企業型奨学金返還支援事業補助金

概要	補助対象者	支援対象者 (対象となる従業員)	補助率・補助額	募集期間
中小企業等の人材確保と定着及び経済的負担軽減を図るため、従業員の奨学金返還を支援する制度の導入支援とともに、導入企業等が従業員へ支給する手当等に要する経費の一部を補助します	次の①～③を全て満たす者 ①市内に本社又は採用権限のある事業所を有する者であること ②支援制度を令和7年4月1日以降に設けた者であること ③中小企業等経営強化法第2条等に定める中小企業等であること	次の①～⑤を全て満たす者 ①採用から3年以内であり、雇用期間の定めがなく、正社員として勤務していること ②奨学金を返還中であるか、返還予定が確定していること ③勤務先事業所が市内にあること ④年度末に申請時と同じ補助対象者に雇用されていること ⑤他の団体から重複して奨学金返還支援を受けていない者	・補助対象者が年度末までに支援対象者に支給又は代理返還した額の2/3以内の額 ・補助対象者につき上限60万円/年	令和7年度から令和9年度(予定)

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 雇用・産業人材政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

4 人材確保等支援助成金 (内容は変更される場合がありますので詳細は申請先までお問い合わせください。)

名称及び概要	対象労働者	助成内容	申請先
中小企業団体助成コース 中小企業者を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業（中小企業労働環境向上事業）を行った場合、それに要した費用の一部助成（ただし、都道府県知事による改善計画の認定を受けた事業協同組合等であること）	—	【経費助成】 事業の実施に要した費用の 2/3 上限あり	福岡労働局 福岡助成金センター TEL：092-411-4701
テレワークコース 良質なテレワーク勤務を制度として導入する中小企業事業主に、導入等に要した経費の一部を助成	テレワーク実施対象労働者として実施計画申請時に指定した労働者	【機器等導入助成】 支給対象経費の 30%（上限あり） 【目標達成助成】 支給対象経費の 20%（上限あり）	福岡労働局雇用環境・均等部企画課 TEL：092-411-4717

5 福岡県外国人材受入企業支援補助金

技能実習生の受入に向けた、企業の魅力発信や居住環境整備に要する経費等を支援します。

対象者	技能実習生を 1 人以上受け入れている、又は実績報告書提出日までに新たに受け入れる具体的な計画がある福岡県内の中小企業
補助額	補助率：1 / 2 以内 補助上限：30 万円
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事内容や居住環境など企業の魅力発信に要する経費（技能実習生の獲得に向けた PR 動画、採用パンフレットの作成費 等） ・ 技能実習生の居住環境の整備に要する経費（エアコン、ロッカー等の設備備品（生活用品や汎用性のあるものを除く） 等）

受付期間、申請方法、申請書類等が決まり次第、福岡県中小企業団体中央会ホームページに公開します。(URL:<https://www.chuokai-fukuoka.or.jp/>)

【問合せ先】

福岡県中小企業団体中央会 TEL 092-622-8794

第2章 雇用・人材確保および人材育成

6 両立支援等助成金

(内容は変更される場合がありますので詳細は申請先までお問い合わせください。)

名称及び概要	対象労働者	助成内容	申請先
北九州市パパ育休・育短第一号サポート奨励金 市内に本社または事業所を有する中小企業等を対象に、初めて男性従業員が育児休業または育児短時間勤務を取得した場合に奨励金を助成	以下の事項を全て満たす者 ・雇用保険被保険者として雇用されている男性従業員 ・3歳未満の子に対し育児休業を通算14日以上または小学校就学前の子に対し育児短時間勤務を28日以上継続して取得 ・職場復帰後または育児短時間勤務を取得後、従前と同様に勤務	10万円 (育児休業・育児短時間勤務それぞれ一回限り)	北九州市 政策局 WomanWill 推進室 TEL：093-582-2209
出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金) 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備を行い、対象者が出た場合に助成	子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得した男性労働者	[第1種] 20万円 [第2種] 男性の育児休業取得率が30ポイント以上上昇し、50%以上となった場合、60万円	福岡労働局雇用環境・均等部企画課 TEL：092-411-4717
介護離職防止支援コース 介護支援プランを策定し円滑な介護休業等の取得に取り組み、対象者が出た場合に助成	A：介護休業を5日以上、B：介護両立支援制度を20日以上取得した労働者	[A介護休業] 取得・復帰40万円(5日以上) 取得・復帰60万円(15日以上) [B介護両立支援制度] 制度を1つ導入20万円(20日以上)、30万円(60日以上) 制度を2つ導入25万円(20日以上)、40万円(60日以上)	
育児休業等支援コース 育休支援プランを策定し円滑な育児休業を取得し、対象者が出た場合に助成	育児休業を3か月以上取得した労働者	[育児休業] 休業取得時 30万円 職場復帰時 30万円	
育休中等業務代替支援コース 育児休業や育児短時間勤務取得者の業務を代替させた場合に助成	育児休業・育児短時間勤務を取得した労働者	[手当支給] 育児休業中 最大140万円 育短勤務中 最大128万円 [新規雇用] 育児休業中 最大67.5万円	
柔軟な働き方選択制度等支援コース 育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を複数導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行った場合に助成	柔軟な働き方選択制度等のうちの1つを利用開始から6か月間で一定の基準以上利用した労働者	制度を2つ導入し、対象者が制度利用20万円 制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用25万円	
不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース 不妊治療、月経、更年期対応に関する環境整備に取り組み、対象者が出た場合に助成	不妊治療・女性の健康課題のための制度を5日以上取得した労働者	30万円 長期休暇加算 30万円	

7 くるみん助成金(こども家庭庁所管助成事業)

(内容は変更される場合がありますので詳細は申請先までお問い合わせください。)

概要	対象事業主	助成内容	申請先
くるみん認定・くるみんプラス認定・プラチナくるみん認定・プラチナくるみん認定を取得し、助成要件を満たしている中小事業主が、助成を受ける年度において労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行う事業を実施する際に、その実施に要する経費を対象に助成。	以下の要件をそれぞれ満たす事業主 A・B共通： ・子ども・子育て支援法に規定する一般事業主(事業主拠出金を納付している)であること ・次世代育成支援対策推進法に規定する中小事業主(常時雇用する労働者数300人以下)であること A くるみん認定又はくるみんプラス認定企業： ・前年度または当年度(助成申請期間末日まで)にくるみん認定・くるみんプラス認定を受けていること B プラチナくるみん認定又はプラチナくるみんプラス認定企業： ・前年度の3月31日時点においてプラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定を受けていること	50万円を上限に審査により助成額を確定 A くるみん認定企業・くるみんプラス認定企業：1回の認定につき1回 B プラチナくるみん認定企業・プラチナくるみんプラス認定企業：1年度毎に1回(期間中毎年度ごとに要申請)	一般財団法人 女性労働協会 くるみん助成金事務局 TEL 03-6453-7020

人材育成（技術力の向上）に関する支援

本市の産業を支えている高度な技術・技能を次世代に継承するため、「北九州マイスター」、「北九州技の達人」として認定・表彰しています。

様々なジャンルにおいて、実演や講話を通じて伝承活動を行っております。

1 北九州マイスター、北九州技の達人

	北九州マイスター	北九州技の達人
対象産業分野	金属・機械関係、化学・窯業関係、電気・電子関係、建築・建設関係 など	生活関連・サービス系技能職種等を含む全産業分野
認定者数	62名（別途、名誉マイスターとして1名認定）	97名

※認定の制度や過去の認定者は、[北九州マイスター](#) [検索](#) もしくは [北九州技の達人](#) [検索](#)

2 北九州マイスター「匠塾」

企業などで働く技術者に北九州マイスターの「匠の技」を伝授する少数精鋭・実技中心の技能講習会です。令和7年度は、仕上げ・旋盤コースを春に、溶接コースを春と冬に開講予定です。

※開催日程、開催場所や申込先などの詳細は、[北九州マイスター匠塾](#) [検索](#)

3 北九州マイスターヘルプデスク事業（北九州マイスターによる出張技術指導）

技術の課題を克服し、体力をつけようとする地域企業のもとへ、「北九州マイスター」が出張し、技術指導を行います。普段使い慣れている貴社の施設・設備を使って指導を受けることができます。まずは、お気軽にご相談ください。

指導項目	溶接、旋盤、フライス盤、マシニングセンタ、仕上げなど ※その他、ご希望する指導内容をご相談ください。		
費用	指導時間	技術指導料	補助金額 (市内中小企業)
	3時間（半日）	20,000円	10,000円
	6時間（1日）	40,000円	20,000円
※北九州市からの費用負担については、回数および上限金額の制限があります。 ※北九州市内中小企業でない場合、旅費などが必要な場合があります。			
申込方法	①まずは、希望する指導内容を下記の申込先へ電話でご相談ください。 【お申込み・お問合わせ先】 北九州市産業経済局雇用・産業人材政策課 TEL 093-582-2419 ②指導内容決定後、所定の様式にて、お申込みください。		

※その他、申込様式などの詳細は [北九州マイスターヘルプデスク](#) [検索](#)

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 雇用・産業人材政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

人材育成に関するセミナー

1 中小企業大学校 人材・後継者育成支援セミナー

市内中小企業の人材育成支援として、北九州市では、中小企業大学校九州校との共催によりサテライトゼミを実施しています。令和8年度は、人材階層別に以下の3講座を開講予定です。

(1) 若手リーダー 向け

講座名	若手リーダー養成研修
対象者	グループリーダー（20代～30代の若手社員で中心的な役割を担う方）
研修内容	若手リーダーが、周囲に働きかけ、チームの目標達成を推進していくための、上司の補佐や後輩指導のスキルチームでの仕事の進め方を学ぶ。
研修期間	令和8年6月23日（火）～24日（水）（2日間12時間）
会場	北九州テクノセンタービル（戸畑区中原新町2-1）1F多目的ホール ※JR九州工大前駅から徒歩2分（会場の駐車場は利用できません）
定員	15名
受講料	22,000円（税込）
講師	植村 恵美 氏

(2) 新任管理者 向け

講座名	新任管理者研修
対象者	新任管理者（部下育成やマネジメントを基礎から学び直したい方）
研修内容	管理者に求められる役割とマネジメントの知識・スキルを学び、自身のリーダーシップ（目標）を設定し、その実現に向けたアクションプラン策定に取り組む。
研修期間	令和8年8月25日（火）～26日（水）（2日間12時間）
会場	北九州テクノセンタービル（戸畑区中原新町2-1）1F多目的ホール ※JR九州工大前駅から徒歩2分（会場の駐車場は利用できません）
定員	15名
受講料	22,000円（税込）
講師	佐々木 茂 氏

(3) 経営者、経営幹部候補 向け

講座名	次世代トップリーダーが学ぶ経営力強化講座
対象者	経営幹部、後継者（将来の経営幹部、将来的な後継者の方）
研修内容	後継者や経営幹部候補が環境変化に適応するための経営のあり方や求められる役割・心構えについて学ぶことで、自社の将来のビジョンを明確にし、今後の成長へのシナリオや行動目標を検討する。
研修期間	令和8年11月5日（木）～6日（金）（2日間14時間）
会場	北九州テクノセンタービル（戸畑区中原新町2-1）1F多目的ホール ※JR九州工大前駅から徒歩2分（会場の駐車場は利用できません）
定員	15名
受講料	22,000円（税込）
講師	坂本 篤彦 氏

【研修申込】

研修申込はWEB申込となります。詳細は、中小企業大学校九州校HPをご覧ください。

URL：<https://www.smrj.go.jp/institute/kyushu/index.html>

【問合せ先】

中小企業基盤整備機構 九州本部

中小企業大学校九州校 TEL 092-263-1554 FAX 092-263-1534



2 DX推進に関する人材育成支援

DX（デジタルトランスフォーメーション）が進む中で、デジタル・IoT・AI・ロボットといった新技術を活用できる人材を育成するためのセミナーを実施しています。

詳しくは P15

人材育成に関する助成金等

1 人材開発支援助成金 (内容は変更される場合がありますので詳細は申請先までお問い合わせください。)

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

助成金の名称	内容と金額
人材育成支援コース	職務に関連した知識や技能の習得のため、OFF-JTにより10時間以上の訓練を実施。 ・経費助成 45% (大企業 30%) ・賃金助成 1時間 760円 (大企業 380円)
	中核人材を育てるため事前に大臣認定を受けたOFF-JT+OJTの訓練。 ・経費助成 45% (大企業 30%) ・賃金助成 1時間 760円 (大企業 380円) ・OJT実施助成 (1人1コース 20万円 (大企業 11万円))
	有期労働者等の正規雇用労働者等への転換を目指すOFF-JT+OJTの訓練。 ・経費助成 60% (正社員化した場合は 70%) ・賃金助成 1時間 760円 (大企業 380円) ・OJT実施助成 (1人1コース 10万円 (大企業 9万円))
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度を導入して実施した事業主に対し 30万円。
人への投資促進コース	高度デジタル訓練 ・経費助成 75% (大企業 60%) ・賃金助成 1時間 960円 (大企業 480円)
	海外も含む大学院での訓練 ・経費助成 75% ・賃金助成 1時間 960円 (国内大学院)
	IT未経験者等に対する大臣認定を受けたOFF-JT+OJTの訓練 ・経費助成 60% (大企業 45%) ・賃金助成 1時間 760円 (大企業 380円) ・OJT実施助成 (1人1コース 20万円 (大企業 11万円))
	労働者の自発的な訓練の費用を事業主が負担 ・経費助成 45%
	定額制 (サブスクリプション型) 訓練を実施 ・経費助成 60% (大企業 45%)
	30日以上長期教育訓練休暇制度、所定労働時間の短縮及び所定外労働免除制度を導入して実施 ・導入経費助成 20万円 ・賃金助成 1時間 960円 (大企業 760円) (長期教育訓練休暇制度のみ)
事業展開等リスキリング支援コース	事業展開に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得のための訓練を実施。 ・経費助成 75% (大企業 60%) 賃金助成 1時間 960円 (大企業 480円)

🔗 建設業に関するコースは P116

上記コースは一例になります。内容が改訂されることもありますので、最新の制度詳細については、以下の厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【問合せ先】

福岡労働局 職業安定部 福岡助成金センター TEL 092-411-4701

2 キャリアアップ助成金 (内容は変更される場合がありますので詳細は申請先までお問い合わせください。)

名称及び概要	対象労働者	助成内容	申請先
有期契約労働者等の企業内キャリアアップの取り組み（正社員への転換等）を行う事業主に対して助成	有期契約労働者等（契約社員・パート・アルバイト・派遣社員等の非正規労働者）	正規雇用労働者等への転換に係る助成 1人あたり40万円～108.5万円 ※1 大企業は助成額が異なります。 ※2 その他、基本給のベースアップ等の処遇改善等に対する助成や年収の壁を意識せず働くことができる環境づくりを後押しする「社会保険適用時処遇改善コース」があります。	福岡労働局 福岡助成金センター TEL：092-411-4701

3 教育訓練給付

(1) 教育訓練給付金

雇用保険の被保険者の方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）の主体的な能力開発の取組や中長期的なキャリア形成等を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的として、教育訓練給付の対象講座の受講者で、一定の要件を満たす場合に、受講に伴う費用の一部を雇用保険で負担する給付制度です。

【対象講座の確認】

インターネットの教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム (<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>) でご覧になれます。

(2) 教育訓練休暇給付金

一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者の方が、離職することなく教育訓練に専念するため、就業規則等に基づき連続した30日以上が無給の教育訓練休暇を自発的に取得する場合、失業給付に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する給付制度です。

なお、教育訓練休暇給付金を受給した場合、一定期間は失業給付等の雇用保険制度に基づく給付金を受給できない場合がありますのでご注意ください。

【問合せ先】

詳細はお住まいを管轄するハローワークでご確認いただけます。

ハローワーク八幡	TEL 093-622-5566	管轄	八幡西区、八幡東区
ハローワーク八幡 若松出張所	TEL 093-771-5055	管轄	若松区
ハローワーク八幡 戸畑分庁舎	TEL 093-871-1331	管轄	戸畑区
ハローワーク小倉	TEL 093-941-8609	管轄	小倉北区、小倉南区
ハローワーク小倉 門司出張所	TEL 093-381-8609	管轄	門司区

人材育成機関の紹介

公立大学法人北九州市立大学
大学院マネジメント研究科
(北九州市立大学ビジネススクール)

〒802-8577 北九州市小倉南区北方 4-2-1
TEL 093-964-4208 (学術振興課教務第三係)
E-mail k2bs@kitakyu-u.ac.jp
URL <http://k2bs.kitakyu-u.ac.jp/>

北九州市立大学ビジネススクールで「マネジメント」を学んでみませんか！
主に社会人を対象に、MBA（経営学修士）の学位を授与する専門職大学院です。

概要

大学院マネジメント研究科（北九州市立大学ビジネススクール）は、主に社会人を対象に MBA（経営学修士）の学位を授与する専門職大学院です。経営感覚に優れ、地域の中核的役割を担える高度なマネジメント能力を備えたリーダーを養成するため、アカデミックな「知」（理論知）と経験ベースの「知」（実践知）の双方が融合した実践的なプログラムを提供しています。

<社会人に配慮した修学環境>

- ◇開講時間は平日夜間（18：30～21：40）と土曜日。平日夜間は、小倉駅直結のサテライトキャンパスにて授業実施。
- ◇長期履修学生制度を導入。標準修業年限2年を超えてもトータル授業料は同額。（最長4年）
- ◇社会での経験や知識、問題意識を重視した入学者選抜を実施。
- ◇2年間で修了する場合、ハローワークへ申請することにより入学金および授業料の一部が給付される、専門実践教育訓練給付金制度が適用。（受給条件等あり）

- 課程：専門職学位課程
- 定員：1学年30名
- 学位：経営学修士（専門職）
MBA (Master of Business Administration)
- 修業年限：2年（最長4年までの長期履修学生制度あり）
- キャンパス：平日夜間／小倉サテライトキャンパス
（アミュプラザ小倉7階）
土曜日／北方キャンパス

入試概要

- ◆大学を卒業し、企業・官公庁等で2年以上の実務経験を有する社会人を中心に募集します（企業派遣・推薦制度あり）。
- ※大学卒業以外の方は、出願前に出願資格審査を行います。入学試験日程等、その他詳しくは、学生募集要項でご確認ください。
- 募集要項は、下記ホームページから、ダウンロードできます。
<http://k2bs.kitakyu-u.ac.jp/>

公益社団法人 九州機械工業振興会

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町 1-1
TEL 093-861-3003 FAX 093-861-3007
URL <http://www.kyukishin.or.jp/>

「教育研修」「材料試験」「機械加工」の3事業を通じて、地域企業等の技術・技能の高度化や経営合理化の促進を図り、地域産業の振興を支援してまいります。お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。

確かな技術力で地域産業の育成・支援を続ける九機振
教育研修 (TEL: 093-861-3001)

豊富な経験と実績を兼ね揃えた講師陣が資格取得をバックアップいたします。新入社員、技能者及び技術者のスキルアップのため、ご活用ください。

- クレーン関係資格取得のための講座
 - クレーン運転実技教習（国家資格実技試験免除）★
 - クレーン・デリック運転士（クレーン限定）学科試験準備講習会
 - 玉掛け技能講習（修了証交付）★
 - 床上操作式クレーン運転技能講習（修了証交付）★
 - クレーン運転業務特別教育（修了証交付）
 - ★は福岡労働局長登録教習機関としての実技教習及び技能講習
- 非破壊試験技術者資格試験
 - 【学科・実技・学科直前・再認証】講習会
 - 超音波探傷試験（UT）
 - 浸透探傷試験（PT）
 - 磁気探傷試験（MT）
- 施設の開放利用
 - 研修室 ○会議室 他

材料試験 (TEL: 093-861-3011)

- 引張試験（1,000kN） ○曲げ試験 ○マクロ試験
- 圧縮試験（2,000kN） ○高温引張試験
- 顕微鏡組織試験
- 硬さ試験（ブリネル・ビッカース）
- 衝撃試験（500J）
- コンクリート・モルタル試験
- プラスチック試験（引張・曲げ・圧縮・耐薬品性）
- フィルム（ごみ袋）試験（厚さ・引張・伸び・衝撃・ヒートシール等）
- ※弊会発行の成績書は、公平・公正な第三者機関のものとして広く認められております。
- ※北九州市発注の建築・土木・上下水道工事等の試験を行っております。

機械加工 (TEL: 093-861-3018)

- 精密工作機械による依頼加工
- 機械加工技術における相談
- 三次元CAD/CAMシステムによるNCデータの作成
- 主要設備
 - ジグボーラー（7B）（6A）、
 - 大型平面研削盤（住友）（ナガセ）、
 - CNCジグボーラー（YBM-9150V）（YBM-850）、
 - 立形マシニングセンター（VS-5A）、
 - ガンドリルマシン、
 - ラジアルボール盤、三次元測定機 他

第2章 雇用・人材確保および人材育成

職業訓練法人 北九州地区職業訓練協会
マイテック・センター北九州

〒805-0048 北九州市八幡東区大蔵 2-13-7
TEL 093-651-3775 FAX 093-651-5573
URL <http://www.mytec.ac.jp/>

職業訓練機関として、中小企業在職者のニーズに合わせた技能労働者の育成、技術の維持向上、資格取得に向けた各種講座を行っています。

資格取得・技能取得講座	パソコン講座
<p>■機械・金属系</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ガス溶接技能講習 ○フォークリフト運転技能講習 ○玉掛け技能講習 ○小型移動式クレーン運転技能講習 ○高所作業車運転技能講習 ○足場の組立て等作業主任者技能講習 ○型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ○有機溶剤作業主任者技能講習 ○特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ○金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 ○酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ○アーク溶接特別教育 ○クレーンの運転に係る特別教育 ○自由研削用といし等の取替え業務等の特別教育 ○高所作業車運転業務の特別教育 ○粉じん作業特別教育 ○低圧電気取扱業務の特別教育 ○足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育 ○チェーンソーによる伐木等の業務の特別教育 ○墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務の特別教育 ○第二種酸素欠乏危険作業に係る特別教育 ○安全衛生推進者養成講習 ○衛生推進者養成講習 ○職長・安全衛生責任者教育 ○建設業における職長・安全衛生責任者能力向上教育 ○足場の組立て等作業主任者能力向上教育 ○保護具着用管理責任者教育 ○チェーンソー以外の振動工具取扱作業員に対する安全衛生教育 ○携帯用丸のこ盤取扱作業員に対する安全衛生教育 ○刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育 ○騒音障害防止対策の管理者等に対する労働衛生教育 ○ドローン講習（無人航空機操縦士2級） <p>■電気・電子系</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第一種・第二種電気工事士 ○1級電気工事施工管理技士 <p>■建設・建築系</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険物取扱者・乙4 <p>■法律・経済系</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宅地建物取引士 <p>■保健・福祉系</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調理師 ○介護支援専門員(ケアマネージャー) ○メンタルヘルス・マネジメント®検定対策 ○(医薬品)登録販売者 <p>■オフィスビジネス系</p> <ul style="list-style-type: none"> ○はじめてのTOEIC ○日商簿記検定3級 ○日商簿記検定2級 ○行政書士 ○FP(ファイナンシャル・プランニング)3級技能検定 ○ITパスポート ○建設業経理士検定試験2級 	<ul style="list-style-type: none"> ○Windowsフォトで動画編集 ○基礎から始めるワードとエクセル ○パワーポイント基礎 ○エクセル 関数 ○エクセル マクロ・VBA ○MOSワードとエクセル ○MOSパワーポイント ○Python <ul style="list-style-type: none"> ○Canva 基礎 ○Canva 応用 ○Canva 実践 ○必ずできるホームページ作成 (HTML/CSS) ○WordPress ○弥生会計入門 ○AutoCAD 基礎 ○AutoCAD 応用 ○AutoCAD 3D ○Jw_cad 基礎 ○生成 AI 講習 ○仕事に使える生成 AI 応用講座 <p>安全体験講習</p> <p>次の各コーナーでの安全作業の体験を通じて安全を考える マネキンを使ったリスクアセスメント教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高所墜落 ○玉掛けつり荷落下 ○回転体巻き込まれ ○電気危険 <p>施設利用</p> <p>教室・講堂・実習場などが利用できます。</p>

九州職業能力開発大学校
九州ポリテクカレッジ

〒802-0985 北九州市小倉南区志井 1665-1
TEL 093-963-8352 (生産性向上人材育成支援センター)
URL <https://www3.jeed.go.jp/fukuoka/college/>

企業・事業主団体や産業界からのニーズに対応するため、高度な技能や技術を有する人材を育成するために設けられた2年制・4年制の理系大学校です。

人材育成支援	技術支援
<p>■レディメイド型セミナー</p> <p>訓練時間数は12～24時間程度で、訓練内容や日程をあらかじめ設定、広く受講生を募集するコース</p> <ul style="list-style-type: none"> ○機械系セミナー (30講座予定) ○電気・電子・情報系セミナー (45講座予定) ○居住系セミナー (20講座予定) <p>※各セミナーの詳細はホームページをご覧ください。</p> <p>■オーダーメイド型セミナー</p> <p>レディメイド型セミナーでは、企業・団体等が希望する内容、日程等とならない場合、当大学校と内容、日程等を調整し実施するコース</p> <p>※受講料等はレディメイド型セミナーと同等です。</p> <p>■講師派遣</p> <p>企業・団体等が従業員や構成員の社員教育や研修の実施をする場合、機械、電気、電子情報、居住系の講師の派遣を行います。</p>	<p>■受託・共同研究</p> <p>企業・団体等と連携を図りながら、機械、電気、電子情報、居住系の分野で、多様なニーズ（新製品の開発・新技術の導入・生産設備の自動化・業務の効率化等）に対応した研究開発を行っています。</p> <p>研究事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本の小学校教育環境に適応したモンテッソーリ教育学習空間の提案と施工 ○UV硬化型インク対応アートワークプリンタにおけるメンテナンス方法の改良 ○立坑構築作業における溶接箇所追従ロボットの開発 ○水上ドローンの開発 ○保育施設等のGX化に向けた木材利用効果の検証 ○ねじ締めシステムの開発 ○夏季限定施設の通年活用に向けたDX活用 ○工場生産性可視化システムの開発 <p>施設設備・機器等の利用</p> <p>■貸与施設・設備</p> <p>事業主や事業主団体が自ら行う教育訓練や研修の場を提供するために、教室や会議室等の施設のほか、実習場の設備・機器等の開放を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旋盤・フライス盤・マシニングセンタ 等

第2章 雇用・人材確保および人材育成

福岡職業能力開発促進センター
ポリテクセンター福岡〒806-0049 北九州市八幡西区穴生 3-5-1
TEL 093-622-5738
URL <https://www3.jeed.go.jp/fukuoka/poly/>

企業の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、企業の人材育成を総合的にサポートします。

能力開発セミナー

在職者の方を対象にした、ものづくりに関する専門知識や技能・技術の向上を目的とした2～4日間程度の短期間のセミナーです。

コースは、機械・金属、電気・電子、建築・設備の“ものづくり分野”を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などのコースを設定しております。

■レディメイド型セミナー

- 機械・金属分野 (38 コース予定)
- 電気・電子分野 (22 コース予定)
- 建築・設備分野 (31 コース予定)

※各セミナーのコース詳細はホームページをご覧ください。

〈こんな方にオススメ〉

- ・技能や技術の向上を図りたい。
- ・仕事に必要な知識を学びたい。
- ・中堅・指導者向けの社員を育成したい。



■オーダーメイド型セミナー

カリキュラム内容などをご相談しながら、カスタマイズしたセミナーを計画・実施させていただきます。なお、実施場所のご相談も承ります。

〈こんな方にオススメ〉

- ・自社の生産現場に即した研修を実施したい。
- ・公開中のセミナーでは、日程が合わない。

生産性向上セミナー（生産性向上支援訓練）

企業が生産性を向上させるために必要な知識などを習得する訓練で、専門的知見を有する民間機関等と連携して、企業が抱える課題や人材育成ニーズに対応した訓練を実施します。

施設設備貸出・指導員派遣

「研修したいが講師がいない」「研修したいが設備に余裕がない」「研修場所がない」といった企業の要望に応じて、当センターの施設・設備（実習場や訓練用機器等）の貸出や指導員を企業に派遣しています。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
中小企業大学校 九州校〒812-0024 福岡市博多区綱場町 2-1 博多FDビジネスセンター 3階
TEL 092-263-1554 FAX 092-263-1534
URL <https://www.smrj.go.jp/institute/kyushu/index.html>

中小企業大学校九州校は大学校初めての「都市型研修施設」として2024年1月に誕生しました。利便性が高くアクセスしやすい場所に立地しており、都会の中で学べる環境を整備し、皆様をお待ちしております。

中小企業大学校九州校では、「階層別」「企業経営・経営戦略」「組織マネジメント」「人事・組織」「財務管理」「営業・マーケティング」「生産管理」「管理者養成」の各分野の研修を取りそろえ経営者や後継者などの方々を対象に多彩なメニューをご提供します。

管理者養成研修

■次世代経営者養成コース（第3期）

次世代経営者として必要なスキルなどを体系的に学ぶことができ、発想や行動力が身に付くカリキュラム構成です。

- ・日程 令和8年4月22日～10月29日
21日間（3日間×7回）
- ・受講料 225,000円

■工場管理者養成コース（第3期）

演習やグループディスカッションを交え、生産管理の基礎知識から実践的手法まで学べる構成です。

- ・日程 令和8年6月17日～11月20日
18日間（3日間×6回）
- ・受講料 182,000円

階層別コース 11コース、企業経営・経営戦略分野 5コース、組織マネジメント分野 18コース、人事・組織分野 3コース、財務管理分野 7コース、営業・マーケティング分野 5コース、生産管理分野 5コース を実施予定です。

第3章 金融サポート

資金繰りに関する相談をしたい

1 資金繰り支援等に関する金融相談窓口

相談内容	① セーフティネット保証や景気対応資金（一般枠）等の認定申請支援 ② 原油高・資材高等に対する経営相談等 ③ その他、資金繰り相談等
相談料	無料
場所	戸畑区中原新町 2-1 テクノセンタービル 1 階
電話番号	093-873-1433
開設日	月～金（祝日を除く）
開設時間	9：00～12：00、13：00～17：00
備考	事前予約制

※事前予約制のため、ご希望の日時に添えない場合があります。ご了承ください。

2 中小企業総合相談窓口

中小企業支援センターでは、中小企業の皆様が抱える幅広い悩みに総合的に応える相談窓口を設置しています。各分野の専門家が、「経営」「資金繰り」「法律」「税務」など幅広い分野のご相談に個別に応じます。

[詳しくはP1～4](#)

【問合せ先】

(公財) 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

北九州市中小企業融資制度による資金繰り支援

景気対応資金

原油高・資材高等の影響を受けている市内中小企業向けの資金繰り支援の一つとして、北九州市では、中小企業融資制度「景気対応資金」を設けています。

<景気対応資金>

制度名	景気対応資金（一般枠）	セーフティネット保証5号
認定要件	前年と比較して 売上又は利益率が3%以上減少	指定業種を営み、 前年と比較して売上が5%以上減少
限度額	1億円	
貸付期間 (据置期間)	10年以内 (2年以内)	
金利	1.40%	1.30%
保証料率	0.36～1.38%	0.6%
保証人	必要に応じて法人は代表者、個人事業主は不要	
返済方法	一括償還又は分割償還	
申込先	○取扱金融機関14行 ※事前に、北九州市中小企業振興課で対象者の認定を受ける必要があります。	
市HP	https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/10700319.html 	https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/k10700002.html 

※セーフティネット保証5号は、対象業種について3か月毎に国が見直しを行うため、利用できないこともあります。

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1階
※窓口は事前予約制です。

セーフティネット保証5号 (中小企業信用保険法第2条第5項) について

経営状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障をきたしている中小企業者等に対し、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度で、この保証を受けるには市町村での認定が必要です。

ご利用にあたっては、本店登記地（個人事業主の方は主たる事業所の所在地）等の市町村にて認定手続きを行ってください。

セーフティネット保証5号について、主な認定要件と必要書類等は次のとおりです。（必要書類は変更することもありますので、最新の情報をホームページ等でご確認ください）

セーフティネット保証5号	
認定要件	<p>①～④のいずれかの要件・基準を満たすことについて、市長の認定を受けた中小企業者</p> <p>(売上高要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定業種に属する事業（以下、「指定事業」という。）を行う中小企業者であって、次のいずれかの基準を満たすこと ①指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近3か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること ②指定事業と指定業種に属さない事業（以下、「非指定事業」という。）を行っており、最近3か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること <p>(利益率要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定事業を行う中小企業者であって、次のいずれかの基準を満たすこと ③指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること ④指定事業と非指定事業を行っており、最近3か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること
主な必要書類等	<p>①認定申請書</p> <p>②売上高等比較表</p> <p>③法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は直近の所得税確定申告書控全部の写し、許認可が必要な業種の場合はすべての許認可証の写しなど</p> <p>④営んでいる事業のわかる資料（例：パンフレット・ホームページ・請求書等）</p> <p>⑤試算表・売上元帳など（直近3か月分と前年の同期分の合計6か月分。または最近1か月分と前年等同期分の2か月分＋最近1か月後の2か月（見込）と前年等同期分の2か月）</p> <p>⑥反社会的勢力でないことの表明・確約書</p> <p>※金融機関の方が代理申請される場合は、委任状（任意様式）が必要となります。</p>

※上記の他にも売上高の創業緩和要件・原油高要件などがあります。

詳細は、北九州市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/k10700002.html>

北九州市 セーフティネット保証5号

検索



【問合せ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

融資制度の紹介

1 北九州市中小企業融資制度

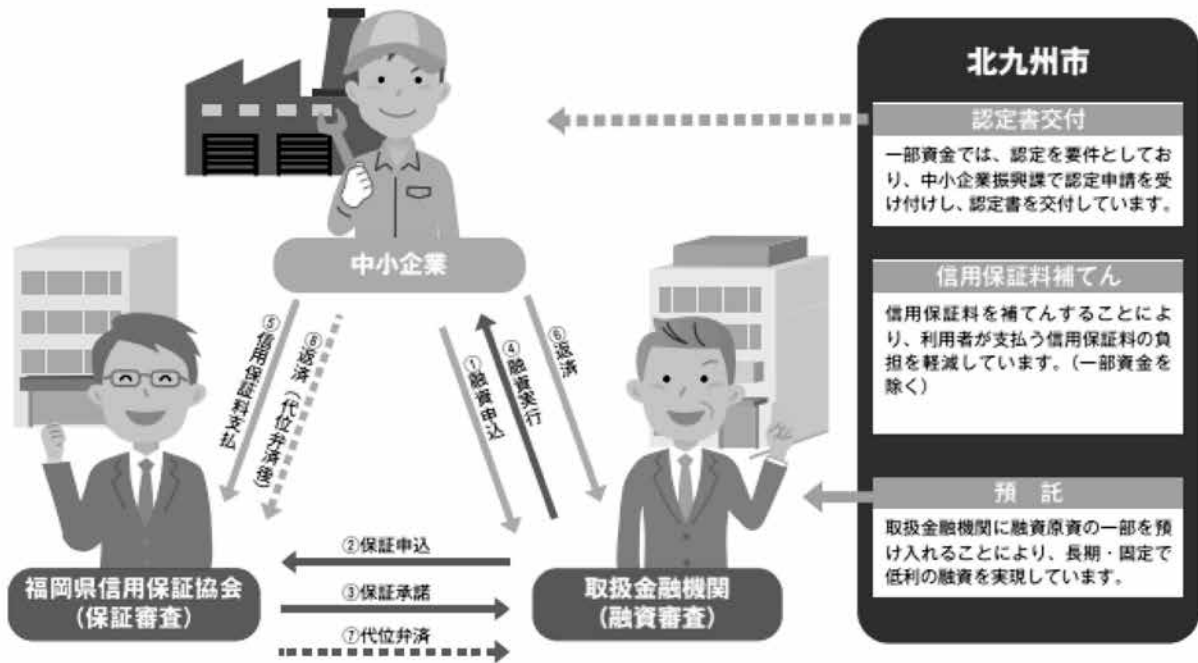
(1) 北九州市中小企業融資制度とは

北九州市中小企業融資制度とは、市内中小企業が、事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、北九州市が取扱金融機関及び福岡県信用保証協会と連携して行っている融資制度です。

この融資制度を利用して、取扱金融機関から融資を受ける際、福岡県信用保証協会が金融上の「公的な保証人」になることで、融資の可能性を広げることができます。

また、北九州市は取扱金融機関に融資原資の一部を預け入れることにより、長期・固定で低利の融資を実現するとともに、福岡県信用保証協会にお支払いいただく「信用保証料」の一部を補てんすることで、借入時の中小企業の負担を軽減しています。

(2) 北九州市中小企業融資制度の流れ・仕組み



(3) ご利用いただける方

原則として、次の要件を全て満たしている方がご利用いただけます。

なお、各資金それぞれの対象要件を満たしていることも必要です。

《全ての資金の共通要件》

- ① 中小企業者であること
- ② 北九州市内に事務所又は事業所を有していること
- ③ 現に事業を営んでいること (一部の資金は異なります。)
- ④ 市税を滞納していないこと
- ⑤ 福岡県信用保証協会の信用保証の対象業種であること
- ⑥ 営業許可・登録等を必要とする事業の場合、その許認可を受けていること
- ⑦ 暴力団、暴力団員、暴力団と密接な関係を有する者等に該当しないこと
- ⑧ 公序良俗に反しない等、その他融資要件に該当すること

* 共通要件の詳細及び資金毎の個別要件については、市 HP 掲載の融資制度要領をご確認ください。

(4) 申込みに必要な書類

- ①借入申込書〔信用保証協会全国統一申込書式〕
- ②市税の納税証明書（中小企業融資用・「市税の滞納がないこと」の証明）
- ③決算書（法人事業者）又は確定申告書（個人事業者） 直近2期分
- ④履歴事項全部証明書（法人事業者）
- ⑤許認可証の写し（許認可を必要とする業種）
- ⑥設備のカタログ・見積書（設備資金）
- ⑦印鑑証明書
- ⑧個人情報の取扱いに関する同意書
- ⑨融資対象者認定書（認定申請が必要な資金）
- ⑩保証協会所定の書類
- ⑪その他必要書類（申込資金の種類や審査で個別に必要となる場合があります。）

※提出書類の詳細については、市 HP 掲載の融資制度要領第1編総則をご確認ください。

※資金毎の個別必要書類については、市 HP 掲載の融資制度要領第2編各則をご確認ください。

(5) 主な申込受付機関（融資のご相談・お申込み）

銀行等※	みずほ／福岡／西日本シティ／北九州／筑邦／佐賀／十八親和／大分／福岡中央／西京／豊和 ／商工組合中央金庫
信用金庫※	福岡ひびき／遠賀
団体	北九州商工会議所 本所、サービスセンター（一部の資金を除く）

※北九州市内及びその近郊の本店・支店

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

北九州市中小企業融資制度 一覧表

区分	資金名	資金用途	融資対象者（注1）
一般事業資金	(1) 小規模企業者支援資金	運転設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む小規模企業者（NPO法人を除く） ② 常時使用する従業員が20人（宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の会社 ③ 本資金借入前に保証協会付融資の残高が2,000万円以内であること
	(2) 長期事業資金	運転設備	市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等
	(3) 短期運転資金	運転	市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等
緊急対策・経営安定対策	(4) 災害復旧資金	一般枠	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 火災、風水害等により損害を受け（被災後2年以内）、事業活動に支障を来たしていること
		特別枠	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 次のいずれかに該当する方 ア 自然災害等の突発的災害の影響を受けたと市長の認定を受けた方 イ 「激甚災害」「局地激甚災害」の指定災害又は災害救助法の適用を受けた災害による被災地被害を受けた方 ウ イの災害に関連して被害を受けたと市長が認める方
	(5) 景気対応資金（注3）	一般枠	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 売上減少等、経営の安定に支障が生じていること ③ 景気対応資金対象者認定（一般枠）を受けた方
		セーフティネット保証5号、7号、8号	①・②（一般枠と共通） ③ 経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）の第5号（全国的不況業種）、第7けた方
		セーフティネット保証1～4号、6号	①・②（一般枠と共通） ③ 経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）の第1号～第4号（突発的災害）の方
(6) 経営力強化サポート資金	運転設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、継続して6か月以上同一事業を営む中小企業者等 ② 認定支援機関の指導・助言を受けて作成された事業再生計画に従って事業再生を行う方	
企業の成長支援	(7) 開業支援資金	一般枠	下記のいずれかに該当する方（NPO法人を除く） ア 市内で新たに新規事業者として事業を開始しようとする個人 イ 個人又は会社で創業して5年未満の方 ウ 県内の会社で、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立される方、又は分社化し満ちの方 エ 法人成企業で個人創業から5年未満の方
		特別枠	オ 新たに事業を開始しようとする、女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの転入者 カ 新たに雇用の創出を伴う事業を開始する方・市の認定等を受けた方 キ 創業5年未満の個人・会社で、代表者が女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの出者・市の認定等を受けた方 ク 個人創業から5年未満の法人成企業で、代表者が女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市の雇用創出者・市の認定等を受けた方
	(8) 事業承継資金	運転設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 次のいずれかに該当する方 ア 3年以内に事業承継を予定している方 イ 事業承継日から3年以内の方 ウ その他要綱に定める方
	(9) 新事業開拓支援資金	運転設備	① 市内に事務所又は事業所を有し、継続して1年以上同一事業を営む中小企業者等 ② 次のいずれかに該当する方 ア 新たな分野への進出（運転・設備）し、事業を行う方 イ 事業の拡大（設備の新設又は更新）を行う方
	(10) 地域みらい促進資金（注7）	一般枠	① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 地域課題の解決など地域経済の活性化に向けた取組みを積極的に行う者であると市長が認め
特別枠		① 市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等 ② 健康経営や脱炭素経営、DX等、国や県、市等が推進する未来に向けた先進的な取組みを積極的に行う者であると市長が認め	

（注1）全ての資金に共通する融資要件については、P.68をご確認ください。

（注2）北九州市では保証料の一部を補てんしており、上記は市の補てん後の料率です。個々の経営状況等に応じた保証料率が適用されます。

（注3）セーフティネット保証は、経済産業大臣による特例措置の発動期間のみ利用可能です。

（注4）商工組合中央金庫にて危機関連保証の申込みをされる方は、事前に利用の可否を同金庫にお問合せください。

（注5）「開業支援資金」の利用2回目以降の保証料は、責任共有制度の対象の有無に応じて異なります。（対象外：0.75%、対象：0.36%～1.38%）

（注6）法人代表者は、必要に応じて経営者保証を求められることがあります。全資金について保証料率を上乗せ（0.25%又は0.45%）することにより、経営者保証を付けないことが選択可能です。保証人及び担保に関する詳細については、取扱金融機関等にお問い合わせください。

（注7）「地域みらい促進資金」の対象となる指定事業については、市HP又は中小企業振興課にお問い合わせください。

主な融資条件を記載しています。なお、融資条件は経済情勢等により変わることもあります。

令和8年4月1日現在

	融 資 条 件							そ の 他 留 意 事 項
	限度額	期 間 (据置期間)	金 利	保証料率 (注2)	責任共有 制度	保証人 (注6)	担保 (注6)	
及び個人事業者等	2,000万円	10年以内 (1年以内)	1.60%	0.35 ~ 1.54%	対象外	必要に 応じて (個人事業主 は不要)	原則 不要	
	2,000万円	10年以内 (1年以内)	1.70%	0.45 ~ 1.56%	原 則 対 象		原則 不要	
	2,000万円超 1億2,000万円		5年以内 1.80% 5年超 2.00%	0.45 ~ 1.66%			必要に 応じて	
	3,000万円	1年以内	1.60%	0.45 ~ 1.66%	原 則 対 象		必要に 応じて	
域に事業所を有し、直接	5,000万円 (特認) 1億円	10年以内 (2年以内)	1.50%	0.36 ~ 1.38%	原 則 対 象	必要に 応じて (個人事業主 は不要)	必要に 応じて	※融資申込前に、北九州市 中小企業振興課にて対象 者認定の取得要。
			1.30%	0%				
	1億円	10年以内 (2年以内)	1.40%	0.36 ~ 1.38%	原 則 対 象			
			1.30%	0.60%	対 象 外			
			1.20%	0.70%				
8,000万円		0.90%	0.70%					
	2億円	15年以内 (3年以内)	1.60%	0.20%	原則対象 (保証割合100% の既往借入金を 借り換える場合 は対象外)			※取扱金融機関自らが認定 経営革新等支援機関でない 場合は、認定経営革新 等支援機関と連携するも のに限る。
た会社で設立して5年未	3,500万円	10年以内 (2年以内)	1.50%	初回利用時 0%	原 則 対 象 外	必要に 応じて (個人事業主 は不要)	原則 不要	※市の認定を要件とする場 合は、融資申込前に、北 九州市中小企業振興課にて 対象者認定の取得要。
転入者・市内での雇用創 外からの転入者・市内で		(経営者保証 免除適用時は 1年以内)	1.40%	(経営者保証 免除適用時は 0.2%) (注5)				
	2億円	運転10年以内 (1年以内) 設備10年又は15 年以内 (1年以内)	1.60% 以内	0 ~ 0.75%	原 則 対 象	徴しない (一定の財務 要件あり)	必要に 応じて	※融資申込前に、北九州市 中小企業振興課にて対象 者認定の取得要。
	1億円	運転10年以内 (1年以内) 設備10年以内 (2年以内)	1.70%	0.45 ~ 1.56%	原 則 対 象	必要に 応じて (個人事業主 は不要)		
た方	1億円	運転10年以内 設備15年以内 (2年以内)	10年以内 1.40% 10年超 1.60%	0.45 ~ 1.51%	原 則 対 象	必要に 応じて (個人事業主 は不要)		
極的に行う者であると市			10年以内 1.30% 10年超 1.50%					

【申込先】 取扱金融機関の北九州市内及びその近郊の本店・支店（取扱金融機関は、P.69をご確認ください。）
北九州商工会議所の本所・サービスセンター（(1)~(3), (7), (8)の資金に限りです。）

【融資制度】 詳細は、北九州市のホームページをご確認ください。
不明な点は中小企業振興課（☎093-873-1433）にお尋ねください。
URL： <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700176.html>
(右のQRコードからご覧いただくことが可能です。)

雇用・人材確保
および人材育成

金融サポート

環境ビジネス

研究開発・技術開発

分野別

国際ビジネス

事業承継

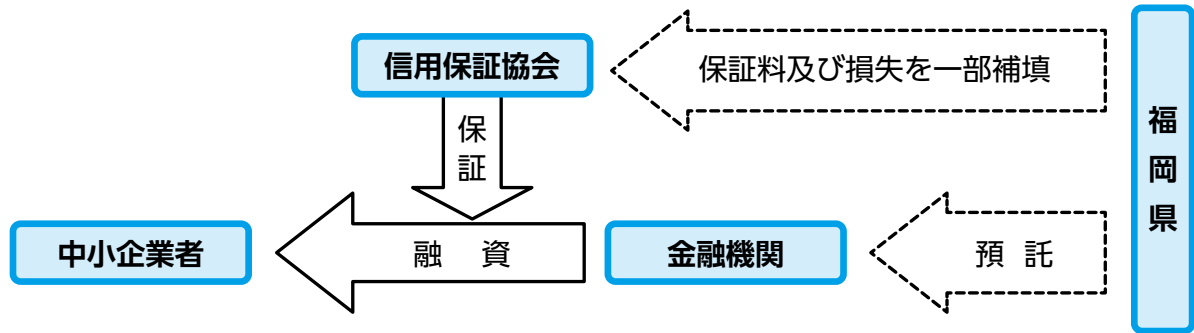
起業・創業

お役立てください

2 福岡県中小企業振興資金融資制度

県内の中小企業の事業活動に必要な資金の融資を促進し、その近代化と経営基盤の安定化を図り、もって中小企業の振興に資することを目的としています。

県制度融資のしくみ



(1) 対象者 (次のすべてを満たす方)

- 原則、県内に事務所があり、事業を営んでいる中小企業者（個人、法人、組合）であること。
- 福岡県信用保証協会の保証対象業種であること。（農林漁業（一部を除く）、金融・保険業（保険代理店を除く）、サービス業の一部などは対象となりません。許認可等が必要な業種は、その許認可等が必要です。）
- 直近1事業年度分の県事業税（事業税の課税がない場合は、県・市町村民税）を完納していること。（県・市町村民税が非課税の場合は県・市町村民税の非課税証明書の交付を受ける必要があります。）
- 電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止から2ヵ年を経過している（第1回目の不渡り又は電子記録債権の支払不能後6ヵ月を経過しているものを含む）こと。
- 保証協会の保証付融資を受けている方又はその保証人について、延滞等の債務不履行がないこと。
- 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。

(2) 申込みに必要な書類

①納税証明書 ^注 （法人の場合は直近1事業年度分、個人の場合は直近の1年分に係る事業税（事業税の課税がない場合は、県・市町村民税）を完納していることが要件となります。）
②決算書等 法人：直近2期分の決算書の写し（決算後6ヶ月を経過している場合は、最近の試算表を含む） 個人：直近2期分の納税申告書の写し ※法人・個人で業歴1年未満の方は、必要に応じて月別営業実績表
③商業登記簿謄本（法人の場合）
④見積書、カタログ、見取図（店舗工場等施設の設置もしくは増改築又は機械等取得の場合）
⑤許可・認可・登録・届出（許認可等を要する業種の場合）
⑥その他必要書類（①～⑤の他に金融機関及び福岡県信用保証協会の審査にて必要な書類があります。）

注．直近の納期限到来分の証明書が必要です。

※福岡県信用保証協会を初めて利用する方など、印鑑証明書の提出を求められることがあります。

※事業税及び法人県民税は県税事務所、県・市町村民税は市町村にて取得できます。

【問合せ先】

福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課金融係 TEL 092-643-3424 FAX 092-643-3427

福岡県中小企業振興資金融資制度一覧表（概要）

区分	制度名	融資対象	用途
経営の支援	1 緊急経済対策資金	①セーフティネット保証認定者 ②知事指定災害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④原材料価格等の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じている者 ⑤危機関連保証認定者 ⑥事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度の申込人資格要件に該当する者	運転資金 設備資金
	経営改善促進特別融資	⑦経営力強化保証制度の申込人資格要件に該当する者	(設備は融資対象①(災害のみ)、②、⑤～⑦、⑧(一部を除く)、⑨の場合のみ)
	事業承継支援	⑧経営承継円滑化法に基づき、知事の認定を受けた者 ⑨3年以内に事業承継を予定する又は事業承継後3年未満の法人であって、一定の財務要件を満たす者 ※⑧の認定を受けた者が事業承継後の会社の場合、代表者個人を含む ※NPO法人の場合、⑧は対象外	
	米国税対策特別融資	⑩米国の関税措置による影響で経営の安定に支障が生じている者	
開始	2 新規創業資金	新規創業する個人又は会社（創業後1年未満の者を含む） ※NPO法人の場合、一部対象外	
事業の成長	女性・若年・シニア創業者	女性又は35歳未満若しくは55歳以上の者が代表者である法人又は個人 ※NPO法人の場合、一部対象外	運転資金 設備資金
	支援創業者	認定特定創業支援等事業による支援を受けた者 ※NPO法人は対象外	
新経営革新	3 成長支援資金	創業若しくは法人を設立した日から1年を経過し5年を経過していない者 ※NPO法人の場合、一部対象外	運転資金 設備資金
生産性向上	4 経営革新支援資金	①新分野進出、新商品の開発を図る者 ②中小企業等経営強化法に基づき、知事の承認を得た者 ③地域中小企業支援協議会において重点支援を受ける者 ※NPO法人の場合、②は対象外	運転資金 設備資金
通常の事業に資金が必要な方	5 DX・生産性向上支援資金	①生産性向上に取り組む者 ②中小企業様ぐ力応援センターの支援を受け、DX等に取り組む者	運転資金 設備資金
	6 小規模事業者振興資金	従業員20人（商業・サービス業は5人（注9））以下の小規模企業者	運転資金 設備資金
	小口零細企業保証	①従業員20人（商業・サービス業は5人（注9））以下の小規模企業者 ②当該申込を含め保証協会の保証付き融資残高が2,000万円以下の者 ※NPO法人は対象外	運転資金 設備資金
	7 長期経営安定資金	①県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	運転資金 設備資金
	経営者保証非提供	②県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者 i) 直近の決算において債務超過ではないこと ii) 直近2期の決算において減価償却前経常利益が赤字ではないこと	運転資金 設備資金
プロパー協調支援	③県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者 i) 申込金融機関から本資金による融資の実行と同時に、融資額の1割以上のプロパー融資を受けること ii) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定及び計画の実行を行うこと	運転資金 設備資金	
8 短期運転資金	県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	運転資金	

(注1) 責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内（長期経営安定資金は1.85%以内）となる場合があります。（3 新規創業資金を除く）

会計参与を設置している会社または、担保の提供がある場合は、それぞれ0.1%の割引を行うことがあります。

(注2) 法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと、又は②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字ではないことの内いずれかに該当し、保証人の保証を提供しないことを希望する者は、所定の保証料に0.25%（2つの財務要件を満たした場合）、又は0.45%（2つの財務要件の内いずれか一つを満たした場合、又は直近2期分の決算書が無い場合）を上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とできる場合があります。

(注3) 法人の場合、取扱金融機関が信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている等の要件に該当する場合は、保証人が不要となる場合があります。

(注4) 所定保証料0.8%（経営者保証免除対応を適用する場合は1.0%）から、0.4%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.6%）を国が補助することにより減免されます。なお、条件変更に係る保証料については、国の補助の対象になりません。

(注5) ⑧のうち経営承継円滑化法第12条第1項第1号二に該当する方又は⑨に該当する方で事業承継・引継ぎ支援センター等の確認を受けた場合の保証料率は0.20～0.87%、それ以外の場合は0.45～1.62%となります。

令和8年4月1日現在

融 資 条 件				担 保・保証人 (注3)	申 込 場 所	指 定 金 融 機 関
限 度 額	年 率	期 間	保 証 料 率 (注1、2)			
1億円以内 (⑤は①～④、⑥～⑨ とは別枠) (⑥は①～⑤、⑧～⑩ とは別枠)	①～⑤：1.30% ⑥：1.40%	①～⑤：10年以内 (据置2年以内) ⑥：10年以内 (据置3年以内)	①～⑤： 0.45%～1.62% ⑥：0.40% (注4)	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要 (⑧は別途定めによる) (⑨は保証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・商工中金指定 信用金庫、指定信用組合
1億円以内 (①～⑤、⑧～⑩とは 別枠)	1.40%	⑦：運転5年以内 設備7年以内 ※保証付融資の借換 は10年以内 (据置1年以内)	⑦：0.15%～ 1.17%			
1億円以内 (①～⑦、⑩とは別枠)	1.70%以内	10年以内 (据置2年以内)	0.45%～ 1.62% (注5)			
3,000万円以内 (①～⑨とは別枠)	1.60%	10年以内 (据置2年以内)	0.45%～ 1.62%			
3,500万円以内 (3成長支援資金と合算)	1.60%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内、 スタートアップ創出 促進保証適用時は据 置1年以内)	0% ※スタートアップ 創出促進保証適 用時は+0.2% (注6)	担 保：不 要 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要 (スタートアップ創出促進保証適 用時は保証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・肥後・熊本・ 宮崎・西京・佐賀共栄・伊 予・広島・大分・豊和・商工 中金指定信用金庫、指定信用 組合
	1.50%					
3,500万円以内 (2新規創業資金と合算)	1.60%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内、 スタートアップ創出 促進保証適用時は据 置1年以内)	0% (創業後2年未満) 0.5% (創業後2年以上 5年未満) ※スタートアップ 創出促進保証適 用時は+0.2% (注6、7)	担 保：不 要 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要 (スタートアップ創出促進保証適 用時は保証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・肥後・熊本・ 宮崎・西京・佐賀共栄・伊 予・広島・大分・豊和・商工 中金指定信用金庫、指定信用 組合
1億円以内	1.70%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	0.45%～ 1.62%	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・商工中金指定 信用金庫、指定信用組合
1億円以内	1.60%	10年以内 (据置2年以内)	①：0.45%～ 1.62% ②：0.225%～ 0.95%	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・商工中金指定 信用金庫、指定信用組合
運転資金5,000万円以内 設備資金8,000万円以内	1.70%	10年以内 (据置2年以内)	0.45%～ 1.62%	担 保：必要に応じて徴求、 小口零細企業保証型 は原則不要(注10) 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和指定信用金庫、 指定信用組合
2,000万円以内			0.50%～ 1.75%			
1億円以内 (②、③とは別枠)	5年以内：1.80% 5年超：2.10% (設備5年超：1.90%)	10年以内 (据置2年以内) (経営者保証非提供 は据置1年以内) (プロパー協調支援は 据置：運転1年以内 設備・運説3年以内)	0.45%～ 1.77%	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要 (経営者保証非提供型は保証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・商工中金指定 信用金庫、指定信用組合
8,000万円以内 (①、③とは別枠)			0.65%～ 2.30% (注8)			
1億円以内 (①、②とは別枠)			i) 0.30%～ 1.27% ii) 0.34%～ 1.43%(注11)			
3,000万円以内	1.70%	1年以内	0.45%～ 1.67%			

(注6) 一部資金を借換する場合は、1.76%以内(創業後で決算到来前の方は1.01%以内)となる場合があります。
 (注7) NPO法人で法人設立後2年以上経過し5年を経過していない者については、0.45%となる場合があります。
 (注8) 所定保証料から、0.05%を国が補助することにより減免されます。なお、条件変更に係る保証料については、国の補助の対象になりません。
 (注9) 宿泊業・旅行業及び娯楽業の場合は20人以下。
 (注10) 担保を供する事が借入者にとって有利であり、かつ借入者が任意に供する場合は、担保を設定する事ができます。
 (注11) 所定保証料率からi)については1/3相当、ii)については1/4相当を国が補填することにより減免されます。なお、条件変更に係る保証料につ
いては、国の補助の対象になりません。

★詳しくは、[県のホームページ](https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r8yuushiseidoannai.html)をご覧ください。
 (掲載場所)「福岡県中小企業振興資金融資制度」
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r8yuushiseidoannai.html>
 ★商工会議所・商工会へのお申込みは、事業所所在地の商工会議所・商工会で行ってください。

3 日本政策金融公庫の融資制度

(1) セーフティネット貸付

経済環境の変化等により資金繰りに困難をきたしているが、中長期的に経営が安定することが見込まれる中小企業者を支援する制度です。

① 経営環境変化対応資金

(令和8年4月1日現在)

貸付対象	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：7億2,000万円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：7,200万円
貸付利率	基準利率 ただし、一定の要件に当てはまる方については、基準利率-0.4%
貸付期間等	日本政策金融公庫（中小企業事業） 設備資金 貸付期間：20年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 貸付期間：10年以内（うち据置期間は3年以内） 日本政策金融公庫（国民生活事業） 設備資金 貸付期間：20年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 貸付期間：10年以内（うち据置期間は3年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問合せ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

② 金融環境変化対応資金

(令和8年4月1日現在)

貸付対象	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたし、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：3億円
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：基準利率（長期運転資金に限り上限3.0%）
貸付期間等	日本政策金融公庫（中小企業事業） 設備資金 貸付期間：20年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 貸付期間：10年以内（うち据置期間は3年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問合せ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

③ 取引企業倒産対応資金

(令和8年4月1日現在)

貸付対象	取引企業など関連企業の倒産に伴い、経営に困難をきたしている方
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：1億5,000万円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：別枠3,000万円
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：基準利率 日本政策金融公庫（国民生活事業）：基準利率
貸付期間	日本政策金融公庫（中小企業事業） 運転資金 貸付期間：10年以内（うち据置期間3年以内） 日本政策金融公庫（国民生活事業） 運転資金 貸付期間：10年以内（うち据置期間3年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問合せ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

(2) 事業再生・企業再建支援資金

① アーリー DIP・レイター DIP 関連

地域経済の産業活力維持のため、技術力などから見て経済的または社会的に有用である事業の再生を支援します。
(令和8年4月1日現在)

貸付対象	① 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方であって、認可決定前の方のうち、日本政策金融公庫が定める要件に合致している方 ② 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含みます。）などの関与の下で再生を行おうとしている方であって、日本政策金融公庫が定める要件に合致している方 ③ 民事再生法に基づく再生計画の認可決定などを受けた方、および私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方のうち、日本政策金融公庫が定める要件に合致している方
貸付限度	20億円
貸付利率	基準利率（上限3.0%）
貸付期間	貸付対象① 1年（うち据置期間1年以内） 貸付対象②③ 設備資金10年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金5年以内（うち据置期間2年以内）
担保条件	貸付対象① ご融資相当額の担保が必要 貸付対象②③ お客様のご希望を伺いながら相談
問合せ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

第3章 金融サポート

② 企業再建・経営改善支援関連

地域経済の産業活力維持のため、経営改善、経営再建などに取り組む必要が生じている方の自助努力による企業再建を支援します。
(令和8年4月1日現在)

貸付対象	<p>1 経営改善、経営再建等に取り組む必要がある中小企業の方で(1)~(3)のすべてにあてはまる方</p> <p>(1) 次のいずれかに当てはまり、早急に企業再建を行う必要がある方</p> <p>イ. 借入債務などが株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引を有する方</p> <p>ロ. 取引先の業況悪化の影響を受けるなど一定の要件に相当する方</p> <p>ハ. 過剰債務の状況に陥っている方</p> <p>ニ. 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含みます。）などの関与の下で事業の再生を行う方</p> <p>ホ. 事業資金の借入金について弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている方</p> <p>ヘ. 第二会社方式により再生を図る方</p> <p>ト. 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、債権を図る方</p> <p>(2) 相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方</p> <p>(3) 当公庫が融資後も継続的に企業再建に対する経営指導を行うことで、円滑な企業再建の遂行が可能となる方</p> <p>2 次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。</p> <p>(2) 過剰債務の状況に陥っているものが経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。</p>
貸付限度	20億円
貸付利率	制度ごとに定められた利率
貸付期間	20年以内 (うち据置期間5年以内)
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問合せ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

(3) 企業再建資金

経営改善や経営再建等に取り組む必要が生じている方の企業再建を支援する制度です。

(令和8年4月1日現在)

貸付対象	<p>1 企業再建関連 次のいずれかの機関等の関与の下で事業の再建を図る方</p> <p>(1) 株式会社整理回収機構</p> <p>(2) 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含みます。）</p> <p>(3) 株式会社地域経済活性化支援機構</p> <p>(4) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条に規定する産業復興相談センター</p> <p>(5) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構</p> <p>(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合</p> <p>(7) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに規定する第三者支援専門家</p> <p>2 民間金融機関関連 適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方</p> <p>3 認定支援機関関連 次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方</p> <p>(2) 過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方</p> <p>4 条件変更先関連 金融機関からの事業資金の借入れについて、弁済にかかる負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方</p>
貸付限度	別枠 7,200 万円
貸付利率	制度ごとに定められた利率
貸付期間	20 年以内 (うち据置期間 5 年以内)
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問合せ先	日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業

(4) 事業承継・集約・活性化支援資金

経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する方を支援する制度です。

(令和8年4月1日現在)

貸付対象	<p>①中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方</p> <p>②安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方</p> <p>③中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者（同項第1号イに該当する方に限ります。）の代表者、同法第12条第1項第2号の規定に基づき認定を受けた個人である中小企業者または同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方</p> <p>④事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方</p> <p>⑤事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業後または新たな取組後、おおむね5年以内の方）又はPMIの取組を図る方</p>	<p>①中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方</p> <p>②安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方</p> <p>③事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業または新たな取組後、おおむね5年以内の方を含む）又はPMIの取組を図る方</p> <p>④中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人</p> <p>⑤事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方</p>
貸付限度	別枠 7,200 万円以内	14.4 億円
貸付利率	制度ごとに定められた利率	制度ごとに定められた利率
貸付期間	設備資金 20 年以内（うち据置期間 5 年以内） 運転資金 10 年以内（うち据置期間 5 年以内）	設備資金 20 年以内（うち据置期間 5 年以内） 運転資金 10 年以内（うち据置期間 5 年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談	お客様のご希望を伺いながら相談
問合せ先	日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

(5) 無担保・無保証人の融資制度 – 小規模事業者経営改善資金 (マル経融資) –

商工会議所・商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。 (令和8年4月1日現在)

融資対象	常時使用する従業員が製造業等で20人以下、商業・サービス業で5人以下の事業者
融資限度	2,000万円
返済期間	10年以内 (うち据置2年以内)
その他	ご利用にあたっては、商工会議所等の長の推薦が必要です。
問合せ先	北九州商工会議所 中小企業振興課 日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業

(6) 北九州市企業の生産性改革金融支援制度

(令和8年4月1日現在)

貸付対象	次の①～⑤の全てを満たしていることについて、北九州市の証明を受けた方。 ①生産性改革の実施事業者については、市内に事業所を有すること。市内企業への生産性改革関連サービス・製品の提供事業者は、全国の事業者が対象。 ②中小企業者 (個人含む)、又は特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利法人 (NPO 法人) であること。 ③法令等に基づく許認可が必要な業種の場合は、許認可を受けていること。 ④市税を滞納していないこと。 ⑤暴力団関係企業等に該当しないこと、またこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
貸付限度	日本政策金融公庫 (中小企業事業) : 7億2,000万円以内
貸付利率	中小企業事業 : 2億7,000万円まで 特別利率① 2億7,000万円超 基準利率
貸付期間	設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問合せ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

4 信用保証協会の公的保証制度～福岡県信用保証協会の保証制度～

北九州市の融資制度は、「福岡県信用保証協会」が保証し中小企業者の信用を補完することで、円滑な資金調達が可能となる融資制度となっています。

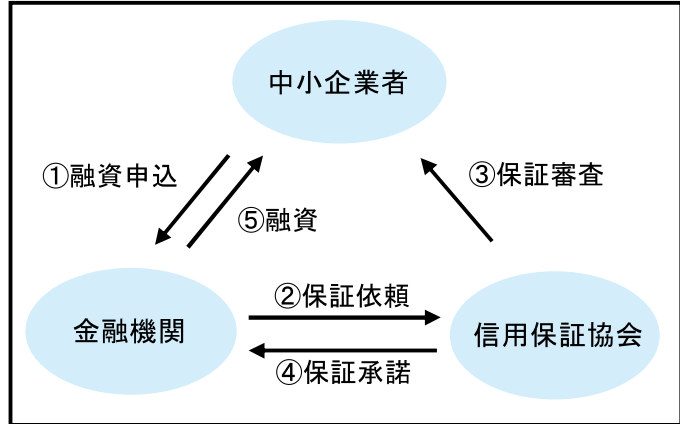
(1) 信用保証制度とは

「信用保証協会法」に基づき設立された信用保証協会が、中小企業者の資金調達を円滑に進めることを目的として、中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、その借入債務を保証する制度です。

※ご利用になれない業種は、次のとおりです。

農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業等を除く。）などです。

詳細は、ご照会ください。



(2) セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項1～8号）

① 制度の概要

信用保証協会の保証限度額が別枠になるとともに、割安な保証料で保証が可能となる制度です。認定は、本店所在地等（個人の場合は主たる事業所）の市町村長が行います。

② 各号の概要

（令和8年1月1日現在）

1号	国の指定する大型倒産企業と取引のある中小企業 【過去の指定案件】石原商事、福岡スプリットン工業、川口工務店、タカタ など
2号	国の指定する事業活動の制限（取引先のリストラ等）により影響を受ける中小企業者 【過去の指定案件】米国 BSE 関連、三菱自動車関連、日野自動車関連、ダイハツ工業関連 など
3号	国の指定する特定地域の特定事業（災害等の突発的理由）を営む中小企業者 【過去の指定案件】有明海の高苔の不作 など
4号	国の指定する特定地域（災害等の突発的理由）で事業を営む中小企業者 【過去の指定案件】令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害、令和6年能登半島地震、令和5年7月7日からの大雨による災害、令和4年台風第14号に伴う災害、令和3年8月11日からの大雨災害、令和2年7月豪雨、平成30年7月豪雨、平成29年7月九州北部豪雨 など
5号	国が指定する不況業種に属する事業を営む中小企業者 [主な認定基準] 売上高減少要件、原油高要件、利益率減少要件 ※不況業種の指定：四半期ごとに国が指定
6号	破綻金融機関等と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
7号	金融機関の合理化等の金融取引の調整に伴い借入が減少した中小企業者 【認定要件】 国が指定する金融機関からの最近の借入残高が前年同期と比較して10%以上減少していること等、3つの借入条件を満たすこと ※指定金融機関の指定：6ヶ月ごと（1/1～6/30、7/1～12/31）に国が指定
8号	整理回収機構に貸付債権が譲渡された企業のうち事業の再生が可能な中小企業者

③ セーフティネット保証の認定要件

中小企業信用保険法第2条第5項の各号及び第6項で、それぞれ認定の要件は異なります。そのうち申請の多い4号・5号イ)及び同法第2条第6項による危機関連保証の認定要件は次のとおりです。

<4号(自然災害等の突発的事由)>

次のすべてを満たしていること

ア 「指定地域」において1年間以上継続して事業を行っていること

イ 「指定を受けた突発的災害(自然災害等)」の発生に起因し、最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同月比20%以上減少することが見込まれること

※指定地域、指定を受けた突発的災害は国が指定します。

<5号イ(全国的不況業種)>

次のすべてを満たしていること

ア 不況業種^{※1}に該当すること

イ 申請者の最近3ヶ月間の売上高が前年同期間の売上高と比較して5%以上減少^{※2}していること

※1 不況業種は国が指定します。

※2 この基準については、時限的な取扱いとなっています。

<危機関連保証>

経済産業大臣が定める期間において以下のすべてを満たすこと

ア 金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図る為に資金調達を必要としていること

イ 指定案件に起因して、原則として、最近1ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれること

※4号の指定地域、指定を受けた突発的災害、5号イ)の不況業種及び危機関連保証の指定案件は、中小企業庁のホームページでご覧になれます。(URL <https://www.chusho.meti.go.jp>)

(3) 信用保証料率

信用保証協会の保証料は、原則として中小企業の経営状況等に応じた9段階のいずれかの料率が適用されます。なお、北九州市中小企業融資制度については、市が保証料の一定割合を補てんしているため、割安な保証料となっています。

<リスク考慮型基準料率表>

(%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※セーフティネット保証等一部の保証では、リスク考慮型保証料率は適用されません。別途定める固定の料率が適用されます。

※責任共有制度とは

従来、信用保証協会の保証は100%でしたが、2007年10月から責任共有制度の導入により一部の保証を除いて80%保証となり、残りの20%は金融機関が負担する制度です。

【問合せ先】

福岡県信用保証協会 北九州支所

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館4F

TEL 093-551-2634 FAX 093-522-4754 URL <https://www.fukuoka-cgc.or.jp/>

開業に関する融資制度

1 開業支援資金（北九州市）

（令和8年4月1日現在）

対象者	<p>【一般枠】</p> <p>① 新たに事業を開始しようとする事業を営んでなかった個人で、次のア～ウのいずれかの要件を満たす方</p> <p>ア 開業しようとする業種と同一又は関連する業種に従事した実績を2年以上有する方</p> <p>イ 法律に基づく資格を有する方で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする方</p> <p>ウ 国、県、市等が開催する開業支援の講座を修了した方</p> <p>② 事業を営んでいなかった個人が個人又は会社で創業して5年未満の方</p> <p>③ 県内の会社で、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立する方または分社化した会社で設立して5年未満の方</p> <p>④ 法人成企業で個人創業から5年未満の方</p> <p>【特別枠】</p> <p>① 新たに事業を開始しようとする事業を営んでいなかった女性、申込時点で35歳未満若しくは55歳以上の男性又は市外からの転入者で、次のア～ウまでのいずれかの要件を満たす方</p> <p>ア 開業しようとする業種と同一又は関連する業種に従事した実績を2年以上有する方</p> <p>イ 法律に基づく資格を有する方で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする方</p> <p>ウ 国、県、市等が開催する開業支援の講座を修了した方</p> <p>② 事業を営んでいなかった個人で、新たに雇用の創出を伴う事業又は市の認定等を受けた事業を開始する方</p> <p>③ 個人又は会社で創業して5年未満の方のうち、代表者が女性、35歳未満若しくは55歳以上の男性、市外からの転入者、市内での雇用創出者又は市の認定等を受けた方</p> <p>④ 法人成企業で個人創業から5年未満の方のうち、代表者が女性、35歳未満若しくは55歳以上の男性、市外からの転入者、市内での雇用創出者又は市の認定等を受けた方</p>
	<p>※なお、【一般枠】①、【特別枠】①で下記1、2のいずれかに該当する方は、上記ア～ウの適用はありません。</p> <p>1 事業に必要な資金の1/2以上の自己資金を有する方</p> <p>2 特定創業支援事業を受け、市区町村の証明を得た方</p>
融資限度額	3,500万円以内
融資期間	10年以内（※据置期間2年以内 経営者保証免除適用時は1年以内）
融資利率	【一般枠】1.50% 【特別枠】1.40%
信用保証料	0.00%（初回のみ） 0.36～1.38%（2回目以降） ※経営者保証免除適用時は上記信用保証料に0.2%上乘せ
担保	原則不要
保証人	原則として法人は代表者、個人事業主は不要
申込先	北九州商工会議所 門司、小倉、若松、八幡、戸畑の各サービスセンター 市中小企業融資取扱金融機関（14行）

 詳しくは P6

【事業計画作成支援機関】（公財）北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター（TEL 093-873-1430）
北九州商工会議所 中小企業振興課（TEL 093-541-0188）

2 新規創業資金（福岡県）

（令和8年4月1日現在）

対象者	次の①～⑨のいずれかに該当する方 【事業を営んでいない個人】 ① 1ヶ月以内に新たに県内で創業する具体的な計画を有する方、又は創業をした日から1年を経過していない方 ② 2ヶ月以内に新たに県内で会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する方、又は事業を営んでいない個人により設立された会社であって、設立した日から1年を経過していない方 【中小企業者の別会社】 ③ 県内で事業を営む中小企業である会社であって、自らの事業を継続しつつ新たに県内で中小企業である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する方、又は設立の日から1年を経過していない方 【その他】 ④ 会社設立創業者が、事業譲渡により事業を承継させ、会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過していないとして、産業競争力強化法第2条第29項第4号の創業者とみなされる方（当該会社の設立の日から1年を経過していない方に限る） ⑤ ①もしくは②に該当する女性又は開業日時点でその代表者が女性であって⑨に該当する方 ⑥ 開業予定日時点で満35歳未満であって、①もしくは②に該当する方又は開業日時点でその代表者が満35歳未満であって、⑨に該当する方 ⑦ 開業予定日時点で満55歳以上であって、①もしくは②に該当する方、又は開業日時点でその代表者が満55歳以上であって、⑨に該当する方 ⑧ ①もしくは②に該当し、認定特定創業支援等事業による支援を受けた方（この場合、①の「1か月以内」及び②の「2か月以内」は「6か月以内」とする。）又は③に該当し、現に事業を営む会社の役員で新たに設立される会社において発起人から引き続いて役員となり認定特定創業支援等事業による支援を受けた方 ⑨ NPO法人であって、設立した日から1年を経過していない方
融資限度額	3,500万円以内
融資期間	運転7年以内 設備10年以内 （※据置期間2年以内 スタートアップ創出促進保証適用時は1年以内）
融資利率	①～④・⑨ 1.60% ⑤～⑧ 1.50%
信用保証料	0% ※他の資金より借換する場合等は1.01%以内（創業後で決算到来済の方は1.76%以内）となる場合があります。 ※スタートアップ創出促進保証適用時は、0.2%信用保証料が生じます。
担保	不要
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。ただし、法人については、経営者保証免除適用時は徴求しないほか、一定の場合徴求しないことができる。
申込先	北九州商工会議所 各センター、指定金融機関 ▶詳しくは P6

3 新規開業・スタートアップ支援資金（日本政策金融公庫）

（令和8年4月1日現在）

対象者	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
融資限度額	7,200万円以内
融資期間	運転10年以内 ※うち据置期間5年以内 設備20年以内 ※うち据置期間5年以内
融資利率	基準利率ほか
担保、保証人	お客様のご希望を伺いながら、ご相談に応じます。
申込先	日本政策金融公庫北九州支店 国民生活事業（TEL 0570-091236） 小倉北区鍛冶町1-10-10（大同生命北九州ビル3F） 日本政策金融公庫八幡支店 国民生活事業（TEL 0570-092501） 八幡西区黒崎3-1-7（アスコート黒崎駅前BLDG.3F）

企業立地に関する優遇制度等

1 企業立地優遇制度（北九州市）

市内において工場や事業所などを設置する企業に対して、補助金の交付を行います。

制度のご利用については、必ず事業着手前にご相談下さい。補助制度については変更となる場合がございます。

<企業立地優遇制度の対象施設・対象事業所>

施設	事業所 ※注2		
<ul style="list-style-type: none"> ・製品の製造加工用工場 ・自然科学研究所 ・荷捌き施設 ・保管施設 ・流通加工施設 	<ul style="list-style-type: none"> 1 機械設計業 4 非破壊検査業 6 機械修理業 9 ディスプレイ業 12 広告代理業 15 情報処理サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> 2 産業用機械器具賃貸業 5 賃貸施設（別途要件があります。詳細についてはお問い合わせください。） 7 事務用機械器具賃貸業 10 総合リース業 13 経営コンサルタント業 16 デザイン業 	<ul style="list-style-type: none"> 3 エンジニアリング業 8 情報提供サービス業 11 ソフトウェア業 14 産業用設備洗浄業
※注1			

(1) 企業立地促進補助金

① 工場・事業所等の新設又は増設時に利用できます。

対象	対象施設、対象事業所、賃貸施設、市長が認める施設
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新規常用雇用者が5人以上（市内中小企業の場合は3人以上） 賃貸施設、データセンターの場合は、新規雇用の要件はありません。
補助額等	下記①②③の合計額 ①取得分：用地費を含む設備投資額に下記の割合を乗じた額 市外企業・市内大企業 2% 市内中小企業 3% ※注3 ②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ） ③1年以上市内に居住かつ1年以上継続雇用の新規常用雇用者1人あたり30万円（短時間労働者は15万円）
限度額	①と②の合計額が10億円（単年度の交付上限額は5億円）③上限なし

※注1 令和9年度から延面積3,000平方メートル以上のもののみ対象（危険物倉庫/冷凍倉庫、冷蔵倉庫又は低温倉庫は除く）

※注2 6～16は令和9年度から対象外

※注3 令和9年度から2%

② 市内企業の拡充に特化した補助金の交付を行います。

対象業種	製造業（マザー工場化や拠点の集約等）
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新規常用雇用者が20人以上（市内中小企業の場合は5人以上） ※市内の大学からの新卒者又は障害者を雇用した場合は、1人あたりを2人としてみなします。 ・設備投資額が5億円以上（市内中小企業の場合は2.5億円以上）
補助額等	①取得分：用地費を含む設備投資額に下記の割合を乗じた額 市内大企業 6% 市内中小企業 7% ※注4 ②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ） ③1年以上市内に居住かつ1年以上継続雇用の新規常用雇用者1人あたり50万円（短時間労働者は15万円） ※ただし、50万円は、交付要件で採用された正社員に限ります。
限度額	①と②の合計額が5億円 ③上限なし

※注4 令和9年度から6%

(2) 本社機能等移転・拡充支援

本社機能等の移転や拡充に対する補助金の交付を行います。

① 大規模な本社機能等の移転・拡充支援

対象企業	本社機能等を移転・拡充する企業 本社機能等が入居することができるオフィスビル（賃貸施設）の建設企業 ※本社機能とは、企業の総務、経理、企画、研究開発部門又は事業を統括する部門等										
要件	<ul style="list-style-type: none"> 新規常用雇用者が50人以上 ※市内の大学からの新卒者又は障害者を雇用した場合は、1人あたりを2人としてみなします。 設備投資額が5億円以上（市内企業の場合は2億円以上） オフィスビル建設企業は15億円以上 										
補助額等	<p>①取得分：用地費を含む設備投資額の下表の補助率を適用</p> <table border="1"> <tr> <td>新規雇用者数</td> <td>50～99人</td> <td>100～149人</td> <td>150～199人</td> <td>200人～</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td>30%</td> <td>33%</td> </tr> </table> <p>②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ）</p> <p>③1年以上市内に居住かつ1年以上継続雇用の新規常用雇用者1人あたり50万円（短時間労働者は15万円） ※ただし、50万円は、交付要件で採用された正社員に限ります。</p>	新規雇用者数	50～99人	100～149人	150～199人	200人～	補助率	20%	25%	30%	33%
新規雇用者数	50～99人	100～149人	150～199人	200人～							
補助率	20%	25%	30%	33%							
限度額	①と②の合計額が5億円 ③上限なし										

② 中規模な本社機能等の移転・拡充支援

対象企業	本社機能等を移転・拡充する企業 ※本社機能とは、企業の総務、経理、企画、研究開発部門又は事業を統括する部門等												
要件	<ul style="list-style-type: none"> 新規常用雇用者が20～49人（市内中小企業の場合は10人以上） ※市内の大学からの新卒者又は障害者を雇用した場合は、1人あたりを2人としてみなします。 設備投資額 <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>市外</td> <td>市内</td> </tr> <tr> <td>大企業</td> <td>5億円以上</td> <td>2億円以上</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>2.5億円以上</td> <td>1億円以上</td> </tr> <tr> <td>オフィス賃借</td> <td colspan="2">投資下限額なし</td> </tr> </table>	種別	市外	市内	大企業	5億円以上	2億円以上	中小企業	2.5億円以上	1億円以上	オフィス賃借	投資下限額なし	
種別	市外	市内											
大企業	5億円以上	2億円以上											
中小企業	2.5億円以上	1億円以上											
オフィス賃借	投資下限額なし												
補助額等	<p>①取得分：用地費を含む設備投資額の6% ※市内中小企業の場合は、用地費を含む設備投資額の7% ※注5</p> <p>②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ）</p> <p>③オフィス賃借：年間賃借料の1/2（5年間） ※①と②又は③のみを交付（併用不可）</p> <p>④1年以上市内に居住かつ1年以上継続雇用の新規常用雇用者1人あたり50万円（短時間労働者は15万円）</p> <p>⑤③の場合のみ 設置後5年間の交付対象の新規常用雇用者1人あたり50万円（短時間労働者は15万円） ※ただし、50万円は、交付要件で採用された正社員に限ります。 ※⑤の場合のみ 各年において純増員数に限る</p>												
限度額	<p>①と②の合計額が5億円</p> <p>③ 5年間累計2,500万円（5年間の雇用計画が100人以上の場合は2億5千万円）</p> <p>④、⑤ 上限なし</p>												

※注5 令和9年度から6%

(3) オフィス立地促進補助金

市内オフィスビルに事業所を新たに開設又は増床する時に利用できます。

対象業種	<p>以下の業種に属し、市内オフィスビルに事業所を設置する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然科学研究所・コンタクトセンター・ソフトウェア業・情報処理サービス業 ・情報提供サービス業・インターネット附随サービス業、半導体関連事業（※2）、次世代自動車関連事業（※2） <p>※1 上記事業所のうち、店舗を有し不特定多数の個人を対象とする事業及び市長が要綱目的に合致しないと認める事業を除く</p> <p>※2 半導体及び次世代自動車の関連事業については JR 小倉駅、JR 黒崎駅及び北九州学術研究都市周辺に立地するものに限る</p>
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市外企業（新設）か、現事業所に加えて新たな事業所を設置する市内企業（増床） ・新規常用雇用者 3 人以上
補助額等	<p>①設置後 2 年間の賃料・共益費の 1/2 ※敷金、権利金その他これらに類する諸経費は除く</p> <p>②設置後 2 年間の交付対象の新規常用雇用者 1 人あたり最大 30 万円（短時間労働者は最大 15 万円） ※各年において純増員数に限る</p> <p>③設置に係るオフィス改修費の 1/2 ※「新しい働き方を実現するオフィス」に係る改修に限る（テレワーク環境整備費用）</p>
限度額	<p>①は 2 年間で 1,000 万円</p> <p>②は上限なし</p> <p>③は 300 万円</p>

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 企業誘致課 TEL 093-582-2065 FAX 093-582-1202

建設業に関する融資制度

1 下請セーフティネット債務保証事業等

公共工事の請負代金債権を担保に、工事の出来高に応じた融資を受けることができます。

名称	下請セーフティネット債務保証	地域建設業経営強化融資制度	
対象者	北九州市が発注した工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者 ※中小・中堅元請建設業者とは、原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員数1,500人以下の元請建設業者をいいます。		
対象となる工事	北九州市が発注した工事で、出来高が2分の1以上のもの。		
融資対象となる範囲	工事の出来高部分（完成部分）	工事の出来高部分（完成部分）	工事の出来高を超える部分（未完成部分）
融資の内容	建設業協同組合等の転貸融資	建設業協同組合等の転貸融資	保証事業会社の金融保証による金融機関の融資

※その他の条件については、お問い合わせ下さい。

【問合せ先】

北九州市 技術監理局 契約制度課 TEL 093-582-2545 FAX 093-582-3113

2 下請債権保全支援事業

取引先（直接工事請負契約を締結している建設企業）の倒産等で、保有する工事請負代金債権が回収できない場合に備え、ファクタリング事業者が保証限度内で支払いを保証する国土交通省の制度です。令和4年12月から確定債権の買取も開始しました。

対象者	以下すべての要件を満たす中小・中堅下請建設企業等が対象になります。 ① 従業員1,500人以下、又は資本金（ないし出資金）が20億円以下の中小・中堅企業であること。 ② 行政処分（営業停止もしくは建設業許可の取消処分、および公共工事にかかる指名停止処分）を受けていないこと。 ③ 取引先（保証対象企業）から建設工事の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業、又は取引先に建設資材を直接供給している資材企業であること。
対象債権	公共又は民間の建設工事に係る請負工事の債権等（手形を含む）
保証金額	ファクタリング会社の審査によります。
保証料	ファクタリング会社により異なります。 ※国（基金）により、年率1.5%を上限に保証料の33%が助成されます。
実施期間	2027年3月31日まで（1年更新の事業）

※詳しくはホームページにてご確認ください。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/index.html>

【問合せ先】

（一財）建設業振興基金 金融支援課 TEL 03-5473-4575 FAX 03-5473-1593

第4章 環境ビジネス

環境への取組に関する支援

1 北九州市脱炭素電力認定制度

脱炭素に向けて先行的に取組む市内企業を応援します！

再エネ 100%電力をはじめとする脱炭素電力を導入した市内企業の認定を行い、本市が進めている「再エネ 100% 北九州モデル」を活用した脱炭素への流れを、市内企業にも普及し、加速させることを目指します。

<制度概要>

本認定制度に賛同いただいた小売電気事業者と、脱炭素電力メニューの契約を結んだ（既に結んでいる場合も可）市内企業が、本市へ申請することで認定を行うものです。

<認定対象>

認定は市内企業（複数の事業所が市内にある場合は事業所単位でも可）において、事業所で供給を受ける（または受けている）電力が、以下のいずれかの条件を満たす場合に認定対象とします。

- ・再エネ 100% 電力の供給を受けている。
- ・再エネ以外の、脱炭素電力の供給を受けている

（注）本制度における再エネ 100% 電力は、実際に再エネ発電所で発電された電力のみで電力供給を受けていることが必要です。電源種を指定せずに環境価値（非化石証書）を付加する、いわゆる実質再エネは、「再エネ以外の脱炭素電力」として認定します。

<認定による特典>

- ・認定ステッカーの提供
- ・認定ロゴマークの名刺等への使用
- ・市が行なっている各種助成制度における審査時の加点
- ・本市事業に参画していることを条件とする低金利融資制度の対象とする
- ・本市 HP や SNS での公開 など

以上の他、今後さらに特典を追加予定

※先着 100 社については『脱炭素先進企業』として認定し、認定証を発行

【問合せ先】

北九州市 環境局 再生可能エネルギー導入推進課 TEL 093-582-2238 FAX 093-582-2196

その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoushou/290_00006.html

2 北九州 GX 推進コンソーシアム

カーボンニュートラルを成長の機会と捉え、今後 10 年間で 150 兆円を超える官民 GX 投資を北九州市に呼び込むため、産学官金オール北九州により、令和 5 年 12 月に設立。北九州 GX 推進コンソーシアムでは、以下の活動に取り組み、地域企業の皆様を支援しています。

1	情報発信	産学官金のトップランナー等による最新動向、先端技術、先進事例の紹介、補助金・支援策などの情報を発信します。
2	共創の場	GX 投資の呼び込みに向けた産学官金による共創の場を創出します。 北九州学術研究都市を中心として、研究開発などをテーマとする部会を設置し、社会実装に向けた大学・企業・行政など産学官金による分野横断的な自由な議論の場を創出します。 会員からの共創の場の創出、部会設置の呼びかけもできます。
3	GX 推進補助金	北九州市における GX に資する新ビジネスの創出及び官民 GX 投資を促進することを目的として、「自社製品・サービスのカーボンニュートラル化」「新商品・新サービス開発」「政府が掲げる GX 重点分野への進出」に関する取組を支援します。
4	GX ビジネススクール	全国初、経営層向けの脱炭素経営・GX のマインドセット講座「GX ビジネススクール」を開催します。
5	専門家派遣・伴走支援 (無料)	GX 推進について、GX の知識・技術を有する「専門家」による伴走支援を実施します。 [Web] https://ktq-gx.com
6	CO ₂ 可視化ツール提供 (無料)	企業の GX に向けた取組の第一歩は CO ₂ を把握するところから。 自社の CO ₂ 測定のための可視化ツールを提供します。(市内企業最大 2,000 社) CO ₂ 排出量を把握し、削減対策を検討・実施し、競争力を高めましょう。



【問合せ先】
 北九州市 産業経済局 未来産業推進課 TEL 093-582-2905
 (公財)北九州産業学術推進機構 (FAIS) TEL 093-695-3006

3 グリーンアジア国際戦略総合特区による支援制度

北九州市は、福岡県と福岡市とともに、国からグリーンアジア国際戦略総合特区の指定を受けています。特別区域内の企業は環境配慮型製品の開発・製造等で以下の支援制度を活用することができます。(対象事業及び支援内容は変更になることがあります。)

<対象事業>

- 1 電気自動車など(環境配慮型自動車)、環境への負荷が特に少ない自動車
 - 2 環境配慮型自動車に充電又はその燃料を充填するための施設又は設備
 - 3 太陽光など、再生可能エネルギー源で持続的な利用が認められるもの
 - 4 先進技術を用いたリチウムイオン蓄電池、太陽電池などの電池
 - 5 LED や有機 EL の電球・照明器具など、省エネルギーに資する先進技術を用いた機械・設備
 - 6 半導体素子・集積回路の改良に係る技術やその他先端技術を用いた半導体
- ※産業競争力基盤強化商品の生産に関する事業を除く

<支援内容>

- 1 国
 - (1) 法人税の軽減(投資税額控除もしくは特別償却)
 - (2) 金融上の支援(利子補給)
- 2 北九州市
 - (1) 固定資産税の課税免除
 - (2) 環境未来ビジネス創出助成(P100を参照)
- 3 福岡県
 - (1) 工場等の新設・増設に係る交付金(企業立地促進交付金)
 - (2) 不動産取得税の課税免除
 - (3) 中小企業の設備投資に係る助成制度(中小企業設備投資促進補助金)

詳細は
こちら →



各支援メニューには要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問合せ先】
 ・国及び市の支援メニュー：北九州市 政策局サステナビリティ戦略課 TEL 093-582-2156
 ・県の支援メニュー：福岡県商工部商工政策課産業特区推進班 TEL 092-643-3416

4 省エネ診断

省エネ診断員※が直接事業所にお伺いして、電気やガス等の使用状況を診断し、省エネに関する提案や技術的な助言を行うことです。

省エネ診断や運用改善支援を通じて、エネルギー使用の無駄をなくし、「経営に優しいコスト削減」と「環境に優しいCO₂削減」の両立の参考になります。無料省エネ診断の制度もありますので、ビルや工場などの省エネを検討中の方は、省エネ診断員をご活用ください。

下記に該当する事業者は、省エネ診断の受診をおすすめします。

- ・経費節減を図りたい方
- ・今夏・今冬に向けた省エネアドバイス（運用改善・設備改善）を受けたい方
- ・中小企業の3E-Action（創エネ・省エネ・蓄エネ）応援事業（P. 93掲載）の活用を検討されている方
- ・省エネ対策をどこから取り組めば良いのかわからない、又は省エネ対策の余地がまだあるのかどうか知りたい方

※省エネ診断員とは、市が認定した「省エネ診断員育成講座」を受講し認定試験に合格した者であり、実際に工場やビル等を訪問して省エネ診断を行い、省エネ対策や費用対効果などを提案する人材です。

【問合せ先】

（一社）エネルギーマネジメント協会事務局 TEL 093-616-8691
北九州市 環境局 再生可能エネルギー導入推進課 TEL 093-582-2238 FAX 093-582-2196

5 「エコアクション21」認証登録支援事業

環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、主に中小企業を対象にした環境経営の認証・登録制度です。

当制度の認証・登録を受けると「公共工事入札参加資格などで加点が受けられる」などのメリットがあります。

二酸化炭素・廃棄物などの削減に取り組み、その活動レポートを作成、公表することで、環境にやさしい経営の証明が得られる仕組みです。

(1) 「エコアクション21」導入セミナー

開催場所：Zoom

内 容	開催日程	時 間	定員 (予定)	受講料
これから環境経営に取り組む事業者を対象に、制度概要や認証・登録のポイントなど事例を交えて分かりやすく紹介	令和8年6月17日	13:30～15:30	40名	無料

(2) 「エコアクション21」認証登録実践講座

開催場所：八幡総合庁舎別館第1会議室（第1回のみ、第2回以降はZoom）

内 容	開催日程	講座数	定員 (予定)	受講料
主に導入セミナーを受講された事業所を対象に、認証・登録に向けた指導や助言等を個別に行う実践的な講座	令和8年7月～令和9年1月	5講座 (1回3時間)	25社	無料

【問合せ先】

エコアクション21 地域事務局環境未来（NPO 法人北九州テクノサポート） TEL・FAX 093-883-6004
北九州市 環境局 サーキュラーエコノミー推進課 TEL 093-582-2630 FAX 093-582-2196

環境への取組に関する助成金等

1 中小企業の3E-Action（創エネ・省エネ・蓄エネ）応援事業

脱炭素社会の実現に向け、市内中小企業へ脱炭素化を促し、自家消費型太陽光発電設備、蓄電池、電動車及び充放電器等の導入を支援します。また、省エネ実践行動の更なる推進、最先端の省エネ機器の導入支援を行います。

当事業により環境に配慮しつつ中小企業の競争力を生み出すことを目的とします。

<補助対象事業>

- (A) 再エネ100%電力関連設備
自家消費型太陽光発電設備、蓄電池、小型風力発電設備
- (B) トップランナー基準等のエネルギー関連設備
高効率空調設備、業務用給湯器、高性能ボイラ、変圧器、冷凍冷蔵設備、LED照明（高天井等のHIDランプ更新に限る）
- (C) 電動車+V2H充放電器又は充電器

<補助対象者>

- ① 電力会社と脱炭素電力（非化石証書等含む）の仕様を満たす供給契約を締結していること。（遅くとも補助事業完了までに契約を締結し、契約書の写し等を提出できること。）
- ② 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内に事業所を置くもの（みなし大企業は対象外）
- ③ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に掲げる中小企業団体のうち、市長が認めるもの（中小企業で構成する組合等）
- ④ 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会のうち、市長が認めるもの
- ⑤ 法人税法第2条第6号に規定する法人のうち、市長が認めるもの（医療法人、社会福祉法人等）

<補助対象経費及び補助額>

【補助対象経費】

- ① 再エネ100%電力関連設備：自家消費型太陽光発電設備、蓄電池、小型風力発電設備
- ② トップランナー基準等のエネルギー関連設備：高効率空調設備、業務用給湯器、高効率ボイラ（木質バイオマスボイラ含む）、変圧器、冷凍冷蔵設備、LED照明（高天井等のHIDランプ更新に限る）
- ③ 電動車+V2H充放電器又は充電器

【補助額（中小企業基本法に定める小規模企業者については下限なし）】

- ①の太陽光発電設備はパワコン出力あたり7万円以内/kw
- ①の小型風力発電設備及び蓄電池と②は機器設置にかかる設備代及び工事費の3分の1以内
- ③「電動車+V2H充放電器又は充電器（急速）」1組につき80万円
「電動車+充電器（普通）」1組につき60万円
※充電器・充放電器は単独設置も対象とする。
※既に充放電器等を設置済みの場合は電動車のみの申請も対象とする。
全ての合計で上限500万円まで（ただし太陽光と蓄電池のセット導入の場合は上限600万円まで）

<公募期間>

令和8年5月初旬から令和8年7月中旬を予定

※上記の内容は全て令和8年度の予算成立を前提としており、状況によって変更となる可能性があります。

【問合せ先】

北九州商工会議所 産業振興課 TEL 093-541-0185 FAX 093-531-1799
北九州市 環境局 再生可能エネルギー導入推進課 TEL 093-582-2238 FAX 093-582-2196
その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。
<https://www.kitakyushucci.or.jp/topics/003564>

第4章 環境ビジネス

2 北九州市サーキュラーエコノミー基盤形成促進事業費補助金

産業廃棄物の再生利用や減量につながる施設の整備、FS調査の経費を一部助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内産業廃棄物処理業者 ・市内排出事業者 ・大学等及び公設の研究機関
補助金額	(1) 設備導入事業 補助率 1/2 以内、上限額 1,000 万円 (2) FS調査事業 補助率 2/3 以内、上限額 200 万円
募集期間	令和8年4月下旬～令和8年5月下旬（予定）

※要件の詳細等は、市ホームページでご確認ください。

※令和8年度予算案によるものであり、状況によって変更となる可能性があります。

【問合せ先】

北九州市 環境局 産業廃棄物対策課 TEL 093-582-2177 FAX 093-582-2196

3 再エネ 100% 北九州モデル普及推進補助金

北九州市では 2050 年の脱炭素社会の実現に向けて、2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガスを 47%以上削減する目標を掲げています。この目標の達成に向け、国の財政支援のもと、「再エネ 100% 北九州モデル」を活用した第三者所有方式での太陽光発電設備等の導入を進めています。同モデルを普及することで市内企業の脱炭素経営の推進を通じた「環境と経済の好循環」の実現を目指します。

補助対象機器	太陽光発電設備	高効率空調設備
補助要件	①設置する機器は第三者所有方式によること ②機器の設置により CO ₂ 排出が削減できること ③申請者は、機器を所有する第三者であること	
補助率	5 万円 /kw	1 / 3 以内

※いずれも導入の初期費用部分を補助の対象とし、サービス期間中の維持管理費用等は対象外とします。

※上記の内容は全て令和8年度の予算成立を前提としており、状況によって変更となる可能性があります。

【問合せ先】

北九州市 環境局 再生可能エネルギー導入推進課 TEL 093-582-2238

4 環境未来ビジネス創出助成制度

循環型社会、脱炭素社会の実現に向け、新規性、独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の研究及びビジネス創出に対して研究費等を助成します。

👉詳しくは P100

5 サステナブル環境ビジネス展開事業助成金

「SDGs 推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資する環境関連技術・製品の海外展開を目指す市内中小企業等を対象に、現地での実証試験および事業可能性調査（F S）に要する費用の一部を助成し、海外での事業展開を支援します。

👉詳しくは P122

6 リサイクルの事業化に向けた研究開発支援

福岡県における循環型社会の構築に寄与し、実用化が見込まれるリサイクル技術の開発及び社会システムの構築に関する共同研究を支援します。

👉詳しくは P102

【問合せ先】

(公財) 福岡県リサイクル総合研究事業化センター 研究開発課 TEL 093-695-3068 FAX 093-695-3066

7 国の脱炭素化事業補助等（一部掲載）

国では、脱炭素化に向けた取組を支援するために様々な補助事業を行っています。ここでは代表的な事業の概要（一部）を掲載しますが、詳細やその他の事業については、下記お問い合わせ先にご相談ください。

（1）脱炭素に関する補助金

①脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO₂ 化加速事業 (SHIFT 事業)

【事業目的】 中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO₂ 排出削減を図る。

【事業内容】 ①省 CO₂ 型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1 億円または 5 億円）

② DX 型 CO₂ 削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200 万円）

③工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）

②コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業

【事業目的】 温室効果の高い代替フロンの排出量削減のため、脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援する。

【事業内容】 ・脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業（補助率：原則 1/3）

国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

※令和 8 年度予算案によるものであり、状況によって変更となる可能性があります。

【問合せ先】

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 TEL 0570-028-341

◆詳細及びその他の事業は、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2026/>

(2) クリーンエネルギー自動車に関する補助金

① クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

【事業目的】 電気自動車等の導入費用を支援することで、産業競争力強化と二酸化炭素排出削減を図る。

【事業内容】 購入費用の一部補助（補助率：定額）

補助対象例：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、電動二輪

② クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

【事業目的】 電気自動車等の普及と表裏一体にある充電設備等の整備を全国各地で進める。

【事業内容】 電気自動車等の充電設備の購入費及び工事費や、V2H 充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助（補助率：定額、1/2 等）

詳細は、(一社)次世代自動車振興センターのホームページをご覧ください。

<https://www.cev-pc.or.jp/>

第5章 研究開発・技術開発

研究開発・技術開発に関する相談をしたい

1 ロボット・DX 推進センター

概要

「ロボット・DX 推進センター」は、地域企業の生産性向上や産業の高度化を図ることなどを目的として、地域企業のロボット導入やDX（IoTの導入や業務のデジタル化等からビジネスモデルの変革まで）推進をワンストップで支援する機関です。

「導入支援」、「操作体験」、「人材育成」等の取組みを通じてロボット導入やDX推進に意欲のある地域企業を総合的・一元的に伴走支援します。

また、地域企業と高等教育機関、金融機関等との連携を促進し、地域産業の高度化を目指します。

詳しくは P13~15

センターの取組み

ワンストップで支援

ロボット導入支援

DX推進支援

導入支援（無料相談、現場訪問、伴走支援） P14 参照

企業の生産性向上に向けた相談にワンストップで対応。
FAIS コーディネーターや市内企業などの専門家が無料で相談、現場訪問、導入検討・導入実施まで切れ目の無い伴走支援を実施
事例紹介や Sler 企業・大学等の紹介・連携など幅広くサポートします。

操作体験（ロボット・デジタル展示） P14 参照

ロボット、デジタル機器のデモ展示を実施。見て、触れ、操作することができます。
コーディネーターが丁寧に説明します。

集いの場、産学官金連携、情報発信 P14 参照

地域企業、Sler、大学、金融機関等の集いの場を創出
（地域企業のニーズや Sler、九工大のシーズの情報共有を促進）
交流会の実施や協力企業等によるセミナー・説明会も企画します。



DX 推進プラットフォーム・Sler ネットワーク P14, 15 参照

人材育成 P15 参照

複数階層向けスクール（経営層、管理者層、現場リーダー）、地元大学生の専門知識を活用したインターンシップなど、多様な人材育成メニューを用意し、中小企業を支援します。

導入補助金 P17 参照

産業用ロボット・デジタル化・DX に係る各種補助金を準備
企業のロボット導入・DX 推進の段階に応じたきめ細やかな支援を行います。
※研究開発補助も実施します。

【問合せ先】

ロボット・DX 推進センター

((公財)北九州産業学術推進機構 (FAIS))

〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北8-1 技術開発交流センター 1F

TEL 093-695-3077 FAX 093-695-3667

2 北九州工業高等専門学校 地域共同テクノセンター

北九州工業高等専門学校地域共同テクノセンターは、地域産業の振興、新製品開発を積極的に支援するために地場企業との連携をサポートします。

共同研究	本校の教職員と企業等の研究者が在職のままで、共通の課題について共同で研究を進めます。
受託研究	企業等から委託を受け、企業等に代わって本校の教員が研究を行います。
技術相談	技術相談部門で受け付けます。また、技術者の再教育や研修を行います。
施設利用	本校が所有する加工設備を利用できます。

【問合せ先】

北九州工業高等専門学校 地域共同テクノセンター（総務課 研究企画係）

〒802-0985 北九州市小倉南区志井5-20-1

TEL 093-964-7216 FAX 093-964-7214 URL <https://www.kct.ac.jp>

3 公立大学法人北九州市立大学 企業相談窓口

北九州市立大学では、地域の企業からの技術相談や経営相談に対応しており、理系・文系を問わず幅広く大学の研究成果を地域へ還元し、地域の産業を支援します。

技術相談	環境技術研究所等が相談に対応します。
経営相談	地域戦略研究所等が相談に対応します。
研究開発	技術相談から共同研究課題を発掘して、実りのある産学連携を実現します。
施設利用	大学の豊富な計測・分析機器および加工設備が利用できます。
情報提供	大学独自のネットワークを活用したセミナー等により、新しい視点を発信します。

【問合せ先】

公立大学法人北九州市立大学 企画管理課 企画・研究支援係
 〒808-0135 北九州市若松区ひびきの1-1 TEL 093-695-3311 FAX 093-695-3368
 E-mail: kikaku@kitakyu-u.ac.jp

4 国立大学法人九州工業大学 未来思考実証センター・産学イノベーションセンター

国立大学法人九州工業大学では社会変革の中でも柔軟に学び続けることができる人材育成の輩出、イノベーション創出により地域・社会と積極的に関わる大学を目指しています。さらに未来思考実証センター・産学イノベーションセンターでは「スタートアップ創出」「社会実装」を意識した研究支援に注力し、地域に開かれた産学連携の共創拠点として地域社会に寄与する事を目指しています。

研究強化と 人材育成	研究強化	大学の研究活動の調査・分析・評価・広報について支援し、研究連携プロジェクトの企画・立案を行うことにより、研究能力の強化と特徴的な研究活動の先鋭化等の実現に寄与しています。
	人材育成	理工系女子学生の育成や卒業生・在学生間の交流促進、社会人向けのリカレント・リスキル教育推進、さらには小中高・大学・社会の一貫したプラットフォーム構築を目指したプログラム等を展開しています。
ベンチャー創 出と技術移転	ベンチャー関連支援	教員や学生による起業など新事業の創造に向けた取り組みを推進するべく、外部資金獲得や大学発ベンチャーの支援等を行っています。
	技術移転	本学が生み出した特許のライセンスに関する相談や契約手続き等を支援しています。
産学連携支援	情報発信	HP、メルマガ、出展事業等で各種セミナーやシンポジウム、技術シーズ等の情報発信をしています。
	産学官交流	KyuTech コラボ（有料会員制度）において、学内共創施設を利用した学生との交流イベントやインターンシップ型アルバイト事業の実施等の有益な情報提供を実施しています。
	技術相談	企業の皆さまからの技術課題のご相談を受け付けております。
	共同研究等の組成支援	企業と本学の研究者の共同研究・受託研究等のコーディネートをします。

【問合せ先】

国立大学法人九州工業大学 未来思考実証センター・産学イノベーションセンター
 〒804-8550 北九州市戸畑区仙水町1-1 TEL 093-884-3485
 ◆その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。
<https://www.ccr.kyutech.ac.jp/>

5 福岡県工業技術センター

福岡県工業技術センターは、ものづくり中小企業に最も身近で現場の技術的課題に精通した公的支援機関として、企業の皆様の新技術・新製品開発や生産性向上の取り組みの支援を行います。

〈技術支援研究機関〉

機械電子研究所	金属系材料及び機械・電子関連技術の研究・相談 所在地 北九州市八幡西区則松 3-6-1 TEL 093-691-0231 (技術総合支援室)
化学繊維研究所	繊維及び有機・無機材料関連技術の研究・相談 所在地 筑紫野市上古賀 3-2-1 TEL 092-925-7402 (技術総合支援室)
生物食品研究所	食品及びバイオテクノロジー関連技術の研究・相談 所在地 久留米市合川町 1465-5 TEL 0942-30-6213 (技術総合支援室)
インテリア研究所	生活・住環境関連技術の研究・相談 所在地 大川市上巻 405-3 TEL 0944-86-3259 (技術総合支援室)

〈事業（支援内容）〉それぞれの研究機関が各専門分野で次の事業を行います。

研究開発	『デジタル技術の積極活用』、『カーボンニュートラルへの対応』、『ものづくり基盤技術の高度化』が柱の研究開発を行います。主に県内企業等の皆様が当センターの技術シーズ等を活用して研究・製品開発を行えるように、「受託研究」及び「共同研究」の制度を設けています。
人材育成	生産現場のものづくりを担う人材や新たな技術を開発する人材の育成を目指し、関連団体等とも連携して、年間90件以上のセミナーや講習会、研修などを行います。 例：デジタル化推進人材育成講座、くるめゴム技術講座、酒造技術者育成講座、デザインブラッシュアップ講座等
技術相談・試験分析	企業の抱える課題やニーズを把握し、試験分析を行う、あるいは研究開発や人材育成へ展開するなどきめ細やかな支援を行います。令和6年度からは オンライン技術相談 も開始しました。
交流・連携	研究会活動の運営や産学官連携活動への参画等により企業や産業支援機関、研究機関等と連携を行います。 例：福岡県工業技術センタークラブ、金属粉末造形技術研究会、福岡レーザ加工研究会
情報発信	ホームページ、刊行物、福岡県工業技術情報メールマガジン等により、研究開発成果やセンター活用事例、センター保有技術、保有機器、セミナー等の情報発信を行います。令和6年度からは 工業技術センター動画見学サイト 新設を行いました。



HP へアクセス



メルマガ登録ページへアクセス



動画見学サイトへアクセス

【問合せ先】

福岡県工業技術センター 企画管理部

〒 818-8540 筑紫野市上古賀 3-2-1 TEL 092-925-5977 FAX 092-925-7724

URL <https://www.fitc.pref.fukuoka.jp> / E-mail joho@fitc.pref.fukuoka.jp

研究開発・技術開発に関する助成金

1 環境未来ビジネス創出助成事業

循環型社会、脱炭素社会の実現に向け、新規性、独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の研究及びビジネス創出に対して研究費等を助成します。

<対象分野及び対象者>

	社会実装	実証研究	F S
対象	環境ビジネスの創出に向けた研究成果等の早期事業化に向けた取組	廃棄物処理・リサイクル技術、環境保全技術、環境に配慮した製品開発技術、新エネルギー・省エネルギー技術等の研究開発	<ul style="list-style-type: none"> 社会実装、実証研究を行う前段階としての技術的内容、市場性及び経済性等の調査・研究 環境産業の展開において重要となる原材料の確保や物品の流通等に関する調査・研究
対象者	市内で社会実装を行う者	市内で実証研究を行う者	市内企業又は市内企業と共同で研究を行う者

<助成金額>

	社会実装	実証研究	F S
市内中小企業者 ^{*1} が中心となって実施する場合	対象経費の2/3		
上記以外の場合	対象経費の1/2		
限度額 (1年度当たり)	500万円	500万円	200万円
助成期間 (対1テーマ)	最長2年間 ^{*2}	最長3年間 ^{*2}	原則1年

※1：中小企業基本法で定める中小企業者で、市内に事務所、事業所（研究施設を含む）を有する者。

ただし、大企業（中小企業者以外）が単独で当該中小企業の株式1/2以上を保有する場合を除く。

※2：複数年の研究等の場合も、毎年度申請・審査があり、次年度以降の採択・金額を保証するものではありません。

<助成の対象経費>

- ① 原材料費、消耗品費等、② 機械装置等の購入費、③ 機械装置等のリース料等、
- ④ 外注加工費等、⑤ 直接人件費（上限あり）、⑥ 外部講師等技術指導費、
- ⑦ 工業所有権の導入経費、⑧ 調査費、旅費等、⑨ その他市長が認める経費

<募集期間>（予定）

令和8年4月中旬～令和8年5月中旬

※上記の内容は全て令和8年度の予算成立を前提としており、状況によって変更となる可能性があります。

【問合せ先】

北九州市 環境局 サーキュラーエコノミー推進課 TEL 093-582-2630 FAX 093-582-2196

2 研究開発プロジェクト支援事業

市内の企業等が行う技術の高度化や製品の実用化を目指す研究開発、国等の大型事業への展開が期待できる研究開発及び研究開発の成果に対する実証を行い、実証の成果をビジネスにつなげていくものに対して補助する制度です。

事業名	概要	対象者	補助額(上限)
研究開発・実証支援事業	実用化につながる可能性の高い研究開発、国等の大型事業への展開が期待できる研究開発や研究成果の実証に要する経費に対して補助金を交付 ・対象分野：全ての分野（下記宇宙関連機器、宇宙関連サービス以外） ※大学等との共同研究の場合は、審査時に加点	市内企業等	500万円 ※共同研究費は、補助額全体の1/2未満
宇宙関連機器新技術開発・実証支援事業、宇宙関連サービス（衛星データ含む）開発・実証支援事業	今後成長が見込まれる宇宙関連機器や宇宙関連サービスの開発・実証に要する経費に対して補助金を交付 ・対象分野 ①宇宙関連機器の新技術開発 ②衛星データを含む宇宙関連サービスの新技術開発 ③①②に係るこれまでの研究開発に対する実証（軌道上実証含む）	市内企業等	500万円

<補助率>

- ①中小企業者：補助対象経費の2/3以内
- ②設立5年未満のスタートアップ企業：補助対象経費の3/4以内
- ③中小企業者以外：補助対象経費の1/2以内

<補助対象経費>（消費税を含みません）

- ①物品費
- ②労務費
- ③その他経費
- ④共同研究費

<補助期間>

令和8年4月1日～令和9年2月28日

<募集期間>

令和8年4月3日（金）～令和8年5月8日（金）17時（必着）

事業の内容等詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.ksrp.or.jp/collaboration/grant/poject.html>

【問合せ先】


（公財）北九州産業学術推進機構 産学連携センター 産学連携部

TEL 093-695-3006 FAX 093-695-3018

3 リサイクルの事業化に向けた研究開発支援

(1) 共同研究

福岡県における循環型社会の構築に寄与し、実用化が見込まれるリサイクル技術の開発及び社会システムの構築に関する共同研究を支援します。

対象者	(1) 「産」「学」「官」「民」のうち異なる2者以上で構成された共同研究メンバー (2) 「産」の2者以上で構成された共同研究メンバー。ただし、構成企業又は団体が互いに資本・人事面において関連がないこと
助成額	研究会を入口として、外部資金事業の活用も含め、事業化に向けた最適なメニューで支援します。 【研究会】 目標：基本的な課題の解決⇒年間100万円程度 【共同研究プロジェクト】 目標：研究会での課題解決後、実用化や更なる課題解決⇒年間最大1,000万円 詳細は(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センターホームページをご覧ください。 https://www.recycle-ken.or.jp/ 
助成期間	【研究会】 …最長2年 【共同研究プロジェクト】 …原則2年以内
受付期間	【研究会】 …例年1月中旬～2月上旬 ※共同研究プロジェクトは研究会からのステップアップのため、公募はありません。

(2) ふくおか3Rメンバーズ

会員間のネットワークを拡大・強化し、異業種間交流の促進により、互いに連携して資源の消費抑制と循環利用に取り組み、循環型社会の形成に資する目的で、令和2年1月に設立。

令和8年3月現在、会員(法人、個人等)422者。

【活動内容】

3RやSDGsに係る国・企業等の最新情報の提供や、会員同士の交流会の開催等を通じて、3Rに係る新規事業の創出、共同研究やビジネスパートナー探しを支援します。

詳細は、3Rメンバーズのページをご覧ください。

(<https://www.recycle-ken.or.jp/memberships>)



【問合せ先】

(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター 研究開発課

TEL 093-695-3068 FAX 093-695-3066

4 新技術・新製品の研究開発に対する助成～キューテックによる助成制度

新技術・新製品等の研究開発に必要な試作費などの費用を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 九州（沖縄県除く）山口地域に本社がある中小企業（小規模企業者・個人事業者を含む） ② 原則として創業後10年以内または新技術・新製品等の研究開発取り組み後3年以内であること ③ 新技術、新製品等の研究開発および企業化*を実施しようとする具体的計画を持っているもの *製品化、商品化、事業化すること
助成対象	<p>現在の技術水準からみて新規性のあるもので、以下に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 産業経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すると認められる新技術、新製品等の研究開発（含むソフトウェア開発）に関するもの ② 上記①に関連する設備、部品、材料、原材料等の開発に準ずるもの
助成の額	1申請につき5百万円以内（交付金決定時前払い）
スケジュール	<p>令和8年度助成金の募集スケジュールは、令和8年4月頃の公開を予定しています。</p> <p>※詳細については、財団のホームページ（URL http://www.kyutec.or.jp）をご覧ください。</p>

【問合せ先】

（一財）ふくおかフィナンシャルグループ企業育成財団（通称キューテック）
（事務局：株式会社 FFG ベンチャービジネスパートナーズ）
TEL 092-723-2139 FAX 092-781-4210

第6章 分野別（商業・食品関連事業・建設業）

商店街に関する支援

1 北九州市の商店街に関する支援

シャッターヒラクプロジェクト

本事業は、「空き店舗で何かしたい」そこから応援する事業です。

商店街の特色や場所、事業化までに必要な人・支援機関とのつなぎ、専門家相談、事業計画作成の相談、補助金、アフターフォロー等、相談者の商店街への出店に伴走することにより、円滑な出店、商店街関係者等とのネットワークの構築を支援し、商店街の活性化を目指します。

事業計画を検討中の段階でも、お早目・お気軽にご相談ください。

※商店街空き店舗活用事業の利用を考えていない方でもお気軽にご相談ください。

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

2 福岡県の商店街に関する支援

(1) がんばる商店街若手人材育成支援事業

<概要>

商店街の次代を担う若手経営者を育成するため、市町村・商工団体と連携し、若手経営者グループによる地域の商店街振興に向けた活動を支援します。

<対象者>

商店街（複数商店街も可）の若手経営者グループ ※①～③を満たしているもの

- ① 商店街次世代リーダー育成事業の参加者が商店街で活躍していること
- ② 複数のやる気のある若手経営者がいること
- ③ 市町村や商工団体が積極的に商店街の支援に取り組んでいること

<内容>

商店街（複数商店街も可）の若手経営者グループが「新たな賑わいの創出」や「商店街を中心とした地域づくり」などの課題をテーマとして実施する勉強会や活動などを支援します。

- ・イベントの企画・運営に係る専門家派遣によるサポート
- ・勉強会実施に係る会場借り上げ料に対する助成
- ・デジタルを活用した広報経費に対する助成 など

※1グループあたりの助成額は50万円を上限とします。

【問合せ先】

福岡県中小企業団体中央会 商業流通課 TEL 092-622-8780 FAX 092-622-6884

（2）福岡県がんばる商店街応援事業

後継者不足、施設の老朽化、来街者の減少などの課題に直面している商店街に対し、その課題解決に向けた取組を支援します。

<支援対象>

商店街組織、商工会議所、商工会 等

<補助対象事業>

下記に該当する取組を支援します。

(1)商店街の地域力向上（ソフト事業）

後継者対策、タウンマネージャーを活用した商店街構想策定、空き店舗への新規開店の促進など、商店街の地域力向上に関する取組

(2)商店街の安全確保対策（ハード事業・ソフト事業）

老朽化した商店街共同施設の改修、アーケードの撤去（まちづくり計画等の一環として行うものに限る）、防犯カメラの設置、防火対策など、商店街の来街者増加につながる、安全確保対策に関する取組

(3)商店街の賑わい創出（ソフト事業）

集客イベントの開催、ホームページやPR動画の作成、インバウンド集客の取組など、商店街の賑わい創出に関する取組

<補助率等>

- ・補助率 : 1 / 3 以内（市町村補助と同額以内）
- ・補助限度額 : 500 万円

【問合せ先】

福岡県商工部中小企業振興局 中小企業経営支援課 TEL 092-643-3420 FAX 092-643-3427

3 国（独）中小企業基盤整備機構の商店街・まちづくりに関する支援（一部掲載）

（1）中心市街地・商店街等診断・サポート事業

【事業の目的】

中小機構では、中心市街地または商店街を中心としたエリアの発展と地域経済の活性化を図ることを目的に、「中心市街地・商店街等診断・サポート事業」を実施しています。

本事業は、「まちづくりオンライン相談」「巡回型支援」「パッケージ型支援」の3つの支援方法により、エリアの活性化を推進する組織並びに多様な組織が連携して実施する事業等について、専門家の助言等による支援を行うことで地域経済の循環と地域の持続的発展を図ることを目指しています。

なお、対応する専門家については中小機構が選定します。

①まちづくりオンライン相談

概要	エリアの活性化、商店街の活性化に向けて取り組む組織、またはこれから取り組もうとしている組織を対象に、オンラインにより無料で専門家に相談できます。 <受付期間>令和8年4月1日～令和9年2月26日 <支援期間>令和8年4月中旬～令和9年3月12日
支援対象	中心市街地・商店街等診断・サポート事業の目的を理解し、地域課題の解決やエリア価値の向上及び商店街の活性化に取り組む以下の組織 ※オンライン環境（ZoomまたはMicrosoft Teams）があること ・地域支援機関（商工会・商工会議所など） ・地域活性化に取り組む商店街組織やまちづくり会社等・中心市街地活性化協議会 ・認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者（中心市街地活性化法第7条第9項、第42条）
利用回数	年間合計3回以内（1回あたり最大2時間程度）

第6章 分野別（商業・食品関連事業・建設業）

②巡回型支援

概要	地域における課題の解決やエリアの活性化に向けた具体的な取り組みに対して、専門家が現地訪問やヒアリング等を通じたアドバイスを無料で行います。 ＜受付期間＞令和8年4月1日～令和9年2月26日 ＜支援期間＞令和8年4月中旬～令和9年3月12日
支援対象	中心市街地・商店街等診断・サポート事業の目的を理解し、地域課題の解決やエリアの活性化に向けて取り組む以下の組織 ・地域支援機関（商工会・商工会議所など） ・地域活性化に取り組む商店街組織やまちづくり会社等・中心市街地活性化協議会 ・認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者 （中心市街地活性化法第7条第9項、第42条）
訪問回数	年間合計3回以内

③パッケージ型支援

概要	地域における課題の解決やエリアの活性化に向けた具体的な取り組みに対して、複数の専門家で構成するプロジェクトチームによる面的伴走支援を無料で行います。 ＜受付期間＞令和8年4月1日～令和8年6月5日正午 ※本事業は、外部有識者による審査委員会により採択地域を選考・決定します。採択地域は令和8年7月上旬ごろの決定を予定しております。
支援対象	中心市街地・商店街等診断・サポート事業の目的を理解し、地域課題の解決やエリアの活性化に向けて取り組む以下の組織 ・地域支援機関（商工会・商工会議所など） ・地域活性化に取り組む商店街組織やまちづくり会社等・中心市街地活性化協議会 ・認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者
支援期間	採択後～令和9年3月12日 ※継続審査の結果により、最長3事業年度まで継続して利用できます。

(2) 中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業

【事業の目的】

中心市街地の活性化に関して課題を持つ協議会等に対して、中心市街地活性化に関する知見・ノウハウを持つ専門家を派遣し、協議会の設立・運営や個別事業（基本計画掲載事業もしくは掲載が見込まれる事業）の計画・実行に対して助言を行います。

＜受付期間＞令和8年4月1日～令和9年2月26日

＜支援期間＞令和8年4月中旬～令和9年3月12日

支援対象	・中心市街地活性化協議会 ・中心市街地活性化法による中心市街地活性化協議会の組成を検討する者等 ・認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者
利用日数	年間合計10回以内の派遣 ※中心市街地活性化基本計画の認定地域：5回派遣/年度まで無料 ※その他地域：3回派遣/年度まで無料 ※無料期間を超える場合は1回の派遣につき17,500円（税込み）のご負担となります。

○詳細につきましては中小機構のHPをご確認ください。

https://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html



【問合せ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室 TEL 03-5470-1632
九州経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 092-482-5456

商店街に関する助成金等

1 北九州市の商店街に関する助成

商店街等（小売市場を含む）が取り組む、活性化に向けた研修・講習会の開催、イベント等の実施、共同施設の設置、空き店舗活用などの事業経費の一部を補助します。

(1) 商店街賑わいづくり支援事業

商店街や協議会等が実施する賑わいづくりのための事業について、経費の一部を補助します。

対象者	商店街等、協議会等（商店街等及び地域団体等で構成される連携体）
対象事業	商店街の活性化や魅力向上、地域コミュニティにおける賑わいの創出を図り、商店街等の振興に寄与することを目的とした事業
補助対象経費	広告宣伝費、報償費、会場関係費、事務費、工事費等
補助額	補助対象経費の1/2以内（限度額は50万円）

(2) 中小企業団体共同施設等設置補助

商店街などの中小企業団体が、共同施設や環境改善施設、防火関連設備、省エネ型照明設備を設置等する場合に、経費の一部を補助します。

区分	一般事業	モデル商店街支援事業	商店街防火関連設備設置事業	木造市場防火関連設備設置事業	商店街省エネ型照明設備設置事業	環境改善施設撤去事業
対象者	中小企業団体 (法人・任意団体)	商店街・市場 (法人)	商店街・市場 (法人・任意団体)	木造市場の 出店者団体	商店街・市場 (法人・任意団体)	商店街・市場 (法人・任意団体)
対象事業	共同店舗、共同会館、共同駐車場などの共同施設やアーケード、カラー舗装、街路灯などの環境改善施設	市が支援した計画に基づく共同施設等の設置事業のうち、市長が模範となると認めたもの	火災報知機、簡易自動消火装置などの防火関連設備（消防法で義務設置のものは除く）		街路灯などにLEDなどの省エネ型照明を設置する事業（光源のみの取替えも可）	アーケード、カラー舗装、街路灯などの環境改善施設の撤去事業（まちづくりに係る計画等に基づくものに限る。）
対象となる事業費	100万円以上の事業	1,000万円以上の事業	事業費の制限なし		100万円以上の事業	100万円以上の事業
補助対象経費	①設備費 ②工事費 など					
補助額	補助率 20% 2,000万円以内	補助率 30% 1億2,000万円以内	補助率 50% 500万円以内 県補助併用時 補助率 1/3	補助率 50% 設置店舗数 × 20万円以内 (最大 500万円) 県補助併用時 補助率 1/3	補助率 50% 500万円以内 県補助併用時 補助率 1/3	補助率 20% 2,000万円以内

※他の補助金と併用した場合は、補助率・限度額が変わる場合があります。詳しくはサービス産業政策課へお尋ねください。

第6章 分野別（商業・食品関連事業・建設業）

(3) 商店街活性化計画づくり支援事業

商店街の活性化に向けた個店の経営力強化や販促等の勉強会への専門家派遣、商店街の活性化基本計画の策定など、商店街等が自ら行う活性化の取組に対して、経費の一部を補助します。

区分	専門家派遣事業	商店街魅力アップ支援事業	商学連携商業活性化支援事業	戦略的地域商業活性化支援事業
対象者	商店街等(小売市場を含む、法人・任意団体)			
対象事業	商店街の活性化に向けた個店の経営力強化や販促等の講習会や勉強会	拠点開発や再開発などの事業の基本計画策定や事業実施環境調査など	大学等と連携・協働して行う、商店街の活性化に関する調査・分析、計画策定、実験事業など	地域団体と協働して計画作成から事業の実施までを行い、地域の活性化に寄与していく事業
補助対象経費	専門家派遣の経費は北九州市負担	①講師謝礼金・旅費 ②会場借上・設営費等 ③調査・分析費 ④委託費 ⑤事務費	①講師謝礼金・旅費 ③事業運営費 ⑤広告宣伝費	②会議に要する経費 ④委託費 ⑥報告書作成費
補助額	—	補助対象経費の1/2以内(限度額は500万円)	補助対象経費の2/3以内(限度額は100万円)	補助対象経費の2/3以内(限度額は200万円)

(4) 商店街空き店舗活用事業**開業支援事業**

商店街に賑わいや活力を生み出すことを目的として、商店街の空き店舗へ出店する方へ改装費の一部を補助する制度です。事業計画書等の審査により、補助の可否を決定します。

※補助の可否が決定される前に開業した場合は、補助対象者となれません。

補助の可否決定後、交付決定通知があるまで工事を行えません。

※火災や自然災害で被災された方の営業再開を支援する特例措置（災害復旧支援事業）もあります。

補助の対象	対象者	次のいずれかに該当する出店者 ①個人 ②中小企業者 ③社会福祉法人 ④特定非営利活動法人 ⑤一般社団法人・一般財団法人 ※市外に在住している方、又は市外に所在する法人等の場合は、一定の条件があります。
	対象業種	小売業とサービス業（飲食店を含む） ※小売業やサービス業であっても事務所等は対象となりません。 ※風営法の規制対象業種や社会通念上公序良俗に反する業種は対象となりません。
	対象となる空き店舗	商店街（市場を含む）にある空き店舗で、3ヶ月以上賃借されていない店舗（階数問わず） ※対象となる商店街の範囲は、サービス産業政策課へ確認してください。
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開業時の改装費の50% (限度額 通常枠が50万円、若者・女性応援枠が75万円) ※3年を経過するまでの間は、営業状況の報告や営業廃止の際の補助金返還が必要です。 	

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

(5) 商店街あつまる・つながる拠点づくり支援事業

各地区の中心に位置する商店街の機能を更に高めるため、市民や観光客の集う場所となって、新しい交流やアイデアが生まれることが期待できる拠点づくりを行う商店街等に対して、経費の一部を補助します。

対象者	商店街組合、商店街連合会、協議会等（商店街等を含む連携体）
補助対象経費	施設整備費（内外装工事費、設備工事費、付属設備・備品費等）
補助額	補助対象経費の2/3以内（限度額は500万円）

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

2 福岡県の商店街に関する助成

(1) 福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業

商工会議所、商工会や商店街がプレミアム付き地域商品券を発行する場合、プレミアムの一部及び発行に係る事務経費について補助金を交付します。

〈支援対象〉

商工会議所、商工会及び商店街
（発行主体が商店街の場合、商工会議所または商工会を通じて交付）

〈補助対象事業〉

商品券発行事業、共通利用商品券発行事業、デジタル地域商品券発行事業

〈支援内容〉

【補助金額（①～③の合計額）】

- ①プレミアムの一部助成：商品券販売額の100分の10
（ただし、プレミアム率が20%未満の場合、商品券販売額の3/100）
- ②発行に係る事務経費：発行冊数に応じて定めた標準額を上限（補助率10/10）
※共通利用商品券発行事業の場合、標準額に20万円を加算
※デジタル地域商品券発行事業の場合、750万円が上限
- ③事務経費の特例
 - ・商品券の券面分けにより大型店制限を実施する場合、事務経費を嵩上げ
 - ・デジタル地域商品券の普及・啓発に関する取組を実施する場合、70万円を上限に助成（補助率10/10）
 - ・地域事業者のデジタル化を促進するため、デジタル地域商品券を活用した独自の集客策や売上向上策などの取り組みを実施する場合で、知事が認めるものについては、150万円を上限に助成（補助率10/10）

【補助対象となる発行規模】

商品券発行事業、共通利用商品券発行事業	販売金額	500万円以上
デジタル地域商品券発行事業	販売金額	1,000万円以上

【問合せ先】

福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課 TEL 092-643-3420 FAX 092-643-3427

小倉の繁華街エリアに関する支援

小倉の繁華街エリアにおいて、ビジネス客・観光客といった来街者や市民によるナイトタイムエコノミー（消費拡大・滞在時間延長）を推進するため、夜間の誘客が期待できるイベントの開催やエンターテインメント性の高い店舗の開業を検討している事業者等を対象に、その経費の一部を補助します。

繁華街エリアとは、小倉北区内の以下の住所を指します。

・鍛冶町 ・堺町 ・紺屋町 ・古船場町 ・米町 ・京町3丁目の一部 ・京町4丁目の一部

（1）繁華街エリア魅力向上・魅力発信支援補助金

小倉のまちを訪れる海外からの観光客等や普段繁華街を訪れる機会の少ない若者などを対象とする夜間の誘客が期待できるイベントや情報発信企画に対して、経費の一部を補助します。

対象者	繁華街エリア内に活動の拠点を有する法人又は団体
対象事業	繁華街エリア内に夜間の誘客が期待できるイベントやエリア内の魅力などの情報を発信する企画
補助対象経費	対象事業に係る経費（会場関係費、広告宣伝費、報償費 など）
補助額	補助対象経費の4/5（上限100万円） ※イベントの場合は、1年目…4/5、2年目…2/3、3年目…1/2 ただし、2回目以降の申請については補助金の交付を必ずしも保証するものではなく、毎年度、審査を行い、交付の可否を判断

※詳細については、下記までお問合せください。

（2）繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金

繁華街エリアにエンターテインメント性の高い店舗を開業したい、開業している店舗をより魅力的なものとしたいと考えている方（特に若者や女性）の夢を後押しするため、開業にかかる経費の一部を補助します。

補助の対象	対象者	次のいずれかに該当する出店者 ・繁華街エリア内に新規出店を行う個人・事業者等 ・繁華街エリア内で既に開業している店舗でリニューアル（新サービス・新業態への変更を伴うもの）を検討している個人・事業者等
	対象事業	小売業サービス業（飲食店含む）で次の要件を全て満たす事業 ・繁華街エリアへの出店を行う事業であること。 ・小売業又はサービス業に属する事業であること。 ・1日の営業において、18時～24時までの時間帯で最低3時間以上営業すること。 ・リニューアルにおいては、サービス内容の変更・追加や事業規模の拡大を図るための店舗改装等を行うことで更なる誘客が期待できる内容が計画されていること。
補助内容		開業時又はリニューアル時に係る改装費や備品費の1/2（限度額75万円） ※3年を経過するまでの間は、営業状況の報告や営業廃止の際の補助金の返還が必要です。

※詳細については、下記までお問合せください。

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

食品関連事業者に対する支援

北九州市内の農林水産品の生産者や食品製造業者による商品開発や販路開拓などを支援します。

1 食ビジネスの市役所ワンストップ窓口

食事業者が「食」に関する市役所への問い合わせをワンストップで行える総合窓口を新設します。事業者間のマッチング相談や市の事業・イベントに関する問い合わせ等について、市の担当部署への取次ぎや情報提供を行います。

2 食品製造業等の販路開拓支援

食品製造業等の販路開拓を支援することにより、市内中小企業の成長と地域経済の振興を図ります。

3 農商工連携の推進

農林漁業者と商工業者等が連携した新しい商品やサービスの開発・提供、販路拡大などの取り組みの創出に寄与するため、異業種とのマッチングによる農商工連携の機会創出や事業化の支援などを行います。

4 地産地消の推進

海の幸、山の幸を愛する地産地消を推進するため、地元農林水産品等を紹介したホームページ等を利用し、生産者、消費者、飲食・販売店、加工製造の各サポーターへ情報提供を行います。

(地元いちばんホームページ)

(地元いちばんロゴ)



地元いちばんホームページURL <https://www.jimoto1ban.jp>

【問合せ先】


- 1・2：北九州市 産業経済局 サービス産業政策課
TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566
- 3・4：北九州市 産業経済局 農林課
TEL 093-582-2078 FAX 093-582-1202

建設業に関する相談をしたい

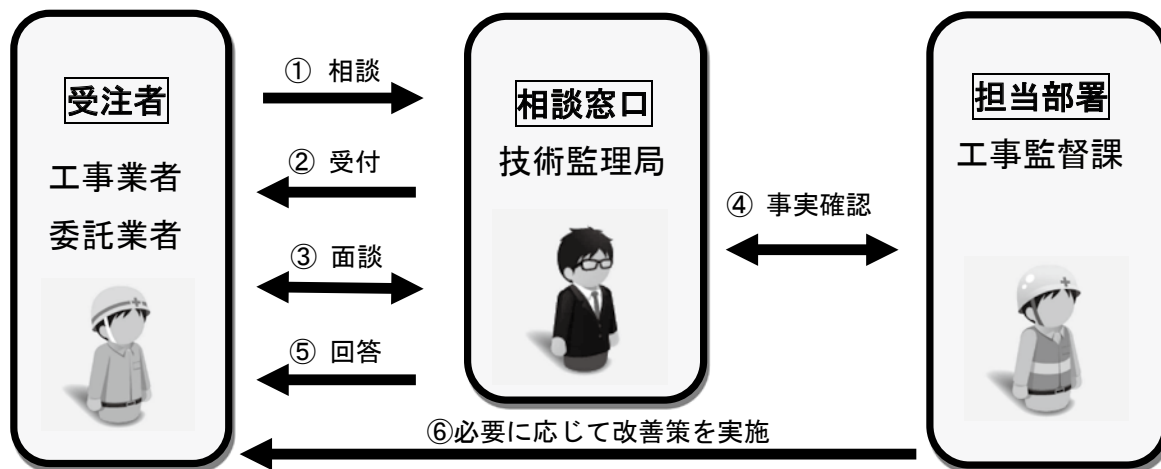
受注者安心サポートステーション

～北九州市公共工事及び業務委託の円滑な推進に向けた相談窓口～

公共工事を実施するにあたり、受注者の皆様が市の工事担当部署と協議を行っても解決が図れない事案について、技術監理局に相談窓口を設けることで、公平・公正な視点で受発注者間の問題解決を図るものです。

相談対象	市発注工事（業務委託）を受注している元請け会社
相談内容	市担当部署と協議を行っても解決が図れないもののうち、以下に該当するもの ①監督に関するもの ②検査に関するもの ③積算・単価などの基準に関するもの ④設計変更に関するもの など ※ただし、工事（委託）成績については、従前の要領により受け付けます。
相談窓口	北九州市技術監理局技術企画課
相談方法	北九州市ホームページ電子申請 <input type="text" value="受注者安心"/> <input type="button" value="検索"/>  市トップページ > ビジネス・産業 > 公共工事 > 公共工事（検査・積算・インフラDX等）> 公共工事の適正な執行 > 「受注者安心サポートステーション」の設置について ※電子申請で相談を受け付け後、正確な情報を把握するため、面談を行います。
受付時間	365日24時間受付可能（※できるだけ速やかに窓口側からご連絡いたします）
秘密厳守	①相談者の氏名など秘密の保持は徹底します。 ②相談することで受注者側が不利益を被ることはありません。 ③匿名の場合は回答できませんが、再発防止に向けた情報ストックとさせていただきます。
除外項目	特定の企業や個人を誹謗・中傷するものは受け付けません。

相談～解決までの流れ



【問合せ先】

北九州市 技術監理局 技術企画課 TEL 093-582-2043

E-mail gi-kikaku@city.kitakyushu.lg.jp

建設業に関する支援

1 建設業の魅力を伝える若者向け情報サイト 「ケンセツ男子・ケンセツ女子」

建設業のイメージアップを図り、新たな人材確保につなげることを目的に、北九州市の建設業の現場で活躍する若者や女性の姿を紹介する専用サイトです。

建設業の現場で輝く貴社自慢の「ケンセツ男子・ケンセツ女子」をご紹介します（随時募集中）。プロのカメラマンとライターが貴社に取材に伺います。応募条件や募集方法などは下記のサイトからご確認ください。

URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kensetsu-danshi-jyoshi/>



【問合せ先】

北九州市 技術監理局 技術企画課

TEL 093-582-2043 メールアドレス gi-kikaku@city.kitakyushu.lg.jp

2 建設産業の Job ポータル「建設現場へGO！」

「建設現場へGO！」は、全国の総合建設業団体、専門工事業団体等で組織される「建設産業人材確保・育成推進協議会（事務局：（一財）建設業振興基金）」が運営する、建設産業の担い手確保・育成に関する総合ポータルサイトです。

各団体等が実施するイベントやセミナーの情報のほか、仕事の魅力・やりがいを伝える動画やマンガなど、幅広い情報を紹介しています。

（主な内容）

- **建設業で働くための18歳のハローワーク**
～建設産業へ就職を目指す方を対象に、建設産業の仕事をご紹介します～
- **建設会社へGO！企業マップ**
～建設産業への若年者の入職促進、人材の確保・育成・定着などを推進する優良建設企業をご紹介します～
※企業掲載のお申し込みも受け付けております（審査有、掲載無料）
- **建設業職種メーカー**
～8つの質問に答えて、楽しみながら建設業の職種を知ろう！～

【URL】 <https://genba-go.jp>

3 「建設産業ガイドブック」

「建設産業ガイドブック」は、建設産業の魅力や役割をはじめ、土木・建築工事の仕事の内容について、写真やイラスト等で分かりやすく紹介しています。また、それぞれの工事について、工程（作業）順に携わる工事業を紹介するとともに、各工事業については、仕事内容や関連する資格なども紹介しています。

【URL】 <https://genba-go.jp/download/>

建設業に関するセミナー

(公財) 福岡県建設技術情報センターによる研修

公共事業に携わる建設技術者へ向けて、技術力及び知識の向上を目的とした研修を実施します。

【令和8年度建設業従事者研修】

コース	研修名	研修目的	回数	定員
専門	土木の基礎	土木工事における基礎的な知識を学びます。	1	30
	地盤を知って得をしよう	地盤の調査と評価に関する知識を学びます。	1	30
	コンクリート	コンクリートに関する知識を学びます。	1	30
	i-Construction (ICT 活用工事)	i-Construction (ICT 活用工事) の概要について学びます。	1	30
	i-Construction (ICT 建設機器体験)	i-Construction (ICT 活用工事) に関する ICT 建設機器操作を体験し、現場で有用な知識を学びます。	1	20
	福岡県発注工事における行政手続き	福岡県発注工事に関連する行政手続きについて学びます。	1	30
	橋梁点検	橋梁メンテナンスにおける点検・診断に関する知識を学びます。	1	30
	橋梁補修設計	橋梁の補修設計に関する基礎的な知識を学びます。	1	30
	流域治水・環境	流域治水・環境に関する知識を学びます。	1	30
	インフラメンテ DX	デジタル技術を活用した先進的インフラメンテナンスに関する知識、事例を学ぶ。	1	30
	インフラ DX (生成 AI)	インフラ分野における DX 技術、特に生成 AI に関する知識や活用等について学びます。	1	30
I T	3次元・CIM	3次元データの作成、3次元データを活用した施工管理、CIMに関する知識を習得する。	2	30

※その他の講習会等も実施いたします。詳細はホームページをご参照ください。

【実施会場】福岡県建設技術情報センター（福岡県糟屋郡篠栗町田中3丁目10番20号）

【開催日・申込方法】ホームページ（<http://fcti.jp/>）をご参照ください。

【問合せ先】

(公財)福岡県建設技術情報センター 試験研究課 調査研修係 TEL 092-947-2643 FAX 092-947-2504
メールアドレス:kensyu@fcti.jp URL:http://fcti.jp/

建設業に関する助成金等（人材育成）

人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース・建設労働者技能実習コース）

（内容は変更される場合がありますので詳細は申請先までお問い合わせください。）

建設事業主に対する雇用に関する助成金です。利用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については申請先までお問い合わせください。

名 称	概 要	対象労働者	助成内容	申請先
人材開発支援助成金 （建設労働者認定訓練コース）	職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主等または雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成	雇用保険の被保険者	【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6 【賃金助成】 1人あたり日額 3,800円 （賃金向上助成・資格等手当助成） 1人あたり日額 1,000円	福岡労働局 福岡助成金センター TEL 092-411-4701
人材開発支援助成金 （建設労働者技能実習コース）	建設労働者に技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成		【経費助成（建設事業主）】 （20人以下の中小建設事業主） 支給対象費用の3/4 （21人以上の中小建設事業主） 35歳未満 支給対象費用の7/10 35歳以上 支給対象費用の9/20 （中小建設事業主以外の建設事業主） 支給対象費用の3/5 ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る （賃金向上助成・資格等手当助成） 支給対象費用の3/20 【経費助成（建設事業主団体）】 （中小建設事業主団体） 支給対象費用の4/5 （中小建設事業主団体以外の建設事業主団体） 支給対象費用の2/3 ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【賃金助成（建設事業主）】 （20人以下の中小建設事業主）8,550円（9,405円） （21人以上の中小建設事業主）7,600円（8,360円） ※（ ）内は建設キャリアアップシステム情報登録者の場合 【賃金向上助成・資格等手当助成】 （20人以下の中小建設事業主）1人あたり日額 2,000円 （21人以上の中小建設事業主）1人あたり日額 1,750円	

※各制度（コース）には支給上限があります。

その他のコースについては P60 へ

【問合せ先】

福岡労働局 福岡助成金センター TEL 092-411-4701

建築業に関する助成金等（改修や除却工事）

1 北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業

耐震性の不足する住宅・建築物（昭和56年5月以前建築）の耐震補強工事や除却工事、道路に面した危険なブロック塀等の除却工事を行う場合、費用の一部を補助します。

項目	木造住宅の場合	マンションの場合		特定建築物の場合	ブロック塀等除却
対象者	建物の所有者等	マンションの管理組合、建物の所有者等		建物の所有者等	塀の所有者等
対象建物	【木造住宅】 ・地階を除く階数2以下の住宅 ・耐震診断の結果、上部構造評点 ≥ 1.0 未満のものを1.0以上に補強するもの 【省エネ改修工事】 ・耐震改修工事と併せて行うものに限る 【除却工事】 ・地階を除く階数2以下の住宅 ・耐震診断の結果、上部構造評点 ≥ 1.0 未満のもの ・申請時に補助対象住宅に居住していること ・耐震性のある住宅等を確保した上で除却を行うもの	・延べ面積が1,000㎡以上かつ地階を除く階数が3階以上の耐火建築物、準耐火建築物 ・耐震診断の結果、 I_s 値が0.6未満のものを0.6以上に補強するもの		・建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物。（ただし、賃貸マンション、市の認可保育所、大規模な事業者が所有する工場を除く。また、補助対象は法律で定める規模のうち階数の制限は設けない。） ・耐震診断の結果、 I_s 値が0.6未満のものを0.6以上に補強するもの	道路に面し、危険と判断されるブロック塀等（コンクリートブロック造、石造、れんが等による組積造の塀）で、道路面から1m（擁壁高さを含む）以上の高さを有する塀を除却するもの
補助額	【木造住宅】 耐震改修工事費（耐震改修工事監理費含む） 工事費の4/5（住宅1戸につき115万6千円を上限） ※事業年度内に耐震改修工事まで完了すること ※木造住宅の耐震診断については、耐震診断アドバイザー派遣制度では自己負担6,000円（耐震診断のみ3,000円）、北九州市耐震推進協議会では自己負担3,000円で可能。 【省エネ改修工事】 ・工事費の1/4（耐震改修工事と併せて行う住宅1戸につき25万円を上限） 【除却工事】 ・工事費の23%（住宅1戸につき30万円（※所有者が70歳以上の場合50万円）を上限、R8～10年度限定）	分譲マンション (1)耐震診断費 診断経費の2/3、もしくは面積による限度額の2/3のいずれか低い額（1棟200万円に住宅1戸につき3万円加えた額を上限） (2)耐震設計費・耐震改修工事監理費 経費の2/3（住宅1戸につき50万円を上限） (3)耐震改修工事費 耐震改修工事費の1/3、もしくは、面積による限度額の1/3のいずれか低い額（住宅1戸につき50万円を上限。ただし上記(2)の補助金を受けている場合はその額を控除した額）	賃貸マンション (1)耐震診断費 診断経費の2/3、もしくは面積による限度額の2/3のいずれか低い額（1棟につき150万円を上限） (2)耐震設計費・耐震改修工事監理費 経費の2/3（住宅1戸につき30万円を上限） (3)耐震改修工事費 耐震改修工事費の1/3、もしくは、面積による限度額の1/3のいずれか低い額（住宅1戸につき30万円を上限。ただし上記(2)の補助金を受けている場合はその額を控除した額）	(1)耐震診断費 診断費用の2/3、もしくは面積による限度額の2/3のいずれか低い額（1棟につき150万円を上限）。 (2)耐震設計費・耐震改修工事監理費 経費の2/3（1棟につき1,200万円を上限） (3)耐震改修工事費 耐震改修工事費の23.0%、もしくは、面積による限度額の23.0%のいずれか低い額（1棟につき1,200万円を上限。なお、上記(2)の補助金を受けている場合はその額を控除した額）	基準額（10,000円/㎡）の1/2、もしくは除却費用の1/2のいずれか低い額（1敷地につき15万円を上限）

※補助金申請前に着手済のものは対象外

※補助対象費用は消費税及び地方消費税相当額を除く

【問合せ先】
 北九州市 都市戦略局 建築指導課 TEL 093-582-2531 FAX 093-561-7525
《木造戸建て住宅の耐震診断》
 ・住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局
 生涯あんしん住宅 TEL 092-582-8061
 福岡県建築住宅センター TEL 092-781-5169
 ・北九州市耐震推進協議会 TEL 093-882-0033

2 北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等補助事業

既存建築物において、吹付けアスベスト等の分析調査や除去工事等（除去、封じ込め又は囲い込みの措置）を行う場合、費用の一部を補助します。

項目	内容
対象者	建物の所有者等
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> 分析調査事業：吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物 除去等事業：吹付けアスベスト等が施工されている建築物 ※解体を予定している建築物は対象外
対象費用	<ul style="list-style-type: none"> 分析調査事業：アスベストを含んでいる可能性のある吹付け建材の分析調査費用 除去等事業：アスベストを含んでいる吹付け建材の除去、封じ込め又は囲い込みの費用
補助額	<ul style="list-style-type: none"> 分析調査事業：25万円を上限とし、対象費用の10/10の額 除去等事業：120万円を上限とし、対象費用の2/3の額 (ただし、分析調査で補助金を受けた場合はその額を控除します。)

※補助金申請前に着手済のものは対象外

※補助対象費用は消費税及び地方消費税相当額を除く

【問合せ先】

北九州市 都市戦略局 建築指導課 TEL 093-582-2531 FAX 093-561-7525

3 すこやか住宅改造助成事業

介護を必要とする高齢者や障害のある人等が居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様に改造する場合に、その費用の全部又は一部を助成します。

この助成対象の改造工事を行う施工業者になるには、すこやか住宅に必要な知識や技術の習得のため研修を受講していただき、「すこやか住宅改造助成事業施工業者」として登録していただく必要があります。

対象工事	1. 介護保険の対象となる工事 2. 1. 以外の、玄関、廊下、階段、洗面所、浴室、便所、台所、居室など、介護を必要とする人が利用する部分に関する改造工事で、市が認めるもの				
対象者	北九州市の介護保険被保険者のうち、要介護または要支援の認定を受けた人、又は重度障害のある人等が居住する世帯で、生計中心者の前年所得税額が7万円以下の世帯				
助成額	30万円と実際の工事額を比較し、低い額に下表の助成率を乗じて得た額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>生活保護及び当年度分の市民税が非課税の世帯</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>前年の所得税額が7万円以下の世帯</td> <td>75%</td> </tr> </tbody> </table> ※原則として1住宅につき1回	生活保護及び当年度分の市民税が非課税の世帯	100%	前年の所得税額が7万円以下の世帯	75%
生活保護及び当年度分の市民税が非課税の世帯	100%				
前年の所得税額が7万円以下の世帯	75%				
給付手順	工事完了後に検査を行った後、事業者（施工業者）に支払う。				
施工業者になるには	すこやか住宅に必要な知識や技術の習得のため研修を受講していただき、「すこやか住宅改造助成事業施工業者」として登録していただく必要があります。 ※施工業者の条件については、北九州市すこやか住宅推進協議会へお問い合わせください。				

【問合せ先】

北九州市 保健福祉局 長寿社会対策課 TEL 093-582-2407 FAX 093-582-2095
(高齢者の住宅改造助成に関すること)

北九州市 保健福祉局 障害者支援課 TEL 093-582-2424 FAX 093-582-2425
(障害のある人の住宅改造助成に関すること)

北九州市 都市戦略局 住まい支援室 TEL 093-582-2288 FAX 093-582-2503 (研修等に関すること)

NPO 法人北九州市すこやか住宅推進協議会 TEL 093-563-5056 FAX 093-563-5057 (登録に関すること)

4 建設業に関する融資制度等

(1) 下請セーフティネット債務保証事業等

公共工事の請負代金債権を担保に、工事の出来高に応じた融資を受けることができます。

【問合せ先】

北九州市 技術監理局 契約制度課 TEL 093-582-2545 FAX 093-582-3113

(2) 下請債権保全支援事業

取引先（直接工事請負契約を締結している建設企業）の倒産等で、保有する工事請負代金債権が回収できない場合に備え、ファクタリング事業者が保証限度内で支払いを保証する国土交通省の制度です。

【問合せ先】

(一財) 建設業振興基金 金融支援課 TEL 03-5473-4575 FAX 03-5473-1593

➡ 建設業に関する融資制度について詳しくは P89

第7章 国際ビジネス

国際ビジネスに関する相談をしたい

1 北九州貿易・投資ワンストップセンター

北九州貿易・投資ワンストップサービスセンター（KTI センター）では、北九州市、ジェトロ北九州、（公社）北九州貿易協会が、それぞれの持ち味を生かしながら互いに連携し、国際ビジネスに関する情報の提供、海外取引に関する相談、国際ビジネス人材活用支援、助成制度による海外販路拡大支援など、地元企業の海外事業展開をサポートしています。

北九州貿易・投資ワンストップサービスセンター（KTI センター）
〒802-0001北九州市小倉北区浅野 3-8-1 AIMビル 8F
TEL 093-551-3605
URL <https://www.kti-center.jp/>
開館時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日・年末年始は除く）



2 貿易投資アドバイザー

国際ビジネスは、商習慣や言葉の違いなどからトラブルが発生することも少なくありません。経験豊富な「貿易投資アドバイザー」が海外取引に関する相談に応じます。

対象者	市内中小企業
内容 (相談事例)	<ul style="list-style-type: none"> ・海外から資機材・部品等を安く仕入れたい ・海外で委託生産ができないか ・自社の製品・技術を海外に売り込みたい ・相手国の商習慣がよくわからない ・海外企業の情報が欲しい ・海外企業との契約方法がむずかしい <p style="text-align: right;">など</p>
料金	無料
申込方法	日本貿易振興機構（ジェトロ）北九州貿易情報センターまでご連絡ください。 (TEL 093-541-6577 FAX 093-551-2685)

3 中国ビジネス支援

中国に「駐大連北九州市経済事務所」を設置し、本市企業の中国ビジネス支援、貿易・物流振興、対日投資促進等を行っています。

駐大連北九州市経済事務所	
中華人民共和国大連市西岗区中山路 147 号申貿大厦 21 楼 TEL +86-411-8360-7298 / FAX +86-411-8360-7138 担当地域：大連市を中心に中国全域	

4 貿易実務講座

初級編	貿易取引の流れを理解し、貿易実務についての基礎的な知識の習得を図る
中級編	輸出入貿易実務についての知識を習得し、輸出入に関する実務能力の向上を図る

5 ジェトロ海外展開支援策

ジェトロは、輸出や海外進出を考える日本企業に様々な支援策を提供しています。今回、その中からいくつかをご紹介します。

■貿易投資相談（無料）※再掲（P120）

海外でビジネスを展開する際に、様々な段階で発生する実務上の疑問点や貿易投資に関する各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお応えします。ジェトロの様々な支援策の中から皆さまに合ったサービスもご紹介します。

■海外ブリーフィングサービス（無料）

世界約70カ所の海外事務所の現地にて、現地一般経済事情やビジネス環境について、海外駐在員や専門アドバイザーが情報提供を行います。出張や商談などで現地を訪れる際は、ぜひご利用ください。

*ご訪問前のお申し込みが必要です。なお、ジェトロ・メンバーズ会員企業、ハンズオン支援企業、現地進出を検討している企業等に限り、ウェブを使って日本国内にいながら海外駐在員によるオンラインブリーフィングが利用いただけます。

■中小企業海外展開現地支援プラットフォーム（無料）

中小企業を対象に、日本からの進出・輸出、海外現地法人の運営に関する課題について、現地在住の専門家が現地でのネットワークと知見を活かし、①市場調査ミニレポートまたは面談による情報提供サービス、②現地パートナー・取引先企業のリストアップサービス、③商談アレンジ・現地協力機関等取次サービスを提供しています。幅広い分野・業種・国に対応していますので、まずは対応可否をご相談ください。

■海外展開専門家による伴走型支援（無料）

機械部品・設備や日用品、農林水産物・食品等のそれぞれの産業分野に精通した海外展開専門家が、中小企業の輸出・海外進出の成功に向けて伴走支援します。継続的な企業面談や国内外での商談同席を通じて、製品や会社の状況にあわせた海外展開の戦略作成、マーケット情報の収集や海外取引先開拓、契約締結など、企業の海外展開フェーズにあわせた支援を行います。

■高度外国人材専門家による伴走型支援（無料）

高度外国人材活躍推進の経験豊富な専門家が、人材戦略策定から採用、育成、定着までを一貫して支援します。ジェトロが年3回程度開催する留学生向けオンライン合同説明会や、高度外国人材新入社員向け合同研修の参加案内をはじめ、各種イベント・セミナーを優先的にご案内し、活用いただけます。

■見本市・展示会への出展支援および情報提供（無料・有料）

ジェトロが主催する見本市や展示会への出展を支援します。ジェトロが運営する共同ブースでは通常よりも安い出展料で出展でき、コストや手間の削減にもつながります。また、「J-messe（無料）」では、世界中の展示会情報を提供しています。「JETRO・J-messe」と検索し、ご利用ください。

■EC支援事業「Japan Street」（無料）

「Japan・Street」はジェトロが招待した海外バイヤー（海外に販路を持つ国内のバイヤーを含む）専用のオンラインカタログサイトです。6,800人以上の海外バイヤーが日本の商品を探しています。日本企業は、企業・商品情報と商品画像等を登録するだけで、世界中のバイヤーに商品を紹介できます。ご登録からバイヤーとの商談日程調整代行、通訳手配、商談同席など、すべて無料でジェトロが支援します。

*約11,000社の日本企業が登録済み（2026年1月時点）

■グローバル・アクセラレーション・ハブ（無料）

海外進出あるいは海外での資金調達を目指す日系スタートアップに対し、世界各国のスタートアップ・エコシステム先進地域において、現地有力アクセラレータ等と提携し、ブリーフィングやメンタリング、コワーキングスペースの提供等を無料で行います。

■貿易実務オンライン講座（有料）

「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているジェトロが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かりやすく学んで頂けるよう開発した講座です。業務上必要な貿易知識を体系的に身につけるため、あるいは国際的な人材を育成するための社員研修メニューとしてぜひご利用ください。

【問合せ先】

1	：北九州市産業経済局国際ビジネス戦略課	TEL 093-551-3605	FAX 093-551-3615
3,4	：（公社）北九州貿易協会	TEL 093-541-1969	FAX 093-522-5120
2,5	：日本貿易振興機構（ジェトロ）北九州貿易情報センター	TEL 093-541-6577	FAX 093-551-2685

国際ビジネスに関する助成金等

1 中小企業海外展開支援助成金

地域企業が海外展開に取り組みやすい環境を整えるため、下記事業にかかる経費の一部を助成します。対象者は、次の要件をすべて満たす方です。

- ① 中小企業基本法上の中小企業者であること（大企業からの出資金が50%を超える企業を除く）
- ② 市内に事務所又は事業所を有すること
- ③ 市税を滞納していないこと
- ④ 個別事前相談を行うこと



※詳細は KTI センター HP をご確認ください。 <https://www.kti-center.jp/>

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 国際ビジネス戦略課 TEL 093-582-2590 FAX 093-551-3615

2 サステナブル環境ビジネス展開事業助成金

「SDGs 推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資する環境関連技術・製品の海外展開を目指す市内中小企業等を対象に、現地での実証試験および事業可能性調査（F S）に要する費用の一部を助成し、海外での事業展開を支援します。

※サーキュラーエコノミー（循環型経済）とは、従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源の使用量の抑制やストックの有効活用を行うことで、付加価値を生み出す経済活動を指す。

<助成内容>

(1) 対象案件

環境への負荷低減に寄与し、「SDGs 推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資すると認められる環境関連技術・製品（大学ベンチャー等研究開発段階のものを含む）による、①現地ニーズに適合させるための実証試験、および②ビジネスモデル構築のための F S

(2) 助成対象者

海外で実証試験または F S を実施する「市内中小企業」、「市内中小企業と連携する市外中小企業」または「市内に事務所等を設置する中小企業※」

- 市内企業：北九州市内に事業所を有する企業
- 中小企業：会社法第二条第6項に規定する大会社に該当しない企業
- 市内中小企業と連携：市内中小企業と共同で事業を実施する、または市内中小企業の環境関連技術や製品を活用して事業を実施すること
- 市内に事務所等を設置：本助成事業の実施期間中、市内に事務所、事業所（研究施設を含む。）を置くこと

(3) 助成期間：1年以内（令和9年2月末まで）

(4) 助成金額：①実証 助成限度額 600万円（助成対象経費の1/2以内）

②F S 助成限度額 200万円（助成対象経費の1/2以内）

(5) 助成対象経費

土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、保守・改造修理費、人件費、消耗品費、旅費、外注費、諸経費

(6) 他事業における優遇措置の適用について

当助成事業は、外国人社員の方の在留資格「高度専門職」の取得を支援する「高度人材外国人受入促進事業」の対象です。

＜審査基準＞

北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱に定める「助成金の交付要件」を満たし、かつ適切な申請の手続きを行った申請者に対して、下記の審査基準により審査いたします。

- (1) 実施体制・・・事業実施体制が妥当か、また市外中小企業にあっては市内中小企業との連携が具体的か
 - (2) 施策の適合性・・・本市の環境施策に適合しているか
 - (3) 事業化の可能性・・・ビジネスモデルが明確で、早期の事業化が見込まれるか、
 - (4) 計画性・・・【実証】事業の実証場所が確保され、実証内容が具体的か
【F S】事業の想定国・地域や調査内容が具体的か
 - (5) 事業の優位性・・・事業展開における競争的優位性が見込まれるか
 - (6) 環境への負荷低減・・・温室効果ガス削減など環境への負荷低減貢献度が高いか
 - (7) 事業趣旨への適合性・・・「SDGs 推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資するか
 - (8) 地域社会への還元・・・将来的に市内経済への還元や地域の活性化に結びつくことが見込まれるか
- ※「北九州市脱炭素電力認定制度」に認定されている場合は、審査の際加点となります。

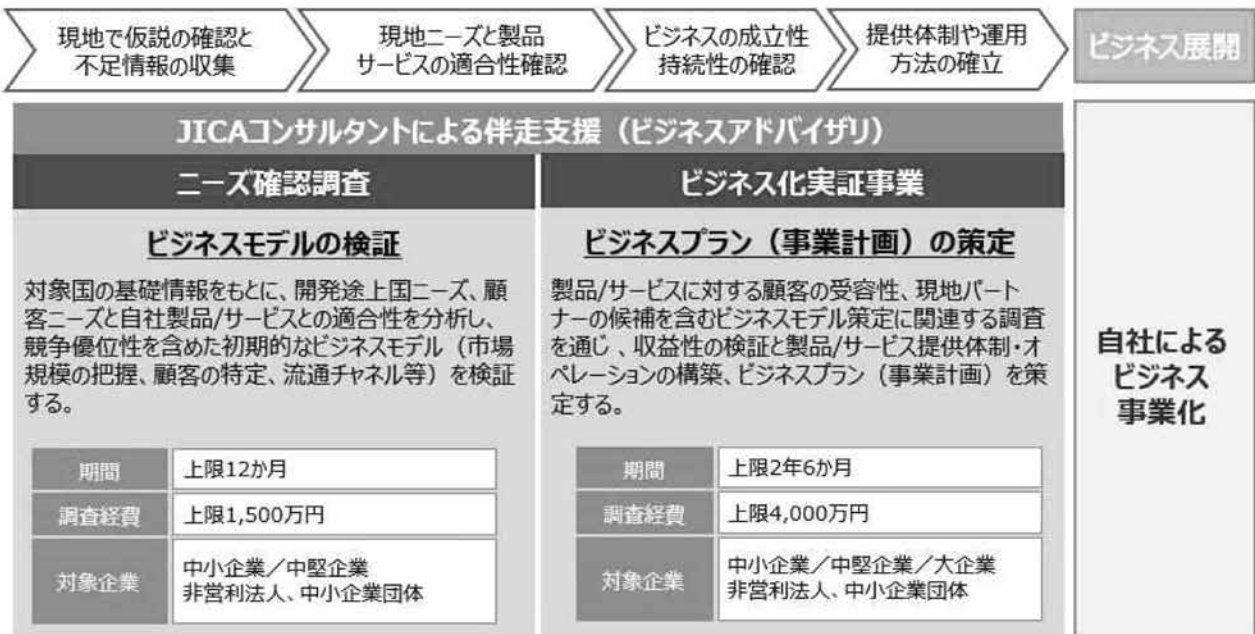
＜募集期間＞

令和8年4月13日（月）～5月22日（金）

【問合せ先】
 北九州市 環境局 環境国際戦略課（アジアカーボンニュートラルセンター）
 TEL 093-662-4020 FAX 093-662-4021

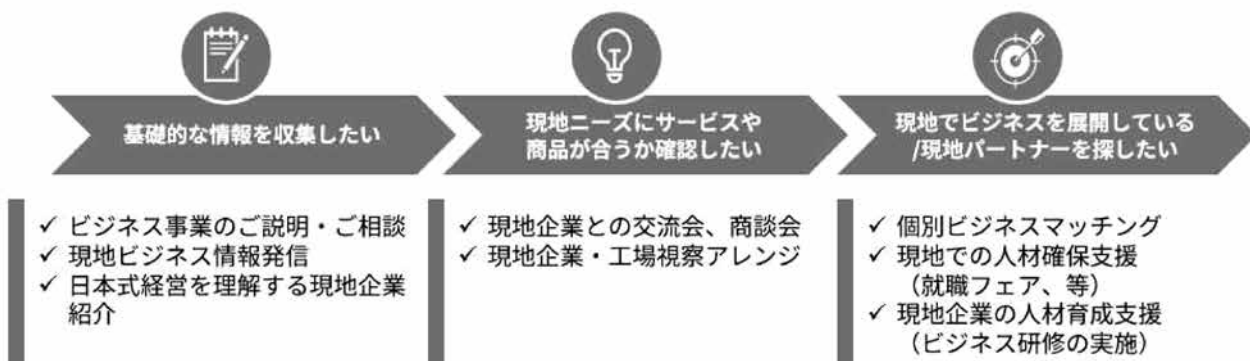
3 JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業（JICA Biz）

開発途上国の課題解決に資する製品・技術・サービスの海外ビジネス化を調査・実証の段階から後押しします。



4 JICA 日本センター事業

日本センターは東南アジア／東・中央アジア（ベトナム、モンゴル等）の8か国において、“日本と現地のビジネス人材・ネットワークの拠点”となることを目指し、日本企業の現地展開や交流を支援します。



※基本は有料サービスですが、一部無料サービスもあります。

5 JICA 留学生をインターンとして受入れ

海外進出を目指す企業、または既に海外展開しているビジネスを更に拡大することを目指す企業、および開発途上国に関心のある団体に途上国で行政官や研究者として活躍する JICA 留学生をインターンとして受入れていただいています。また、組織内の国際化のきっかけにもご活用いただいています。

【問合せ先】

(独)国際協力機構 (JICA) 九州センター企業連携課
TEL 093-671-6311 メールアドレス kictps1@jica.go.jp



第8章 事業承継

～ 市内中小企業の事業承継を応援します!! ～

中小企業においては、「経営者の高齢化」や「後継者不在」が大きな社会課題となっており、事業承継の必要性が高まっています。事業承継を進めるにあたっては、事業承継計画の策定、企業価値の算定や株価の評価、相続税対策など、様々な準備が必要です。

北九州市では関係機関と連携し、相談窓口の設置や助成金制度、具体的な後継者探し等、様々な支援を行っています。市ホームページで詳細を紹介していますので、ぜひご利用ください。



北九州市事業承継支援



事業承継や後継者探しに関する相談をしたい

1 北九州市事業承継相談窓口

北九州市では、国が設置する公的相談窓口である福岡県事業承継・引継ぎ支援センター※1（以下、県センター）の相談員が、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に無料で対応します。

また、具体的に後継者を探したい場合には、県センターと連携した後継者探しが可能です。

後継者問題は、将来を見据えて早期にご相談を！北九州市が充実したメニューでサポートします。

※1 128 ページ「福岡県事業承継・引継ぎ支援センター」を参照

後継者不在でお悩みの方

- 他の企業・事業者にも事業を譲渡したい
- 廃業も視野に入れているが、譲渡できる可能性があるなら検討したい
- M&Aに取り組む際の課題や自社株の評価について知りたい
- 承継先候補や後継者人材を紹介してほしい（県センターと連携したマッチングや、市が開設したマッチングサイトでの募集により、譲受先を探す支援を行います）
- M&A仲介業者へ依頼しようと思うが不安で、セカンドオピニオンとして助言が欲しい など

親族承継や従業員承継でお悩みの方

- 事業の引継ぎをスムーズに行うため、事業承継計画の策定をしたい
- 現在の経営者から後継者が事業を引継ぐために必要な手続きを知りたい
- ・後継者の教育に関すること ・関係者の理解を得ること ・株式や財産の分配 など

※オーナー経営者に限らず、事業を引継ぐ側のご親族や従業員の方からのご相談など、幅広いご相談を受け付けています。

開設日 毎月第2・第4水曜日 午後1時～5時

事前予約制

開設場所

北九州市中小企業支援センター（北九州市戸畑区中原新町2-1）
⇒【JRの場合】「JR九州工大前駅」（JR小倉駅から6分）から徒歩2分

無料
駐車場あり

予約方法

電話 又は オンライン
☎ 093-873-1430

オンライン予約はこちら▶▶▶



北九州市事業承継相談窓口



詳細は市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/10700355.html>

【問合せ先】

（公財）北九州産業学術推進機構（FAIS）北九州市中小企業支援センター TEL 093-873-1430

2 北九州市専用マッチングサイト掲載による後継者探し

北九州市では、北九州市専用の事業承継マッチングサイト『relay the local (リレイザローカル) 北九州市』を開設し、後継者不在でお悩みの事業者の後継者探しをサポートしています。

マッチングサイトで、これまで大切に育てられてきた事業者の『想い』や『魅力』をオープンネーム（公開）でPRすることにより、全国から後継者を募集します。

ご希望に沿った引継ぎ方が可能ですので、まずは北九州市までご相談ください。

※個人事業主等の小規模事業者の後継者探しに適しています。



北九州市事業承継マッチングサイト



後継者を募集しています

後継者募集案件を掲載中!



福岡県 店抜き物件



24時間以内に26人が閲覧しています



福岡県 店抜き物件

福岡県北九州市にある全面ガラス張りのダンス教室「北九州ES社交ダンス」が、場所を活用する...

福岡県 飲食店
創業45年。こだわりのソースが愛される北九州市の「お好み焼きさんさん」が屋号とレシピ...

福岡県北九州市の約500坪の大型水産加工工場を活用する方を募集!

詳細は市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/10700398.html>



北九州市のれん引継ぎプロジェクト



3 民間事業者との連携による優秀な経営人材の紹介

北九州市では、後継者不在でお悩みの企業経営者の後継者探しを支援するため、民間事業者と連携して、市内中小企業に対して優秀な経営人材を紹介しています。民間事業者が契約している優秀な経営人材（サーチャー）とご面談頂き、気の合う後継者に会社を事業承継することにより、企業の更なる成長・発展を目指すことができます。

第三者へ企業を託す場合、一般的にはM&Aという手法が主流ですが、本取組みは、企業と後継者人材をつなぐ新しい事業承継スキームとして注目されています。

詳しい説明をご希望の方は、まずは北九州市までご一報ください。

※一定規模以上の企業の後継者探しに適しています。

詳細は市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/10700377.html>




北九州市サーチファンド



【問合せ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

4 北九州商工会議所

所在地	小倉北区紺屋町 13-1 毎日西部会館 1F
支援内容	<p>●事業承継診断の実施 当会議所経営指導員が「事業承継診断シート」を用いて、事業承継に向けてどのような課題を解決すべきか診断させていただきます。</p> <p>●個別相談の実施 事業承継診断シートなどをもとに、内容に応じた専門相談をお受けしています。</p> <p>1. 定例窓口相談 福岡県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、専門相談員が中小企業・小規模事業者の後継者問題に関する相談に対応します。「承継先が決まってお円滑な事業承継をしたい方」「承継先は決まっていないが事業承継しようと考えている方」「事業承継するかどうか悩んでいる方」など、些細なお困りごとで構いませんので、ぜひご相談ください。</p> <p>【相談日時】原則、毎月第1・第3水曜日 13時～17時 【相談場所】北九州商工会議所2階 ※事前予約制</p> <p>2. 専門家派遣相談 内容に応じた専門家（税理士・弁護士・中小企業診断士など）を派遣し、事業承継に必要な計画づくりなどをサポートします。相談の行きやすい場所にて実施いたしますので、お申し付けください。</p> <p>●事業承継セミナーの実施（オンライン参加も可） 後継者問題でお悩みの方・事業承継の準備をしたい方を対象に、事業承継の基礎知識や承継先ごとの事前準備のポイントなどを解説します。参加費は無料、希望者は終了後に、個別相談もご利用頂けます。</p> <p>年に4回（5月・8月・11月・2月）いずれも13時～14時半で開催していますので、自社の後継者問題を次のステップに進めるきっかけとして、ぜひご参加ください。</p>  <p>（事業承継準備セミナーの様子）</p> <p>●譲受希望者（買い手）説明会の実施 M & Aによる事業の譲受（買収）を通じて事業の拡大・強化を目指す譲受希望者（買い手）を対象に、事業承継の全体像や買い手事業者登録までの流れ、福岡県事業承継・引継ぎ支援センターの支援内容について解説します。同センターに買い手事業者として登録し売り手の情報を受け取るためには、この説明会参加が必須です。参加費は無料、年に4回（6月・9月・12月・3月）開催しています。事業譲り受けの現状を知る機会としても、ぜひご活用ください。</p> <p>●大阪中小企業投資育成株式会社との連携支援 大阪中小企業投資育成株式会社と連携し、株式引受を通じた経営承継対策の支援を行っています。「次世代への経営承継が必要」「株主構成を定着化させて次世代へ引き継ぎたい」「開かれた会社作りを進めたい」「非同族化したい」「自己株式を処分したい」など、お困りごとがある方は、ぜひご相談ください。</p>

【問合せ先】

北九州商工会議所 専門相談センター TEL 093-541-0192 FAX 093-531-1759

5 福岡県事業承継・引継ぎ支援センター

福岡県事業承継・引継ぎ支援センターでは、後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者に対し事業承継計画の策定支援や譲渡・譲受を希望する事業者等とのマッチング支援（M&A等）を実施しています。既にお相手先が決まっている場合でも、承継までのご支援が可能です。

また、創業を目指す起業希望者と、後継者不在の会社や個人事業主を引き合わせ、事業引継ぎと創業を支援する「後継者人材バンク」を実施しています。

対象者	後継者問題を抱える 中小・小規模事業者 (譲渡希望事業者)	事業の譲受けを 希望する事業者 (譲受希望事業者)	事業承継により 創業を希望する個人 (後継者人材バンク)
窓 口	福岡県事業承継・引継ぎ支援センター 所在地：福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 福岡商工会議所ビル8F (TEL：092-441-6922) (FAX：092-441-6930)		
し相談の流れ	Step1 相談・登録	譲渡（売り）希望事業者様は、電話・FAX・メールにて相談予約をお願いいたします。 譲受（買い）希望事業者様・後継者人材バンクへの登録を希望される方は、センターホームページより、それぞれの登録説明会へご参加をお申込みください。 【必要な資料等】 ・会社登記簿謄本（法人のみ） ・決算書（個人事業者は確定申告書）（売手側 3期分・買手側 1期分） ・勘定科目内訳明細書（法人のみ）（売手側 3期分・買手側 1期分） ・税務申告書（法人のみ）（売手側 3期分・買手側 1期分） ・会社案内、パンフレット（譲渡希望事業者のみ） ・履歴書、職務経歴書（後継者人材バンク登録希望者のみ）	
	Step2 マッチング	データベースからの情報を基に、センターや登録民間支援機関等によるマッチング支援を行います。 ①センターによる支援（無料） ・登録事業者情報を無記名（ノンネーム）でメール配信によりご紹介いたします。案件毎にご応募いただき、マッチングを支援します。 ②登録民間支援機関等による支援（有料） ・登録民間支援機関やマッチングコーディネーターを活用した支援を行います。	
	Step3 面談・ 条件交渉	売手と買手の面談の結果、譲渡について大筋で合意できたときは「基本合意書」を締結の上、財務調査、事業所実態調査等を経て、引継ぎの時期、金銭面での条件など、双方の要望を調整します。	
	Step4 成約	交渉の結果、譲渡の合意に達した場合には、「譲渡契約書」の締結を経て事業の引継ぎが完了します。	

【問合せ先】

福岡県事業承継・引継ぎ支援センター TEL 092-441-6922 FAX 092-441-6930

事業承継・後継者に対する支援

アトツギベンチャー創出事業

北九州市では、市内中小企業の持続的な成長・発展に向けて、将来の経営を担い、新たなチャレンジに踏み出す意欲的な「アトツギ（後継者・後継予定者）」への伴走支援として、新規事業の創出や既存事業の見直し等の「家業の変革」やアトツギ同士のネットワーク構築、ピッチイベントへの出場を支援しています。

対象者	北九州市内に主たる事業所（本社、本店など）を有する中小企業のアトツギ（後継者・後継予定者）
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新事業開発講座・ワークショップ ・専門家による伴走支援 <p>採択企業のニーズに応じ、専門家をつけ、商品コンセプト相談やプランの壁打ち、外部専門家とのマッチングなどの伴走支援を展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アトツギ同士のコミュニティ構築支援 ・アトツギ甲子園などへの出場支援

※支援内容は予定です。

※公募時期はHP等でご案内します。

市ホームページ：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/10700394.html>



北九州市 アトツギ伴走支援



令和7年度「Bridge北九州」最終発表会の様子



アトツギ甲子園地方大会の支援者のピッチの様子

事業承継に関するセミナー

1 北九州市事業承継セミナー

北九州市では、事業承継に関心のある中小企業や小規模事業者の方々に対して、事業承継の基礎知識や実際の経験談等をテーマとしたセミナーを年間数回開催しています。

【参考】 令和7年度セミナー実績

	実施日	テーマ	内容
1	令和7年8月4日	“その後”を描く事業承継セミナー 一次の担い手にバトンを渡す方法	・オープンネームによる事業承継のご紹介 ・事業承継経験者（売手・買手）のトークセッション 等
2	令和7年12月3日	続けたい、残したい経営者の方へ 第三者承継という新しい選択肢	・オープンネームによる事業承継のご紹介 ・事業承継経験者（売手）のトークセッション 等
3	令和8年1月24日	事業承継でシゴトを探してみませんか？ (東京都内で開催)	・オープンネームによる事業承継のご紹介 ・UIJ ターンの実例紹介 等
4	令和8年2月18日	社長の想いを守り、事業と雇用を次 世代へつなぐ承継	・「サーチファンドを活用した事業承継」のご紹介 ・事業承継経験者（買手）のトークセッション 等

セミナーの開催日や内容等については、詳細が決定次第、市のホームページでお知らせいたしますので、ご確認ください。



市ホームページ：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/10700085.html>

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

2 株式会社北九州銀行 後継者不在先への事業承継支援

事業名	後継者不在先への事業承継支援
対象者	事業承継希望者・予定者
内容(予定)	年1回事業承継セミナーを開催し、後継者不在という課題を抱える企業への事業承継サポートを行います。
日程	未定（年1回程度開催予定）
会場	未定
定員	30人
募集時期	未定
受講料	無料

【問合せ先】

株式会社北九州銀行 営業統括部 TEL 093-513-5215 FAX 093-513-6655

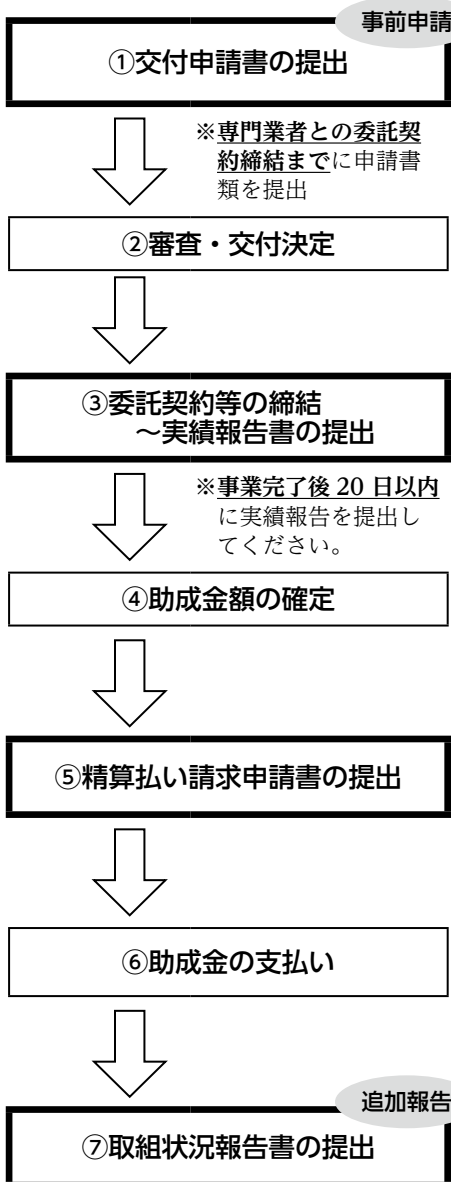
事業承継や M&A 等に関する助成金

1 北九州市事業承継・M&A 促進化助成金

事業承継に向けた株価など企業価値の算定や M & A により第三者へ自社売却する際に支払う仲介手数料など、専門事業者に委託して行う具体的な取組みに要する経費の一部を「助成金」として支援します。

助成金申請手続きの流れ

(①③⑤⑦は事業者、②④⑥は市)



※各年度の M&A に係る取組状況を報告
 ※ M&A に係る最終合意契約を締結した時は、
 最終合意契約日から 20 日以内に、
 最終合意契約書及び成果物等の写しを提出

対象者	主な要件 (1)北九州市内に本社及び事業所を有し、 後継者は引き続き市内で事業を営む予定 であること。 (2)みなし大企業にあたらないこと。 (3)北九州市税を滞納していないこと。 (4)事業承継における譲り手側であること。 (5) 事業承継が既に行われていないこと又は M & A に係る最終合意契約等が締結されていないこと。 など
対象経費	(1)事業承継計画の策定等にかかる経費 ・課題分析（見える化）や経営改善（磨き上げ）等のコンサルティング委託料 ・株価など企業価値の算定委託料 ・相続税・遺産分割等の対策策定委託料 ・事業承継計画の策定委託料など (2)M&A の仲介委託等にかかる経費 ・M&A の仲介者や支援機関等へ支払う手数料（着手金、企業調査手数料、月額報酬、中間報酬、成功報酬等） ・株価など企業価値の算定委託料 など
補助率	対象経費の 2 分の 1
補助上限額	上限 50 万円（千円未満切捨て）
募集期間	随時、募集を受付しています。 ※なお、予算の制約上、途中で募集を締め切ることがあります。 申請メ切：令和 9 年 2 月 26 日まで（予定）
交付要件等	(1)本助成金の申請は専門業者への 委託契約締結より前 に行うことが必須です。 (2)申請を行った日から 令和 9 年 3 月 31 日までに支払いが終了 する費用であることが必要です。 (3)国及び関係団体等から同種の補助金等の交付を受けていない又は受ける見込みがないこと。 (4)助成金の交付は、年度を問わず 1 事業者につき 1 回まで。 (5)助成金交付後、市から定期的に進捗状況を確認することに同意すること。など 申請方法等の詳細は市 H P をご確認ください。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/10700210.html



北九州市事業承継助成金



【問合せ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

2 事業承継・M&A補助金

<事業概要>

中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、事業承継に際しての設備投資や、M&A・PMIの専門家活用費用等を補助するもの。

<基本要件及び対象経費>

支援枠	類型	要件	対象経費
事業承継促進枠		5年以内に親族内承継又は従業員承継等を予定している者	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等
専門家活用枠	買い手支援類型	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料
	売り手支援類型	※小規模売り手類型は15次公募以降での実施を予定しています	
	小規模売り手支援類型		
PMI推進枠	PMI専門家活用類型	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	設備費、外注費、委託費等
	事業統合投資類型		
廃業・再チャレンジ枠		事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、土壌汚染調査費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

<補助率・補助下限及び上限額>

支援枠	類型	補助率	補助上限
事業承継促進枠		2/3又は1/2以内 ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合2/3	800万円又は1,000万円以内 ※補助事業期間において一定の賃上げを実施した場合には、補助上限額を1,000万円とする。
専門家活用枠	買い手支援類型	1/3・1/2又は2/3以内 ※100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3	600万円又は800万円、2,000万円 ※800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※100億企業要件を満たす場合
	売り手支援類型	2/3又は1/2以内 ※①赤字②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合2/3	600万円又は800万円 ※800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算
	小規模売り手支援類型	2/3以内	450万円以内
PMI推進枠	PMI専門家活用類型	1/2以内	150万円以内
	事業統合投資類型	1/2又は2/3以内 ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合2/3	800万円又は1,000万円以内 ※補助事業期間において一定の賃上げを実施した場合には、補助上限額を1,000万円とする。
廃業・再チャレンジ枠		1/2又は2/3以内 ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う	300万円以内 ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算

本内容は令和8年1月時点の情報であり、公募回によっては各枠の内容を変更する場合がありますので、最新の情報につきましては事務局HPもしくは公募要領を必ずご確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r8/m_and_a.pdf



【問合せ先】 専門家活用枠 / 廃業・再チャレンジ枠 TEL 050-3145-3812
事業承継促進枠 TEL 050-3192-6274
PMI推進枠 TEL 050-3129-6228

3 事業承継に向けた中小企業収益力強化補助金

事業承継計画に基づく取組みに必要な経費の一部を支援します。

要件	下記を満たすもの ①今後5年以内に事業承継をしようとしていること。 ②福岡県事業承継支援ネットワーク構成機関による事業承継計画の策定 またはブラッシュアップ支援を受けたことがあること。 ③中小企業基本法の定義による中小企業者であること。
補助対象	事業承継前の収益力強化に必要な取組み
補助率	1/2（小規模事業者の場合 2/3）
補助額	50万円以内
採択件数	60件程度
対象経費	機械装置費、広報費、研修受講料、雑役務費、委託費等

- ・応募された申込書は福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課で審査を行います。
- ・応募条件等は変更する場合がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

【問合せ先】

福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課 経営支援第二係 TEL 092-643-3425

4 中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金

中小企業がM&Aによる事業承継を円滑に行うため、仲介業者に支払う手数料や企業価値算定に要する経費等を支援します。

対象者	福岡県事業承継・引継ぎ支援センター経由で事業譲渡した県内中小企業 又は、県内中小企業から事業を譲り受けた者
補助対象	下記に要する経費 ・M&A仲介業者に支払う仲介手数料 ・企業価値算定など、事業譲渡に伴って発生した諸費用 ・デューデリジェンスなど、事業譲受に伴って発生した諸費用
補助率	1/2（小規模事業者の場合 2/3）
補助額	50万円以内
採択件数	40件程度

- ・補助金の申込書は下記へご提出ください。
- ・福岡県事業承継・引継ぎ支援センターを経由した事業承継が対象になるため、まずは福岡県事業承継・引継ぎ支援センター（P128参照）にご相談ください。

【問合せ先】

福岡商工会議所 TEL 092-441-1146

第9章 起業・創業

～日本一起業家に優しいまちを目指した取組み～

北九州市は、日本一起業家に優しいまちを目指して、地域の大手企業、商工会議所、金融機関など、創業支援に関わる多くの方々と様々な取組みを推進しています。

北九州市は新しいことにチャレンジする皆さんをまちぐるみで応援しています。

北九州市創業支援等事業計画

北九州市では産業競争力強化法に基づいて「北九州市創業支援等事業計画」を策定し、国の認定を受けており、下表の実施機関で行われる「特定創業支援等事業」の支援を受け、北九州市が証明書を交付した創業者^{*}は、様々なメリットを受けることができます。

※対象については、要件がございますので市ホームページでご確認ください。

〈メリット〉

- 1 会社設立時の登録免許税の軽減措置
- 2 創業関連保証の利用開始月の前倒し
- 3 日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ
- 4 小規模事業者持続化補助金（創業型）の申請対象

〈特定創業支援等事業実施機関〉

特定創業支援等事業は、通年行われている事業や期間を限定して実施しているものもございますので、実施時期などの詳細については、各機関に直接お問い合わせください。

実施機関	事業名	掲載頁	問合せ先
北九州商工会議所	創業塾	P137	093-541-0192
福岡ひびき信用金庫	ひびしん創業塾	—	093-661-2414
一般社団法人まちはチームだ	創生塾スタンダードコース	—	093-967-1003
公益財団法人 北九州産業学術推進機構	実践起業塾	P137	093-873-1430
	支援人材による ハンズオン支援事業（通年）	—	
北九州市 （コンパス小倉）	インキュベーションマネージャーによる ハンズオン支援事業（通年）	—	093-513-5300
北九州市 （ウーマンワークカフェ北九州）	女性の起業支援セミナー	P137	093-551-0091
フリー株式会社	つばめ創業セミナー	—	03-6694-1946

特定創業支援等事業におけるメリット等の詳細は市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700156.html>



【問合せ先】

北九州市 産業経済局 スタートアップ推進課 TEL 093-582-2590 FAX 093-591-2566

起業・創業の相談をしたい

起業・創業に関する一般的な相談をはじめ、事業計画の作成、会社設立の方法など、起業・創業に向けた支援を行っています。

1 創業に関するワンストップ相談窓口「COMPASS小倉」

北九州市では、創業支援の中核施設として小倉駅近隣に「COMPASS小倉」を設置しており、法人の設立等をご検討されている方に対し、創業時に必要となる事業計画の作成や諸手続きなどに関して、専門の相談員がワンストップで個別相談に対応しています。

〈相談窓口〉

- 1 「北九州市開業ワンストップセンター」による法人登記等のオンライン申請サポート
- 2 「北九州市雇用労働相談センター」による雇用・労務に関するオンライン相談

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 スタートアップ推進課 TEL 093-582-2590 FAX 093-591-2566
COMPASS小倉（北九州テレワークセンター） TEL 093-513-5300

2 その他の相談窓口

相談窓口	中小企業支援センター	ウーマンワーク カフェ北九州	北九州商工会議所	日本政策金融公庫 国民生活事業創業サポートデスク (北九州支店・八幡支店)	北九州市内の 福岡銀行、西日本シティ銀行、 北九州銀行の各店舗
相談分野	経営や技術、税務、法律、資金計画などの相談に、各分野の専門家が創業に関する相談に対応します。 (※平日の相談が困難な場合は、土・日曜日(祝日を除く)に相談に応じます。)	「自分の特技や趣味を活かしながら、自由な働き方がしたい!」、「スモールビジネスから始めてみたい!」、「子育て・介護と両立しながら仕事をしたい!」などの女性の起業・創業に関する相談に専門家が応じます。	具体的な創業計画の立て方、資金調達の方法、創業に必要な手続きの方法等の様々な問題の相談に応じます。 相談に来られた方には、創業に関する基礎知識、税務・労務、許認可手続き、問い合わせ先等を一冊にまとめた創業マニュアルをお渡しします。	創業に関する様々なご相談を承っています。	北九州市内の各店舗において、創業支援の窓口を設置し、創業に関する様々なご相談に応じます。
時間	平日：9:00～17:00 土日：指定した時間	月8回程度 ※日程等詳細が決まり次第、ホームページ等で案内します。	平日：9:00～17:25	平日：9:00～17:00 (※八幡支店は11:30～12:30 窓口休業)	平日：9:00～17:25 ※一部の店舗では昼休業の実施や上記時間外での受付も行っていきます。詳細は各金融機関にお問い合わせください。
場所	戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンタービル 1F	小倉北区浅野 3-8-1 AIMビル 2F	北九州商工会議所 各センター ☞詳しくは P6	(小倉北・小倉南・門司・戸畑の方) 【北九州支店】 小倉北区鍛冶町 1-10-10 (八幡西・八幡東・若松の方) 【八幡支店】 八幡西区黒崎 3-1-7	北九州市内の各店舗
対応する専門家	中小企業診断士、税理士、司法書士、社会保険労務士 など	女性起業家など	商工会議所の経営指導員、中小企業診断士 など	日本政策金融公庫 国民生活事業の職員	各店舗の職員および 事業カウンセラー
相談時間	1時間程度 (内容によって異なる)				1時間程度
料金	無 料				
申込方法	電話で予約	電話または、ウーマンワークカフェ北九州のホームページからオンライン相談の予約可	予約不要。ただし、電話、ホームページから予約可能。	電話または、日本政策金融公庫のホームページから予約可能	予約不要
問合せ先	(公財)北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450	ウーマンワークカフェ 北九州 総合受付 TEL 093-551-0092 FAX 093-551-0093	北九州商工会議所 各センター ☞詳しくは P6	日本政策金融公庫 北九州支店 TEL 0570-091236 FAX 093-541-7578 日本政策金融公庫 八幡支店 TEL 0570-092501 FAX 093-642-3004	福岡銀行 法人ビジネスサポートセンター TEL 0120-279-005 FAX 092-752-5976 西日本シティ銀行 ビジネスサポートセンター北九州 TEL 093-521-6545 FAX 093-521-6550 北九州銀行 営業統括部 TEL 093-513-5215 FAX 093-513-6655

起業・創業に関する専門家の派遣

実施機関	中小企業支援センター	北九州商工会議所
対象者	創業予定者、創業間もない事業者	創業予定者、創業間もない事業者
派遣内容	中小企業支援センターに登録している専門家を派遣します。専門家が現地で実情を分析しながら、課題解決に向けたアドバイスと実地指導を行います。	創業計画の作成、税務・労務、法務、販路拡大など創業にあたっての不安や課題解決のために経験豊富な専門家を派遣します。
派遣料金	1回目～3回目は無料 4回目は派遣費用の1/3（1万円程度）、 5・6回目は2/3（2万円程度/回）を企業負担	年3回まで無料
問合せ先	中小企業支援センター TEL 093-873-1430 🔄 詳しくは P1～4	北九州商工会議所各センター 🔄 詳しくは P6

起業・創業に関するセミナー

(1) 中小企業支援センター「実践起業塾」

対象者：起業予定者、起業後間もない方
 内 容：起業の心構え、事業計画書の作成基礎知識、財務、会計 など
 日 程：令和8年9月～10月（予定） オンライン及び対面講座（予定）
 対面講座会場：九州ヒューマンメディア創造センター（八幡東区）（予定）
 定 員：20人
 募集期間：令和8年7月（予定） 受講料：5,000円（予定）
 問合せ先：公益財団法人北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター
 TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

(2) ウーマンワークカフェ北九州 各種セミナー

対象者：起業予定の女性、起業後間もない女性
 日 程：決まり次第、ホームページ等でご案内します。
 受講料：無料
 問合せ先：ウーマンワークカフェ北九州 総合受付
 TEL 093-551-0092 FAX 093-551-0093

(3) 北九州商工会議所「創業塾」

対象者：創業予定の方、創業後間もない方
 内 容：創業の心構え、創業体験談、開業の基礎知識、ビジネスプランの作成 など
 日 程：令和8年6～7月・1～2月（予定） 会 場：未定 定 員：50人
 募集期間：令和8年4～5月・11～12月（予定） 受講料：5,500円（予定）
 問合せ先：北九州商工会議所 専門相談センター
 TEL 093-541-0192 FAX 093-531-1759

(4) 北九州商工会議所「創業交流会」

対象者：創業予定の方、創業5年以内の方
 内 容：創業体験談、交流会（ショートプレゼン、フリータイム）
 日 程：決まり次第、ホームページ等でご案内します。（年3回を予定）
 受講料：無料
 問合せ先：北九州商工会議所 専門相談センター
 TEL 093-541-0192 FAX 093-531-1759

起業・創業に関する助成金等

1 企業変革・スタートアップ・グロースサポート事業

市内スタートアップの事業化に向けた取組と、行政課題解決や市内企業との協業につながるスタートアップの取組に対して、資金支援及び伴走支援を行います。

(1) 市内スタートアップ成長支援プログラム

- ① 研究開発・実証支援
シード期の市内スタートアップが行う、製品・サービス開発の取組に対して、資金支援及び伴走支援を行います。
- ② 事業展開支援
アーリー期の市内スタートアップが行う、製品・サービスの売上拡大のための取組に対して、資金支援及び伴走支援を行います。

主な要件	○北九州市内に本社若しくは主たる事業所を有すること。 ○中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業に該当しないこと。 ○法人格を有すること。 ○応募時点で設立してから15年以内であること
資金支援 (上限額)	(1) 研究開発・実証支援：300万円 (2) 事業展開支援：800万円
受付期間	令和8年6月頃から受付開始予定

(2) イノベーション支援プログラム（行政課題解決枠・市内企業協業枠）

市内外のスタートアップが行う、北九州市が掲げる課題の解決や、市内企業との協業に対して、資金支援及び伴走支援を行います。

主な要件	○中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業に該当しないこと。 ○法人格を有すること。 ○応募時点で設立してから15年以内であること
資金支援 (上限額)	(1) 行政課題解決枠：400万円 (2) 市内企業協業枠：300万円
受付期間	令和8年6月頃から受付開始予定

※上記内容は変更される場合があります。

具体的な内容は北九州市のホームページ等でご確認ください。

※詳細については、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 スタートアップ推進課 TEL 093-582-2590 FAX 093-591-2566

2 商店街空き店舗活用事業（開業支援事業）

商店街に賑わいや活力を生み出すことを目的として、商店街の空き店舗へ出店する方へ、改装費の一部を補助する制度です。事業計画書等の審査により、補助の可否を決定します。

〈補助内容〉

開業時の改装費の50%（限度額は通常枠が50万円、若者・女性応援枠が75万円）

☞ 商店街空き店舗活用事業について詳しくは P108

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

3 繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金

繁華街エリアにエンターテインメント性の高い店舗を開業したい、開業している店舗をより魅力的なものとしたと考えている方（特に若者や女性）の夢を後押しするため、開業にかかる経費の一部を補助する制度です。事業計画書等の審査により、補助の可否を決定します。

《補助内容》

開業時又はリニューアル時に係る改装費や備品費の1/2（限度額75万円）

※詳細については、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

4 開業時の融資制度（北九州市、福岡県、日本政策金融公庫）

（1）開業支援資金（北九州市）

北九州市では、開業時や開業後5年未満の方の事業展開について、事業立上げから事業拡大期までの資金繰りについての支援を行っています。

（2）新規創業資金（福岡県）

創業する個人または会社が必要とする、事業資金の融資を促進することにより、地域の産業振興に資することを目的としています。

（3）新規開業・スタートアップ支援資金（日本政策金融公庫 国民生活事業）

新たに事業を始める方または事業開始からおおむね7年以内の方で、新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分認められるものについて資金繰りの支援を行います。

☞ 開業時の融資制度について詳しくは P84～85

市内の主なインキュベーション施設（創業時に利用可能なワークスペース・オフィス等）

施設名称	COMPASS 小倉	北九州学術研究都市産学連携施設
入居対象者	<一般企業、ベンチャー企業、個人等> 情報通信技術を活用して様々なビジネスを展開しようとする企業や個人 など	<一般企業、ベンチャー企業、起業予定者等> 産業技術の高度化、新たな産業の創出等各施設の設置目的・機能に合致する企業・団体
施設概要	①スモールオフィス：17室（約10㎡～23㎡） ベンチャー企業などを対象にしたオフィスです。 ②一般オフィス：21室（約21㎡～292㎡） 一般テナント向けのオフィスです。 ③ワークスペース：約200席 創業準備段階の方やフリーランスの方などを対象にした座席です。※施設内では創業全般の総合問合せ・相談対応も行っています（⇒詳しくはP135）	①研究室：157室（約7～285㎡） ※産学連携センター、共同研究開発センター、情報技術高度化センター、事業化支援センター、技術開発交流センターの各施設 ②共同研究室：10ブース（約5㎡） ※事業化支援センター ③シェアオフィス：10スペース（約2㎡） ※事業化支援センター
入居期間	①スモールオフィス：原則1年以内、以降1年毎の更新（最大3回まで） ②一般オフィス：期限なし ③ワークスペース：期限なし	入居可能期間 ①研究室：期限なし ②共同研究室：1年毎の更新（最大3回まで） ③シェアオフィス：期限なし ※ただし、毎年更新の審査があります。
利用料金	<月額利用料金> ①スモールオフィス、②一般オフィス 使用料：月額2,700円/㎡ 共益費：月額1,080円/㎡ 敷金：なし その他：光熱費は実費 ③ワークスペース フリースペース 10,780円/月額/席 固定席 13,200円/月額/席 チームルーム 71,500円/月額/室 詳しくはホームページでご確認ください。 http://compass-kokura.com/ 	<月額利用料金（通常）> ①研究室・③シェアオフィス 使用料：月額2,000円/㎡ 共益費：月額500円/㎡ 敷金：なし ②共同研究室 使用料：月額1,000円/㎡ 共益費：月額500円/㎡ 敷金：なし <使用料の減免制度> 一定の条件を満たす方には、使用料の減免制度があります。 ①研究室・③シェアオフィス 減免後の使用料：月額1,000、1,400円/㎡ ②共同研究室 減免後の使用料：月額500、700円/㎡
所在地	小倉北区浅野 3-8-1 AIMビル 6F	若松区ひびきの （北九州学術研究都市内）
問合せ先	COMPASS 小倉 （正式名称：北九州テレワークセンター） ※指定管理者：COMPASS 共同事業体 TEL 093-513-5300	公益財団法人 北九州産業学術推進機構 事務局総務企画部 TEL 093-695-3111

ATOMICa 北九州	ワークスペース秘密基地
所在地：小倉北区京町 3-1-1 セントシティ北九州 7F 問合せ先：093-600-2782 URL：https://atomica.co.jp/ 	所在地：小倉北区京町 2-2-19 小倉ジャンジャンビル 3階 問合せ先：093-967-1003 URL：https://coworking802.com/ 
オープンオフィス小倉	DISCOVERY coworking
所在地：小倉北区鍛冶町 1-1-1 北九州東洋ビル 3・5階 問合せ先：0120-965-391 URL：https://www.regus-office.jp/area-serch/kitakyushu-area/opo_kokura/ 	所在地：小倉北区浅野 1丁目 1-1 ピエラ小倉 1F 問合せ先：093-513-1007 URL：https://discoverycoworking.com/ 

NUWORKS FUKUOKA 所在地：小倉北区浅野 2 丁目 14-3 あるある City2 号館 3 階 問合せ先：03-4214-2522 URL：https://nuworks-shareoffice.com/ 	ダイヤモンドシェア 所在地：八幡東区西本町 4-1-1 一番街 2 階 問合せ先：093-616-1994 URL：https://www.colead.co.jp/diamond/ 
リージャス小倉駅前ビジネスセンター 所在地：小倉北区米町 1-1-1 小倉駅前ひびきビル 6F 問合せ先：093-285-3785 URL：https://www.regus-office.jp/area-serch/kitakyushu-area/kokura_ekimae/ 	TIME SKY 1 号館 所在地：八幡西区熊手 2-3-27 ITS ビル 2F 問合せ先：093-616-1331 URL：https://timesky.jp/ 

※詳しくはホームページでご確認ください。

その他のインキュベーション施設

北九州市東京事務所・首都圏企業誘致センター

北九州市東京事務所は、交通に便利な有楽町駅前の東京交通会館 6 階にあります。

事務所は、「土曜日開所」「Free-WiFi 完備」「30 名規模が使用できるスペース」という利便性を有しております。北九州市に御縁のある企業・個人であれば、どなたでもご利用いただけます。

■ご利用例：営業の合間の立寄り、商談場所、会社説明会、セミナー、採用会場（試験・面接）等

ご利用に関するお問い合わせ、ご予約についてはお気軽に東京事務所までご連絡ください。
 ※土曜日のご利用につきましては、希望者多数のため、必ず事前にご予約をお願いいたします。

【北九州市東京事務所】

東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 6 階
 (JR「有楽町駅」中央口・京橋口より徒歩 1 分、
 地下鉄「有楽町駅」D8 出口から直結)
 開所時間：9：00～17：45（月～土曜日）
 ※土曜日が祝日の場合はお休み



【問合せ先】

北九州市 政策局 東京事務所・首都圏企業誘致センター TEL 03-6213-0093

ベンチャーキャピタル等とのマッチングの場

(一社) 九州ニュービジネス協議会 (九州 NBC)

ニュービジネスの創出・育成を通じ、九州経済の活性化に取り組んでいます。

対象者	ベンチャー企業や新事業に取り組むベンチャー指向の中小企業・小規模企業等
支援内容	ベンチャープラザ二月会 (年3回程度福岡市内で開催予定) 販路開拓・資金調達等の課題解決を目指すベンチャー支援事業です。 ベンチャー企業 (毎回3~4社) によるプレゼンテーション等を通じて、ベンチャー企業と参加者とのマッチングを行っています。同様に、二火会 (熊本)・二水会 (鹿児島) 等を開催するなど、ベンチャー企業の支援を行っています。
募集方法	九州ニュービジネス協議会ホームページ (https://www.qshu-nbc.or.jp/) からお申込みください。

【問合せ先】

(一社) 九州ニュービジネス協議会 TEL 092-833-3097 FAX 092-833-3088

北九州市スタートアップネットワークの会

起業した人、起業を目指す人、起業を支える人たちがフラットな立場で気軽につながり交流する北九州市独自のコミュニティです。同会が運営するフェイスブックでは、スタートアップに関する様々な情報を発信しています。



フェイスブックページはこちらから→

【問合せ先】

北九州市 産業経済局 スタートアップ推進課 TEL 093-582-2590 FAX 093-591-2566

北九州イノベーションゲート

北九州市では、市内企業や行政などが抱える課題や新たなチャレンジを、スタートアップとマッチングすることで、共創を促進する web サイト「北九州イノベーションゲート」を運営しています。

課題解決や新たなチャレンジの実現に向けて、スタートアップと一緒に取り組みたい市内企業を募集しています。

【対象者】

・課題等登録者：スタートアップとの共創により、課題等の解決を目指す市内企業や行政等

・スタートアップ：連携等を希望する全国のスタートアップ

※詳細については、下記までお問い合わせください。

**【問合せ先】**

北九州市 産業経済局 スタートアップ推進課 TEL 093-582-2590 FAX 093-591-2566

第10章 お役立てください（各種制度・情報）

北九州市国家戦略特区について

「国家戦略特区」は、国が区域を指定して、規制緩和や事業者への支援を進めることにより、ビジネスがしやすい環境を創出するための制度です。本市は、平成28年に市全域が指定されました。制度詳細等はホームページでご確認ください。



主な規制緩和や事業者への支援メニュー

創業・雇用創出の支援

- ・北九州市開業ワンストップセンター
開業に必要な登記、税務や年金・社会保険等の手続相談や、オンライン申請を行政手続相談員がサポート。
- ・雇用労働相談センター
スタートアップ企業を中心に、雇用主や労働者からの相談に弁護士等が対応。
- ・北九州市イノベーション人材マッチング支援センター

近未来実証サポート

- ・北九州高度産業技術実証ワンストップサポートセンター
実証実験に必要な各種手続き、関係機関や実証フィールド利用に関する調整などをサポート。
対象：自動車の自動運転、小型無人機（ドローンなど）、IoT・無線通信等の電波利用

外国人材の活躍支援

- ・外国人エンジニアビザ
上場していない企業が、半導体やIT分野の外国人エンジニア（対象査証「技術・人文知識・国際業務」）を採用する場合の入国審査にかかる期間を短縮。

規制改革提案を募集しています

事業実施や新規事業推進にあたり、国の規制（法律、通達やマニュアルなど）による「お困りごと」がありましたら、新たな規制緩和（特例メニュー）の提案と一緒に検討いたします。

利子補給制度（最大0.7%を5年間）

北九州市国家戦略特区の計画目標に寄与する事業（民間投資）を支援いたします。

東田・未来都市プロジェクト

北九州市は、国へ提案中の「北九州市・東田 Super City for SDGs 構想」に参画する企業や研究機関等による実証・実装事業等を推進し、さらに加速していくため、令和4年8月に『東田・未来都市プロジェクト ~ The Higashida Future City Project ~』を始動しました。

本プロジェクトでは、東田地区及びその周辺地域において、産学官民が連携し、多様な先端的サービス・技術等の実証・実装等を推進することで、2030年頃の未来社会の先行実現を目指します。

新規事業の募集

東田地区及びその周辺地域において実施される先端的サービスや技術等の実証・実装事業を募集しています。採択された事業は、プロジェクト推進コンソーシアムで、事業実施を強力にサポートします。

募集対象分野

移動・交通、物流、観光・商業、社会福祉、ヘルスケア、環境・エネルギー、防犯、防災、その他

応募資格

- ・本プロジェクトに応募した事業を、東田地区及びその周辺地域で主体的に実証・実装する意向がある事業者（個人を除く企業、研究機関、団体等）

応募方法、コンソーシアムでの支援内容やプロジェクト詳細についてはこちらを参照ください



【問合せ先】

北九州市 政策局 サステナビリティ戦略課 TEL 093-582-2156

SDGs (持続可能な開発目標) について

1 SDGs (持続可能な開発目標) とは

SDGsとは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された2030年までの世界共通の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)から構成され「誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、すべての国々が取り組んでいます。

北九州市は、公害克服の経験で培われた技術力や市民力を生かし、環境国際協力からビジネスに繋げるなど様々な分野でSDGsを先取りする取り組みを行ってきました。これらの取り組みは、国の「SDGs未来都市」への選定をはじめとして、国内外から高い評価を受けています。

2 北九州 SDGs クラブ

SDGsの達成のためには、産官学民による幅広い活動の推進が不可欠です。北九州市では、SDGsに関連する活動に取り組んでいる、又は関心をもっている団体・企業・個人等が参加できる組織「北九州SDGsクラブ」(以下「クラブ」という。)を創設し、クラブ会員同士の交流や情報交換、会員間が連携した取り組みの実施や会員金融機関による支援などを通じて、各々の活動の活性化を目指しています。



(1) 加入について

- ・SDGsに取り組む、または関心のある企業・団体・学校・個人等
- ・会費は無料

※詳細、会員登録等については、北九州SDGsステーションのHPをご覧ください。

<https://kitaq-sdgs.com>

(2) プロジェクトチーム

プロジェクトチームとは、クラブ会員が地域課題の解決のため、趣旨に賛同する他のクラブ会員と連携して活動するチームのことです。

クラブ会員は、解決したい課題などに基づき、共通の認識を持つクラブ会員を募り、連携することにより、活動の幅を広げることができます。クラブは、会員のマッチングや情報発信をサポートします。

プロジェクトチームを推進することで「地域課題の新たな解決モデル」の創出を目指します。

※詳細、現在活動中のプロジェクト等については、下記HPをご覧ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00011.html

(3) SDGs 経営サポート

クラブでは、市内21の金融機関と連携し、会員企業が経営戦略としてSDGsを活用することを支援する「SDGs経営サポート」を実施しています。

クラブ会員である金融機関のご協力のもと、会員企業のみなさまのご依頼をワンストップで受け、様々なニーズやシーズにお応えします。

【各金融機関による様々なサポート内容】

- ・自社の技術やサービスをSDGsに役立てるための連携先を探したい
- ・SDGsに取り組みたいが、何から始めていいのかわからない
- ・労務管理を見直し、働き方改革をしたい など

※詳細、サポート利用方法等については、下記HPをご覧ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00006.html

3 北九州SDGsステーション

北九州SDGsステーションとは、クラブを中核として、企業等の主体的なSDGsの取組を促進するため、多様なステークホルダー間の連携支援、ニーズ・シーズ等の情報の集約と発信、企業等からの相談対応など、SDGs推進のための総合的な機能をもつプラットフォームです。(令和4年12月～)

事業内容

- (1) クラブの管理運営(入会、北九州SDGsマーク、北九州SDGs登録制度の受付等)
- (2) ステークホルダー間の連携(ワークショップ、マッチング、イベント等の実施)
- (3) 情報の収集・発信(HPの運営、ニーズ・シーズの集約、出前講演の実施等)
- (4) 企業等の相談対応(コールセンターの設置、コーディネーターの配置)

4 北九州SDGs登録制度

今後、企業等が経営を行っていく上で、SDGsや脱炭素の取組みは不可欠な要素であり、対応しないと市場から淘汰されかねない潮流となりつつあります。

そのような中、本制度は、SDGsの達成に寄与する企業等の取組内容等を「見える化」し、地域のSDGsの取組みの誘発・加速を図ります。

<対象>

市内に本社又は支店等を有し、市内で事業活動を行う企業・団体(個人事業主等含む)

<登録の要件>

クラブに加入している企業等が、下記の3要件を満たすことが必要

※クラブ未加入の企業等は、登録時に加入

【様式1】SDGs達成に向けた取組状況(チェックシート)

- ・「経済・社会・環境」を網羅した12項目を原則全て記載

【様式2】SDGs達成に向けた宣言書

- ・「経済・社会・環境」の三側面に関連して重点的に取り組む内容を宣言

【様式3】SDGsの達成や地域課題の解決を目指すパートナーシップの構築

- ・SDGsの達成や地域課題の解決のためのニーズやシーズについて記載

<登録のメリット(随時追加)>

- ① 企業等の取組みの発信・PR 【例】市HPでの登録内容の公開
- ② 公共調達等における優遇措置
 - 北九州市総合評価落札方式(工事)における加点
 - 地域みらい促進資金の融資対象

※詳細については、下記HPをご覧ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00016.html

5 北九州市サステナブル経営認証制度

企業がサプライチェーンや消費者等から「選ばれる企業」となるためには、サステナブル経営を実践すること及びそれを発信していくことが求められています。

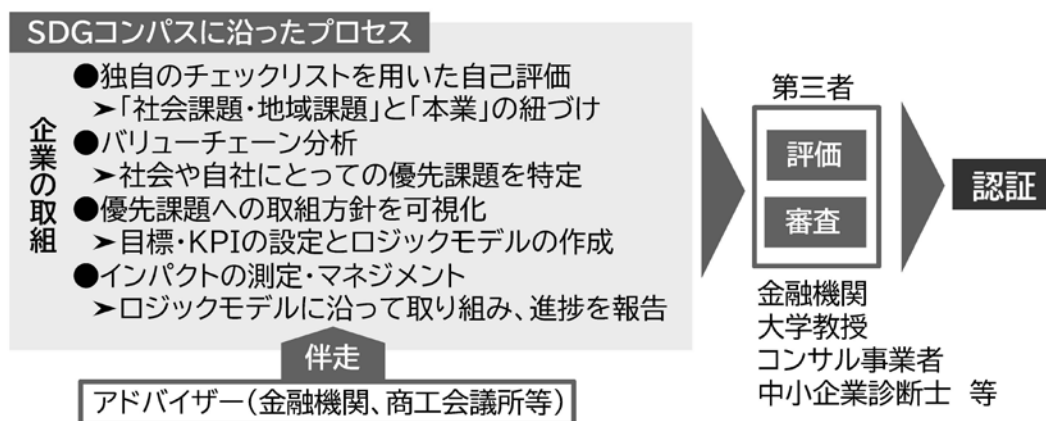
そこで、国内外で高まる ESG 投資・インパクトファイナンスの潮流なども踏まえた、市内企業等へのサステナブル経営の浸透及び信頼性や透明性、地域性を考慮した企業評価と金融との具体的な連動による民間投融資の喚起・拡大を目的とした制度を構築しました。

当該制度に取り組んでいただくことで、企業等の本業により社会課題の解決を図り、北九州市の「経済成長と社会課題の解決の両立」の実現を目指します。

<対象>

北九州市内に本社又は支店等を有し、市内で事業活動を行う企業や団体（教育機関、個人事業主等を含む）のうち、「北九州 SDGs 登録制度」の登録事業者

<概要>



<認証制度に取り組むメリット>

- ・社会課題を踏まえた自社の強みや課題の整理、可視化及びこれらに関する伴走支援
- ・有識者による評価・審査を経たうえで市の認証を得ることによる社会的信用の向上
- ・サステナビリティに関する投融資獲得への期待
- ・制度に取り組む中で必要な融資に関して利子補給金制度の活用が可能（最大0.7%）

※詳細については、下記 HP をご覧ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/285_00011.html

【問合せ先】

北九州市 政策局 サステナビリティ戦略課 TEL 093-582-2156 FAX 093-582-2176

北九州市人権問題啓発推進協議会

人権問題の解決・人権尊重意識の高揚を図るために、様々な人権啓発活動を行っており、多くの企業の皆様にご入会いただいています(年会費 4,000 円。年度途中の入会も歓迎)

【会員特典】

- 1 日本各地で開催される人権研修への派遣旅費・宿泊費・資料代の補助(年間5大会)
- 2 当協議会が作成した人権啓発資料や、購入した資料の提供(無料)
販売品については会員価格(割引特典有)にて提供
例:「私たちと同和問題」(令和3年度改訂版)1冊150円を、会員価格120円で提供
- 3 人権啓発推進者を養成する講座の受講
(無料。基礎編・発展編・実践編(コーディネーター養成講座)の年3回)
- 4 年間、全3回の人権研修会への参加(無料)
○会員向け研修会2回 ※会員限定
○企業向け研修会(人権を考える企業の集い)1回
- 5 オリジナル人権啓発パネルの貸出(無料)
- 6 研修用視聴覚教材DVD、書籍等の貸出(無料)

【問合せ先】

北九州市人権問題啓発推進協議会(北九州市人権推進センター人権文化推進課内)
〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番4号ムーブ8階
TEL 093-562-5010 FAX 093-562-5150

住むなら北九州市！ 応援団体

<概要>

北九州市が行う定住・移住促進に向けた取組に賛同し、自らも同様の取組を実施する団体を「住むなら北九州市！ 応援団体」として登録し、官民一体となって北九州市への定住・移住促進に取り組むことを目的とする登録制度です。

<登録のメリット>

- 企業・団体のイメージアップにつながります。
- 北九州市への定住・移住をおすすめする公式情報サイト「北九州ライフ」で、登録企業・団体の概要や取組内容を紹介します。また、登録企業・団体のWEBサイトへの誘導リンクも設置するなど、情報発信をお手伝いします。

<要件>

次の項目のいずれか1つ以上を実施する場合に登録することができます。

- 北九州市への定住・移住促進に向けた情報発信
- 地域における定住・移住受入体制づくりの活動の実施
- 北九州市への定住・移住の促進や活性化を目的とした取組の実施
- 市が実施する定住・移住促進に関する事業と連携する活動の実施

【問合せ先】

北九州市 都市戦略局 住まい支援室 TEL 093-582-2288 FAX 093-582-2503
◆詳細は、下記ホームページをご覧ください。
<https://kitakyushulife.jp/support/ouen/>

官公需受注に関する情報について

1 入札・契約ポータルサイトー北九州市

北九州市の入札・契約情報等を検索・入手できるポータルサイトです。

URL https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00021.html

2 北九州市の電子契約について

北九州市では、行政手続きのDXの取組の一環として、全庁で電子契約を導入しています。

事業者等から電子契約の申し出をいただいた場合、原則、すべてに対応します。

※北九州市への電子契約の申し出にあたっては、北九州市が連携協定を締結した以下の電子契約サービス事業者（4社）の電子契約サービスから選定し、契約したうえで行っていただく必要があります。



対象の契約	北九州市が契約書を取り交わす、すべての契約 (書面契約が法的に求められる契約、10年を超える期間の契約など一部を除く。)
対応可能な部署	事業者等と契約を締結するすべての部署 (技術監理局をはじめとする市長部局、教育委員会(学校を除く)や上下水道局を含む。)

電子契約の手順やメリット等の詳細は、市ホームページでご確認ください。

市ホームページ (技術監理局契約制度課ホームページ)

URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200116.html>

3 官公需情報ポータルサイト (中小企業庁)

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を収集し、中小企業・小規模事業者の方が欲しい入札情報を一括して検索・入手できるポータルサイトです。

URL <https://www.kkj.go.jp/s/>

【問合せ先】

1・2：北九州市技術監理局契約部		
制度・業者登録など	契約制度課	TEL 093-582-2545
工事入札契約案件	契約課【工事】	TEL 093-582-2256
物品入札契約案件	契約課【物品】	TEL 093-582-2017
3：中小企業庁 事業環境部	取引課	TEL 03-3501-1511 (内線番号 5291)

価格交渉に役立つツール

価格交渉に関するお悩みを解決するのに役立つツールをご紹介します。

1 価格交渉スキルアップセミナー動画（福岡県）

取引先と価格交渉を行う上で準備しておくよいツールや、押さえておくよいポイントなど、価格転嫁につなげるコツを中小企業診断士がわかりやすく解説した動画を公開しています。

【詳細】

<https://www.joho-fukuoka.or.jp/kakaku-kosho.html>



2 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（公正取引委員会）

急激な物価上昇が続く中、賃上げ原資を確保できる取引環境の整備の一環として、労務費の転嫁に係る価格交渉における発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる12の行動を取りまとめた指針が策定されました。

【詳細】

<https://www.jftc.gp.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



3 価格交渉支援ツール（埼玉県）



主要な原材料価格（約1,420品目）の推移が可視化された資料が作成できます。

実用的な様々な特徴があり、価格設定が適切であることの根拠資料として活用できます。

- ・一般的な表計算ソフトを使用しており、誰でも簡単に作成可能
- ・公表データを基に作成しており、信頼性が高い
- ・頻繁にデータを更新するため、常に最新の状態を維持 等

【詳細】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoushoutool.html>



4 中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック（中小企業庁）

価格交渉の準備段階での確認事項や、交渉を行う上で押さえておくよいポイントなどを、中小企業等の協力を得てわかりやすくまとめています。

【詳細】

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf



事業所から出るごみについて

会社や店舗などの事業活動に伴って発生するごみは、条例上「事業系廃棄物」に区分されます。事業系廃棄物は、さらに「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分かれ、家庭から出る「家庭廃棄物」とは扱いが異なりますのでご注意ください。

【詳細】

事業系一般廃棄物について

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_0168.html



産業廃棄物について

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/00900167.html>



【問合せ先】

- (1) 事業系一般廃棄物に関することについて
北九州市 環境局 循環社会推進課 TEL 093-582-2187 FAX 093-582-2196
- (2) 産業廃棄物（マニフェスト）に関することについて
北九州市 環境局 産業廃棄物対策課 TEL 093-582-2177 FAX 093-582-2196

補助金等に関する情報サイトについて

1 ミラサポ plus

ミラサポ plus は、中小企業や小規模事業者向けに、人気の補助金や低利融資などの支援制度を分かりやすく紹介する国のウェブサイトです。経営のヒントや補助金の活用事例（事例ナビ）を掲載し、補助金や低利融資の仕組みや注意点をメルマガで配信しています。また、同サイト内に「賃上げ・最低賃金対応特設サイト」も開設しています。



URL <https://mirasapo-plus.go.jp/>

スマートフォンのカメラで以下の QR コードを読み込むと「ミラサポ plus」が表示されます。



【問合せ先】

ミラサポ plus 運営事務局 initialization@support.mirasapo-plus.go.jp

2 中小企業庁 HP (支援策チラシ一覧ページ)

本サイトでは、中小企業庁が実施する支援策や制度等を網羅的に掲載していますが、補助金等の概要が把握できるチラシを集めたページを開設しています！

詳細を確認できるリンクも順次追加していますので、気になる支援策があれば、そちらからも御確認ください。

URL <https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/support.html>



【問合せ先】

中小企業庁 長官官房 広報相談室 bzl-chushoHP@meti.go.jp

3 中小企業庁 X (旧ツイッター)

全国 358 万者の中小企業・小規模事業者をはじめ、中小企業支援機関、金融機関、自治体などの皆様、中小企業施策に関心のある皆様へ向けて、中小企業庁ホームページの掲載情報を中心に、関連情報、お役立ち情報などを幅広く、リアルタイムにお届けします

URL https://x.com/meti_chusho

【問合せ先】

中小企業庁 長官官房 広報相談室 bzl-chusho-tweet@meti.go.jp

4 e- 中小企業ネットマガジン

中小企業庁及び中小企業支援機関では中小企業施策及び関連情報を迅速に中小企業の皆様に提供することを目的として、毎週水曜日「e- 中小企業ネットマガジン」を発信しております。

中小企業施策の最新動向を知りたい方、創業を目指して関連情報を集めたい方、経営のヒントを探している方、知的財産権などホットな分野の講習会を受けてみたい方などに役立つ情報が満載です。

URL <https://mail-news.smrj.go.jp/>

【問合せ先】

中小企業庁 長官官房 広報相談室 bzl-chusho-netmagazine@meti.go.jp

5 J-net21

J-Net21 は、独立行政法人の中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業とその支援者、創業予定者とその支援者のためのポータルサイトです。

当サイトでは、補助金・助成金情報など、全国の中小企業向け施策を毎日更新様々な経営課題ごと、知りたい情報を簡単に探すことができます。また、中小企業経営者の課題解決をサポートする最新の支援情報や事例等の役立つ情報をお届けしています。



そのお悩み…

J-Net21で検索してみませんか？

▶支援情報ヘッドライン

企業経営や創業に役立つ国・都道府県の支援情報 (補助金・助成金、セミナー・イベントなど) を検索

<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html>



▶ビジネス Q&A

経営者の様々な悩みに専門家が回答します。

<https://j-net21.smrj.go.jp/qa/index.html>



▶起業・創業

起業を思い立ってから開業するまでの情報がまとめられています。

<https://j-net21.smrj.go.jp/startup/index.html>



その他中小企業経営者の虎の巻「経営ハンドブック」や「起業マニュアル」等、多彩な情報を取り揃えておりますので、ぜひご活用ください！

北九州市のホームページ

北九州市のホームページでは、市の計画や取組み、財政状況、観光・イベントなどさまざまな情報を掲載しています。

また、事業者向けとして、「入札・契約」、「商・工業振興」、「企業等の誘致」などの情報を掲載していますので、ご利用ください。



<主な掲載内容>

- 入札・契約結果などに関する情報
- 北九州市の産業団地に関する情報（用地情報）
- 大規模小売店舗立地法にかかる事務手続きの方法及び届出状況のお知らせ
- 地価公示の価格表
- 危険物取扱者試験・準備講習の案内
- 各種統計資料
事業所・企業統計、工業統計、商業統計、国勢調査、家計調査、産業連関表 など

【URL】 <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

北九州市コールセンター（ていたんコール）

北九州市コールセンターでは、市役所や区役所の手続き、市のイベント・施設等に関するお問い合わせなど、市政情報や生活情報についてご案内します。

また、北九州市ホームページで「よくある質問と回答【FAQ】」を公開しています。どこにたずねたらよいかわからない時にご利用ください。

<お問い合わせの事例>

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 中小企業支援センターについて知りたい ■ 会社の創業、経営の相談について ■ 事業を始める際の届出について知りたい ■ 中小企業融資について教えてほしい ■ セーフティネット保証制度について教えてほしい ■ 中小企業向けの研究開発・技術開発に対する補助金について知りたい | <ul style="list-style-type: none"> ■ 中小企業向けの講座・セミナーについて知りたい ■ ISO 認証取得支援について知りたい ■ ごみ減量・リサイクル・生ごみ処理などについて知りたい ■ 観光情報を知りたい ■ 平日以外でも住民票や印鑑証明を受け取ることはできますか |
|--|--|

【問合せ先】

TEL 093-582-4894（1月1日～3日を除く8時30分～20時）
 FAX 093-582-3318（24時間受付可）
 メールアドレス call-center@kitakyushu-cc.jp（24時間受付可）

情報紙「ネットワーク北九州」のご案内

中小企業支援センターでは、地元中小企業向け情報紙「ネットワーク北九州」を発行しています（毎月1日発行）。

中小企業支援施策の紹介や皆様の経営に役立つ情報が満載です。

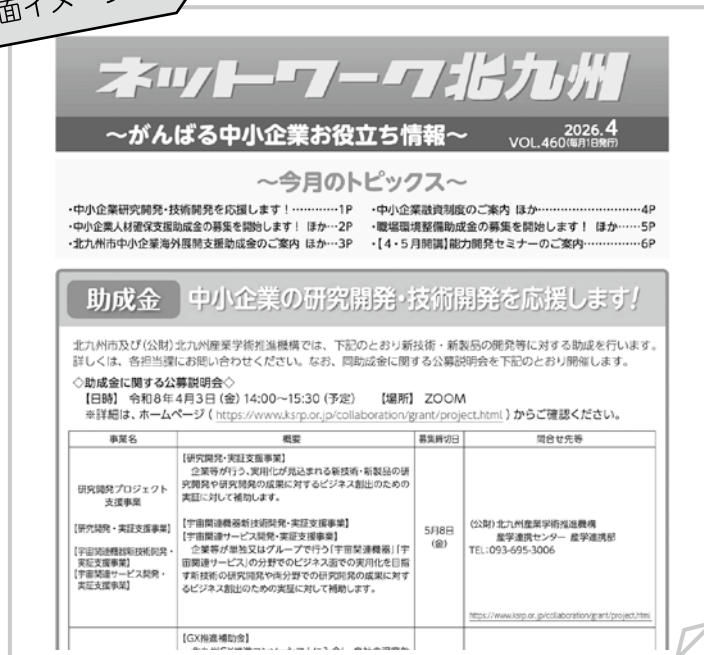
「ネットワーク北九州」メール配信にご登録ください！

<https://www.ktc.ksrp.or.jp/about/#network>



※「ネットワーク北九州」紙面は、中小企業支援センターのホームページ（上記アドレス）からPDF形式でダウンロードすることができます（バックナンバー含む）。

紙面イメージ



中小企業支援センター メールマガジンのご案内

中小企業支援センターでは、各種セミナー・講座・助成金のご案内や募集情報、経営に関するタイムリーな情報をメールマガジンで提供しています（毎週木曜日配信）。登録は無料です。

配信をご希望の方は、下記URLからご登録ください。（携帯電話のアドレスはご利用できません。）

<https://www.ktc.ksrp.or.jp/about/#ml>



【問い合わせ先】（公財）北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL:093-873-1430

北九州テクノセンタービル

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号
北九州テクノセンタービル1F

中小企業支援センター、北九州知的財産支援センター、北九州市中小企業振興課が中小企業支援活動を行っています。



ACCESS

【JR】

- 「JR九州工大前駅」(JR小倉駅から6分)
⇒駅に隣接する歩道橋を北進(徒歩2分)

【西鉄バス】

- 「工大入口」バス下車後、JR九州工大前駅に隣接する歩道橋を北進(徒歩5分)
- 「工大前」バス下車後、JR九州工大前駅方向へ向かい、駅に隣接する歩道橋を北進(徒歩10分)

【都市高速】

- 「戸畑ランプ」※Uターンの必要あり
⇒戸畑ランプからは、九州工業大学側の一般道(テクノセンタービルとは反対側)に降りてしまうため、一般道に降りたら、「新池三丁目交差点①」方面に向かい、「若戸トンネル連絡道路②」経由でテクノセンタービルへ

【車】

- 「小倉方面・中井方面から」
⇒国道199号「中原東交差点◎」を北進。最初の信号を左折し、直進
- 「戸畑方面から」
⇒「新池三丁目交差点①」より「若戸トンネル連絡道路②」経由でテクノセンタービルへ
⇒「都市高速入口A」からもテクノセンタービルへ行くことが可能
(料金所手前にテクノセンター側へ行く道路Bあり。料金所方面に行かないように注意が必要)
- 「若松方面から」
※若戸トンネルより「若戸トンネル連絡道路②」を直進。

駐車場を
ご用意して
います。

【問い合わせ先】

公益財団法人 北九州産業学術推進機構 (FAIS) 中小企業支援センター
TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

北九州市産業経済局中小企業振興課
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1F
TEL : 093-873-1433 FAX : 093-873-1434